

1 議 事 日 程 (第 2 日)

(平成 3 0 年 第 4 回 有 田 川 町 議 会 定 例 会)

平成 3 0 年 1 2 月 1 2 日
午 前 9 時 3 0 分 開 議
於 議 場

日 程 第 1 一 般 質 問

2 出 席 議 員 は 次 の と お り で あ る (1 6 名)

1 番	堀 江 眞 智 子	2 番	増 谷 憲
3 番	椿 原 竜 二	4 番	中 島 詳 裕
5 番	星 田 仁 志	6 番	片 畑 進 之
7 番	谷 畑 進	8 番	小 林 英 世
9 番	林 宣 男	10 番	殿 井 堯
11 番	佐 々 木 裕 哲	12 番	岡 省 吾
13 番	森 谷 信 哉	14 番	新 家 弘
15 番	湊 正 剛	16 番	亀 井 次 男

3 欠 席 議 員 は 次 の と お り で あ る (な し)

4 遅 刻 議 員 は 次 の と お り で あ る (な し)

5 会 議 録 署 名 議 員

5 番	星 田 仁 志	12 番	岡 省 吾
-----	---------	------	-------

6 地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 氏 名 (1 3 名)

町 長	中 山 正 隆	副 町 長	坂 頭 徳 彦
住 民 税 務 部 長	山 田 展 生	福 祉 保 健 部 長	前 久 保 眞 次
総 務 政 策 部 長	中 裕 準	消 防 長	栗 栖 誠
産 業 振 興 部 長	立 石 裕 視	建 設 環 境 部 長	鈴 木 幸 敏
総 務 課 長	竹 中 幸 生	財 務 課 長	中 屋 正 也
企 画 調 整 課 長	森 田 栄 一	教 育 長	楠 木 茂
教 育 部 長	井 上 光 生		

7 職 務 の た め に 議 場 に 出 席 し た 事 務 局 職 員 の 職 氏 名 (2 名)

事 務 局 長	一 ツ 田 友 也	書 記	細 野 鶴 子
---------	-----------	-----	---------

平成30年第4回定例会一般質問者及び項目表

通告順	議員名	質 問 項 目
1	佐々木裕哲	①コスモスパークへの道路標識設置について ②きびドーム、議会議場の音響機器の耐用年数を問う ③鳥尾池への流入土の搬出について
2	星田仁志	①小・中学校の夏休みについて ②携帯電話の不通箇所について
3	椿原竜二	①和歌山県知事選挙の投票率について ②色覚検査の現状と色覚特性への配慮と対応について
4	殿井 堯	①潮光園建設の負担金について ②不良空き家等除却補助金について
5	中島詳裕	①本町の過疎対策について ②森林災害について ③ふるさと納税制度における本町の現状と今後の課題について
6	岡 省吾	①郷土伝統工芸「保田紙」紙漉き技術の継承・維持と今後について ②「有田川町鉄道交流館と鉄道公園」の今後について
7	小林英世	①風水害の避難に関して ②プラスチックゴミについて
8	増谷 憲	①風力・太陽光発電施設について ②学校給食の無償化について ③介護保険制度等について
9	堀江眞智子	①就学援助について ②風しんワクチン等接種費用助成について

8 議事の経過

開議 9時30分

○議長（殿井 堯）

改めまして、おはようございます。

ただいまの出席議員は16人であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

また、説明員は、町長ほか12名であります。

なお、本日、町長より追加議案9件が提出されております。

……………日程第1 一般質問……………

○議長（殿井 堯）

日程第1、一般質問を行います。

配付のとおり、9名の議員から通告をいただいておりますので、順次許可します。

……………通告順1番 11番（佐々木裕哲）……………

○議長（殿井 堯）

11番、佐々木裕哲君の一般質問を許可します。

佐々木裕哲君の質問は一問一答形式です。

11番、佐々木裕哲君。

○11番（佐々木裕哲）

11番、佐々木です。

議長の許可を得ましたので、一般質問させていただきます。

今回、9人の議員が質問しますが、質問に対しよき回答をしていただき、町民の方々や、有田川町のためになるようによろしく願います。

では、私の質問に入ります。今回、私の質問は3事項について行います。各項目について、事前に部課長と協議していますので、質問はできるだけ短く、回答もできるだけ満点が得られるようお願いしたいと思います。

まず、1番目の質問です。コスモスパークへの道路標識設置についてであります。コスモスパークは有田川町の観光絶景地であり、生石山に引けをとらない観光地であります。特に、コスモスの咲く時期は県内外から多くの方々が訪れてくれますが、車で和歌山、大阪方面から来る方が、海南東インターで下車した場合、県道海南金屋線で来ると、東急ゴルフの入り口までは道は急カーブながら来られるのですが、東急ゴルフ場の入り口から、普通自動車何とかやと通れるような状態であります。前から車が来ると、お互い車寄せができる場所もなく、対向もできません。また、バックすることもできないような状態になっております。

また、カーナビで有田インター下車しても、案内は賢または船坂の途中で案内が終了すると言われ、私も実際に設定しましたら、賢や船坂で途中で切れてしまいます。そういうことで、コスモスパークの本来のコースは有田インターから田口大橋、千葉山ブドウ園、そしてコスモスパークへ行くのが本来のルートであります。初めて来る方が非常に迷い大変だと聞いております。私も、先日、あそこへ上がったときに、遠方からの車、ナンバーを見ますとわかるので、ここへ来られるのに、スムーズに来られましたかと言いますと、中にはカーナビで来たけれど、えらい目に遭うたんやと。途中でとまって、田口から、船坂から上がれと言われたんですけども、もうミカン畑の支線が入ってしまって、非常に時間がかかったというような苦情も言われておりました。

そういうことで、今、このコスモスパークは、以前は地元長田区の皆さんが管理、運営をいただいたのですが、今はシルバー人材センターで行ってくれております。

そこで、道案内をシルバーの方へ電話等で困っているということを聞きました。そこで、ゴルフ場の入り口へ、ここからは車が入りませんか、誰でもわかるような標識板の設置をしたらどうかと思います。また、ぜひともしてほしいというのが願ひでございます。

また、コスモスパークへの入り口は普通の整備された広い道で、そのため田殿橋の北詰へ直接、田殿橋から、賢から上へ上がるコースがあるんですけども、できれば由利の商店のあたりでも、あの辺へお願いして、田口経由で上へ上がるようにしたほうが、1つに決めたほうが私はいいんじゃないかと思っております。

この質問に対しまして、シルバーの方々のたつての願ひであり、これをぜひとも一般質問で取り上げてほしいということで、今回、私がさせてもらうようにしました。さっきも言ったように、ナビで来てもなかなか到着せんとか、道が狭いので対向もできんということですので、ひとつ観光課の方もいろいろ検討もしてくれればいいんですけども、ぜひともこのような事態にならないように、何とか具体策をお聞きしたいと思っております。

次に、2番目の質問でございます。2番目の質問はきびドームや、この議会会場の音響機器の耐用年数についてお聞きしたいと思っております。きびドームでカラオケ等で使用する場合は、機器は持ち込むので、そんなことはないんですけども、それ以外の会議とか講演等で使用する場合は、備えつけの今のマイクなんですけれども、ハウリングと言うんですかな、キーンとか、ポーンとか、ああいう音がして使いものにならないということがよく言われます。先日も、副町長、教育長出席のもと、県下から集まり、ある講演会があったわけなんですけれども、私もそれを傍聴させていただきました。やはり、講演者が話をしている最中に、何度もハウリングしておりました。そこで、今、使っている機器は何年使用しているのか。今の現状を町職員は知っているのか。これ、あれ実際にピーピー鳴っているのを、あそこに誰か責任者がおりますけれども、町の職員がああいうことになっているのを知っているのかということもお聞きしたいと思っております。

この議会の会場の機器も同じことなんですけれども、この9月議会、前回の議会で私の一般質問の録音が途中で切れていまして、町長や部長の声が入っていませんでした。そこで別の予備のICレコーダーで録音したもので、またテープへ変換してもらって、それを活字に直したわけなんですけれども、どうしてもICレコーダーで遠方のほうでとっておりますと、声も小さく、なかなか何と言っていたのか聞き取れなくて、私も非常に困りました。そういうことで、機械とか機器というのは何十年も使っていると、一部を直しても、また別の場所が悪くなってくるというのが普通でございます。それらも含めて、きびドームやこの議場の機器、庁舎内の機器、そういう面を今後、どのように考えているのか、その点もお聞きしたいと思っております。

続いて、3番目の質問でございます。3番目の質問は、これもちょっと現実の非常

に困っている問題でございます。というのは、鳥尾池への流入土、土ですね、その搬出についてお聞きしたいと思います。池というのは、普通、個人または地区で所有しているものもあるんですけども、大半が市町村で管理しております。鳥尾池も所有者は有田川町、そして管理者は鳥尾池水利組合が行っているわけなんですけれども、そこで、この池、皆さんも知っていると思うんですけども、全国的に見ても非常に珍しい形態をとっております。これはもちろん、町長や部長も皆、知っていると思っておるんですけども、普通、池というのは山のすそ野をせきとめ、山から流れてくる小川の水をためる、ため池形式をとっているのが普通でございます。この鳥尾池は池の上流から流れてくる水は二級河川、これは県の管轄ですね、二級河川の吉見川、この池の入り口は幅7メートル、深さ1.5メートルの川でございます。かなり大きな川でございます。その川から、この鳥尾池へ流入しているということです。そして、また、そこから鳥尾池から出ていく水が、二級河川、鳥尾川となっております。ちょうど二級河川の真ん中にダムのようにせきとめているから、池の一番低い底の水抜き栓は常にヘドロというのか、山土がたまってきた、上流から流れてくる水がなかなか抜けないという状態になっているのです。今までは、水利組合の方々が何年かには一遍はそれをさらっていたらしいんですけども、今はもう水利組合も、水田も減り、耕作者も減ってきて、なかなか抜け、抜けで、水利組合の方々の人数も減って、水利費としてわずかなお金を年間もらっているんですけど、それでは到底こんな工事はできないということで、県、町で何とかしていただきたいのが今回の質問でございます。昔と違って、吉見川の上流はほとんど立派なミカン畑に開墾しているため、大雨なんか降ると、どうしても山土が流れ込み、池へ堆積しているわけなんですけれど、もうその繰り返しで、どうにもならんと。一遍、これ、何とかして水利組合のほうでは、もう処置ができませんので、町、県でひとつ考えてくれというのが、今回の質問でございます。行政として、よき回答を得られるように町長、部長のほう、よろしく願います。では、これで1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（殿井 堯）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

おはようございます。

今回もまた9名の方が御登壇されるようであります。できるだけ丁寧にお答えをしたいと思います。

それでは、佐々木議員の質問にお答えしたいと思います。議員の質問にありますように、和歌山、大阪方面から海南インターチェンジ下車で、コスモスパークを車載のナビに入れますと、ほとんどが東急ゴルフ場からのルート案内されると聞いております。カーナビというのは、最短ルートをまず選びます。軽へ積んであっても、トラックに積んであっても、同じルートを選んでいくということで、多分、大阪方面から

来る方は、そういった御不便があると思います。役場へ問い合わせたときは、田口から上がるルートの説明するんですけども、大半の方が初めての方はカーナビどおり、東急のほうへ入っていくようであります。町といたしましても、数年前からルート案内を記した看板を設置して、また2年前からはここからは行けません、コスモスパーク、だめという大きな文字で記載した看板を設置していますけれども、いまだに多くの来場者の方が迷われているのが現状であります。

今年度、実施いたしましたアンケート調査の結果を見ましても、看板が少ない、道路幅が狭いので広くしてほしいなどの意見がほとんどで、その対策といたしまして、まず来年度は案内表示板の増設を図れるよう、予算措置をしております。議員各位の御協力をお願い申し上げたいと思います。

また、パンフレットなんかを置くやつについても、できたらコスモスパークは有田インターでというような案内もこれからやっぱりしていく必要があるかなと思ってます。それで、ことしも看板については、もう予算措置を既にやっておりますので、また議員各位の御協力をお願いしたいと思います。

2点目のきびドーム、議会議場の音響機器についてでありますけれども、きびドームが平成7年に建設されて、23年経過します。音響機器の耐用年数は6年ぐらいですが、実際は10年以上使用できています。音響設備を全て更新するとなると、二、三千万円ぐらいの費用が必要となってきますので、今までは故障したときなどには最小限の交換、修理を行ってきました。議員のおっしゃるとおり、音のハウリングが起こり、聞こえにくかったりすることがありますので、今後、きびドームの大規模改修時に改修をしていきたいと考えております。

また、議場についてですが、吉備庁舎は平成6年に建設されてから24年経過し、議場のマイク、録音機等のシステムについても更新されていません。今年度も録音機器が故障し、買いかえをしています。全ての機器を更新すると、これも何千万円と要するというので、実はもうきびドーム、来年度で築25年たちます。そろそろ大規模改修をやっていかなあかなということ、今のところ確定ではないんですけども、来年度に設計をやってもらって、ごめんなさい、吉備庁舎、一遍に改修できませんので、吉備庁舎だけで約10億円余りかかると言われています。これも来年度、設計をやって、二、三年の間に吉備庁舎も大規模改修を行いたいと思います。そのとき、全て悪いところは大規模改修で直していきたいなと思っております。

3点目の鳥尾池につきましては、二級河川、鳥尾川の終点にあつて、同じく二級河川の吉見川と吉見西谷川、延長にして約4.1キロメートルの水が流入しています。和歌山県に問い合わせたところ、こんな池、実際、どこにもないそうです。県の二級河川の間にある池というのはどこにもないそうです。これは、毎年、県にお願いをして、吉見川と吉見西谷川、これについては今年度もしゅんせつを去年もしていただいたし、今年度もしていただくということになっていますし、これについて大分、土砂

の流入が違うのかなと感じています。これはできるだけ毎年とってもらうように、県にも要望しております。

これもできるだけ毎年、去年もやってもらった、今年度も計画しています。来年度も計画してもらえるように、また県に要望します。池のしゅんせつというのは、大体が池の管理というのは水利組合というか、地権者の方にお問い合わせするんですけども、おっしゃるとおり非常に変わった池でありますので、大規模な土砂の撤去につきましては、規模によりますけれども、補助制度もありますので、これも和歌山県との相談しながら進めていきたいなと思います。

○議長（殿井 堯）

11番、佐々木裕哲君。

○11番（佐々木裕哲）

再質問させていただきます。

部長、町長とも事前にいろいろ話をしておりましたので、もう回答は今のところ95%、もう優ですね、秀ですね、大体、点がついております。そこで、まず、コスモスパークの件なんですけれども、1個ずつやっていきます。コスモスパークの件なんですけれども、入り口は田口から上がるというように1本にしてください。ほんまに船坂から途中で、さっきも言ったように、切れたら、上まで上がってきますわ、家のあるところまで。ところがそこから上がって、我々、知っていますけれどね、途中で右へ入るわ、左に入るわと、畑へ入る支線いっぱいありますね。真つすぐというのか、本線、あれ、本線も支線もないですわ、道幅が一緒です。ところが、右へ入って、お客さんが入って行って、コンコンと行ったら、今度はミカンの仕事をしている軽トラとかと出会って、どうにもならないというようなことで、もう非常に難儀しております。実際、さっきも言ったように、途中で切れるか、あそこでもうとまります。そういうことで、とにかく田口1本と、コスモスへ行く場合は、もう田口1本というように、くどいようですけれども、ここから行けませんとか、進入禁止ですとか、そういうようなことをして、田口から上がるように、ひとつやっていただきたいなと思います。

それと、風の館の、さっきシルバー人材センターのほうへ委託して、運営をやってくれておるんですけど、まず聞きますけれどね、町職員、あそこへ行って、シーズン中に行くと、何人来ちゃうかな、よう来ちゃうとか、割にことは少ないとか、実際行ってないん違うかと思うんですわ、僕。というのは、この話が私、たまたま行って、シルバーの方、佐々木さん違うんかいと。1個、頼みがあるんやと。僕も最初、誰かなと思ったんです。ところが、その話を僕に持ってくる前に、本来なら町職員に、あれ、あそここんなやから直さなあかんでとか、何ぞしてくれと言うのが本来の姿だと思うんですけどね。そういうのを、一遍、そこをちょっと、それを聞いたらからってどうということはないですけどね。それをちょっとお答えしていただきました

いと同時に、大体、シーズン中、何人ぐらい入っていますか。まず、それを聞きたいと思います。

○議長（殿井 堯）

産業振興部長、立石裕視君。

○産業振興部長（立石裕視）

ただいまの件についてお答えいたします。職員が毎日、上へのぼるということはとても無理な話なんですけれども、週に数回というのはシーズン中には見回りに行っておるのは現実です。もう以前から、やっぱり商工観光課のほうへは案内がちょっと難しいとか、それから来られた方からとんでもない道を案内されたので、ナビのほうで、困っているよという話はもう以前からお聞きしています。町長の答弁にもありましたように、数年前から看板等を設置はさせていただいておるんですけど、まだまだ不十分ということで、来年度予算に向けて、また増設を検討しておるというのが現実でございます。

それから、入場者数につきましては、大体、ここ3年ぐらいのデータを今、手元に持っております。平成28年度につきましては9,595名、それから平成29年度が9,011名、それから平成30年度は今までの数字ですけれども、ちょっとふえております。1万252人ということで、この数字につきましては、シルバーさんのほうで、管理人さんのほうで4月週末から10月末までの間ということでカウントされた数字でございます。

以上です。

○議長（殿井 堯）

11番、佐々木裕哲君。

○11番（佐々木裕哲）

できたら、休日であるんで、私は休みの日でものぞきにいけとは言いたくはないんですけど、平日よりも人の来ている土日、休日とか、祭日とか、そんなときに一遍、別にシルバーの方と話しなくても結構ですので、こんなんやなど。ぱっと見たら県外の車があそこ、多いですわ。僕もこの間、行ったとき、シルバーの方が双眼鏡を貸してあげてね、一遍、見てみな、あんたと言うて。明石大橋が見えるということで、物すごい喜んで、こんなところ、ここから見えるんですねって、感動しまくったわ。あそこから、あのコスモスから、明石大橋が見えるというのは、そりゃすごいわな。ほんまに絶景。湯浅湾も物すごいいい。そういうことであるんで、まず、あそこはよかったけど、えらい目に遭ったというような印象を持たれないように、ひとつやっていただきたいと思います。この件については、もう答弁は結構です。コスモスはこれで終わります。

そして、次は2番目のきびドーム、庁舎のマイクですね。今、町長が言ったように、これも耐用年数もたっているんで、一遍には行かないけども、かかるということを開

いておりますので、ひとつ、ぜひともしてあげてください。あれ、ほんまに、立派な方があそこで講演をされる方があるんですけどね、教育長の知っていると思うけどね、全国に、世界に有名なような人ですね。あの方がそこで演説をやっているのに、はたでピーピー、バリバリ、2人で顔を見合わせて、気の毒で、気の毒で、実際そうでしたよね。そういう状況ですので、ひとつ何とか早目に、マイクだけでもハウリング、ピーピーしないようお願いしておきます。これも、もう答弁は結構です。

最後の鳥尾池の話は、今、町長が言ったように、二級河川、県下でも珍しい、全国的にもこんな河川の中に堰留めて、池やというのは本来のダムですわな。当然、土石流がたまるのは当たり前なんですけれど、今、町長も県が責任を持って、毎年やなくても構わん、たまったら、土砂に関しては水利組合は関係ないということで、そういうふうに解釈してもらってもいいですね、町長、どうですか。いいですか。

○議長（殿井 堯）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

いいです。

○議長（殿井 堯）

11番、佐々木裕哲君。

○11番（佐々木裕哲）

はい。土砂が池の肥が詰まるとか、詰まらんとかというのは、県が管理、ちゃんとするということでございますので、その点ひとつ、これは恐らく水利組合の方も喜んでくれると思います。町でやろうが、県でやろうが、国でやろうが、金がないのも、私らもいろいろ十分知っているんですけど、これもひとつそうして前向きに取り組んでくれるということで、これで私の質問は終わります。どうもありがとうございました。よろしく頼みます。

○議長（殿井 堯）

以上で、佐々木裕哲君の一般質問を終わります。

……………通告順2番 5番（星田仁志）……………

○議長（殿井 堯）

続いて、5番、星田仁志君の一般質問を許可します。

星田仁志君の質問は一問一答形式です。

5番、星田仁志君。

○5番（星田仁志）

5番、星田です。

おはようございます。

ただいま、議長から一般質問の許可をいただきましたので、通告どおり2点の質問をいたします。

私は主に町民の身近な問題を中心として、本日も、また今後も質問していきたいと考えております。

まず、1点目の小中学校の夏休みについて質問をいたします。平成18年1月1日に3町が合併して有田川町となり、合併後、いろいろな面で集約して、1つになってきておりますが、小中学校の夏休みについては、いまだに統一できておりません。何か理由はあるのでしょうか。

ことしの冬休みについては、町内の中学校4校と、小学校10校とも、それぞれ12月25日から来年1月7日までと聞いております。このように冬休みについては統一できておりますが、夏休みについては町内の中学校4校と金屋地区と清水地区の小学校7校は7月23日から8月24日までとなっており、吉備地区の藤並小学校、田殿小学校、御霊小学校の3校は7月30日から8月31日までとなっております。吉備地区の3校だけ1週間おくれた夏休みとなっているわけです。このことについて、以前、担当部長に話を聞いたのですが、休みについては校長会で決定しているとのことでした。校長会は旧町単位で開催されるのでしょうか。それとも、有田川町全体の校長会として開催されるのでしょうか。有田川町全体の校長会だったら、どうして統一した休みとはならないのでしょうか。

以前、旧3町は夏の気温に温度差があることや、冷暖房機器の設置がされている学校とされていない学校があるためだと聞いたことがあるのですが、現在は全校設置されていると聞きます。ちなみに近隣の有田市では、中学校4校と小学校7校の11校とも、7月21日から8月23日までとなっております。湯浅町では中学校1校と小学校4校とも7月21日から8月26日までとなっており、広川町でも中学校2校と小学校4校ともそれぞれ7月21日から8月26日までとなっております。このように、中学校と小学校の全校ともに夏休みの日が同じとなっております。

なぜ、今回、この問題を取り上げたかと申しますと、小学生は学校のクラブ以外にもいろいろなスポーツクラブに入部して、仲間意識の大切さや精神面、体力面などを鍛えております。少年野球やサッカー、バスケットボール、空手、柔道、剣道などに入部して、日々練習に励んでおります。その中で、吉備剣道クラブが日ごろの練習の成果を十分に発揮して、6月に開催された県予選を見事に勝ち抜き、全国大会出場の切符を手に入れました。ところが、全国大会の開催日が7月24日となっており、出場するには2日前か、遅くても前日には出発しなければなりません。吉備地区の小学校の夏休みは7月30日からとなっておりますので、学校を二、三日休まなくてはならなくなってしまったのです。保護者の方は出場させたいが、学校を休んでまで出場させるべきかどうか悩んだそうです。そこで、担当部長にその話をした結果、校長先生と相談をしてくれて、公欠扱い、学校を休んでも休みとはならないようにしてくれたわけですが、やはり学校を休ませることに少し抵抗があったようです。全国大会は学校の夏休み期間に開催されるようです。吉備地区の小学校だけが夏休みを一週間

おくらせたために起こってきた問題ですので、来年からは同じ時期に夏休みになるようにすべきだと思いますが、どうお考えかお聞きします。あくまでも校長会で決定するというのであれば、担当課からこういった問題が起こらないように統一すべきだと申し入れていただきたいと思います。どうでしょうか。

次に、2点目の携帯電話の不通箇所について質問いたします。総務省の調査では、2018年3月末の全国の携帯電話の契約数は1億7,009万件、PHSの契約数は260万件で、133.8%の普及率だそうです。携帯電話だけでも100%を超えております。このように現在では1人1台か、それ以上の携帯電話を所持しているわけです。若い方の家庭では固定電話がなく、携帯電話だけという家庭がほとんどです。高校生でも約90%が所持しているそうです。今では携帯電話はなくてはならないものとなっております。

さきの紀伊半島を直撃した大型台風により、携帯電話の基地局が被災して、携帯電話が使用できなくなり、非常に不便を来した地域がありました。今では既に復旧して、携帯電話は使用可能となっておりますが、現在、有田川町内で携帯電話の不通箇所は何か所あるのかお聞きします。

今回、質問をさせていただいたのは、以前、ある方から相談を受けたからです。内容は、ひとり暮らしの高齢者の方が自宅で転倒して、動けなくなったそうです。救急車を呼ぶのにも携帯電話は通じないし、家の固定電話まで行けない状態のけがを負ったので、何とか横になって寝ていたそうです。2日後、たまたまその方の弟さんがほかの用事でその方の家を訪ねたところ、動けなくて横になっているのを見て、慌てて救急車を呼んで、事なきを得たそうです。このように、いつ何どき、事故が発生しないとも限りません。どこでこのような事故が起こるかわかりません。私は、相談を受けた後、このことについて担当部長及び担当課長と会い、相談内容を説明し、地域に住んでいる方が少なくても、町内全域、携帯電話が通じるようにすべきだと強く要望しましたが、その後どのように取り組んでいただいたかお聞きします。

これで私の1回目の質問を終わります。当局の誠意ある答弁をいただければ、何回も質問を望んでおりませんので、よろしくお願いたします。

○議長（殿井 堯）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

それでは、星田議員の質問にお答えしたいと思います。1番目の小中学校の夏休みについては、教育長に説明をさせたいと思います。

次に、2番目の携帯電話の不通箇所について説明いたします。携帯電話、これはもう県は何年か前から、全部、和歌山県に不通地域がないんやということで始めて、当初は有田川町も大分あったんですけれども、順次、解消されてきております。現在、町内にはどこの携帯電話もつながらない携帯電話の不感地域は9地区、10カ所であ

ります。不通箇所解消に向けて、毎年、県へ要望を行っているところでありますが、いまだ町内全域の携帯電話不感地域の解消に、ほぼ至っていないのが現状です。民間事業者の採算性の問題もあり、非常に難しい面もありますが、今後も不感地域の解消に向けて、県を通じ要望してまいりたいと思います。

このうちの1カ所、北野川、ここも不感地域です。これは、もう、どうやら来年度から解消されるようであります。順次、県にも要望して、9地区、これはもう多い、少ないは関係ないんですけれども、9地区で10戸ぐらいが、今、実は通じやん地域があります。少ないからとええということは絶対ないんで、星田議員がおっしゃったとおり、万が一のことがあったらやっぱり、すぐ通じるということが基本でありますので、これはもう解消するように県に随時、努力して解消していただけるように要望してまいりたいと思います。

○議長（殿井 堯）

教育長、楠木茂君。

○教育長（楠木 茂）

それでは、星田議員の御質問にお答えいたします。

議員、御指摘の各学校の夏季休業については、有田川町立学校管理規則で7月21日から8月31日と定められています。これは町の規則でありますので、町内全ての学校に適用されます。しかし、同規則の中には授業日は校長の教育委員会の報告により定められるとの条項があります。この条項によって、有田川町内の各学校の夏季休業については、学習指導要領の基準時間数を考え、地域の特性も考慮した上で決定されています。

平成30年度の実情は、藤並小学校、田殿小学校、御霊小学校が、いわゆる吉備地区の小学校ですけれども、これは7月30日から8月31日、ほかの小学校と、全ての中学校は7月23日から8月24日となっておりますところでございます。休みの日数についてはほぼ同数となっております。

議員、御指摘の統一できない理由は、そもそも合併以前に、授業実数と教育活動の一環として実施する行事を円滑に行うため、旧町単位で短縮が行われていたからでございます。

なお、今後の夏季休業の短縮につきましては、小学校においては2020年度に学習指導要領の改訂が予想されていますので、その時点で校長会と相談しながら、できる限り統一していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（殿井 堯）

5番、星田仁志君。

○5番（星田仁志）

再質問します。納得する答弁をいただければ、再質問を望んでいなかったんですけ

れども、納得する答弁ではなかったので再質問させていただきます。

まず、小中学校の夏休みについては今後、前向きに検討していただくということで、再質問はありません。ただ、2020年度の学習指導要領で検討するとの答弁だったと思うんですけれども、ぜひ来年度から実施していただきたいと思いますので、このことについても前向きに検討をお願いいたします。子どもたちは全国大会出場という大きな目標を持って練習に励んでおりますので、ことしのような問題が起こらないように配慮していただきますよう、よろしく願いしておきます。答弁は結構です。

携帯電話の不通箇所について再質問いたします。まず、携帯電話の不通箇所は9カ所あるとお聞きしたんですけれども、そんなにあるんで、今、びっくりしたんですけれども、このことについて、部長とも以前話をしたんで、ちょっと部長のほうからも答弁をお願いしたいんですけれども。

○議長（殿井 堯）

総務政策部長、中裕準君。

○総務政策部長（中裕 準）

総務政策部としましても、県の情報政策課のほうには、携帯電話の入らないところがあるので、入るようというふうな要望はかけております。

また、県のほうもそういうふうな事業者にはそういうふうなことで話はしてくださっておるわけなんですけれども、やはり民間事業者というのは採算性を考えるというところで、この9地区、10カ所、いまだ解消には至っていないというところでございます。

○議長（殿井 堯）

5番、星田仁志君。

○5番（星田仁志）

業者はやっぱり採算がとれれば設置するということなんですけれども、営利を目的にしておりますので、それはもう当然だと思います。そこを町として、町内全域に携帯電話が通じるように、私は取り組むべきだと思います。

携帯電話が通じない地域に住んでいる方たちは非常に不便を感じておまして、困っているわけです。もっと町民の立場に立って、町民に寄り添った行政をしていただきたいと思います。

それから、この件については、区長から要望書が提出されていると聞いておりますが、要望書に対して、どう回答しているのでしょうか。回答はしておるのでしょうか。区長から要望が提出されているということは、町民が本当に不便を来しておりますので、不便を解消したいと強く思っているわけです。このことについてはどうですか。

○議長（殿井 堯）

総務政策部長、中裕準君。

○総務政策部長（中裕 準）

ちょっと今、どの地域から要望書が来ていたかというのは、全て情報は持っていないんですけども、私の記憶の中では北野川からはそういうふうな要望があったというふうに覚えております。それに対しては、県のほうに要望していきたいというふうな回答をさせていただいていると思います。

○議長（殿井 堯）

5番、星田仁志君。

○5番（星田仁志）

まだ、県のほうへは報告というか、出していないわけですね。

○議長（殿井 堯）

総務政策部長、中裕準君。

○総務政策部長（中裕 準）

県のほうには毎年、出しております。その中で北野川地域についても、そういうような要望の結果、30年度中にドコモの通信エリアとなる予定という形になってきたというふうに考えております。

あと、もう一つ、沼谷地域の一部も入らないということであったんですけども、現在、auのほうが消滅に向けて取り組んでくださるような話は聞いております。

○議長（殿井 堯）

5番、星田仁志君。

○5番（星田仁志）

有田川町は観光にも力を入れております。もし、例えば、町外とか、県外の方が有田川町を訪れて、携帯電話が通じない場所で何かの事故があったときに、連絡方法がなく非常に困るわけです。緊急の場合、連絡方法がないということについて、どのように考えていますか。

○議長（殿井 堯）

総務政策部長、中裕準君。

○総務政策部長（中裕 準）

やはり、携帯電話につきましては、大変、重要な通信手段であるというふうに考えております。前回の災害のときにも携帯電話が繋がらないというふうな事態も起こりまして、そういうときには移動の携帯電話の通信車なりを配置していただいたりですとか、NTTのほうに非常電話の設置をお願いしたりですとか、そういうふうな形をとって、そういうふうな場合の情報の確保には努めておるところでございます。

○議長（殿井 堯）

5番、星田仁志君。

○5番（星田仁志）

もうこれ以上、余り質問しませんけれども、最後、今後、有田川町全体に携帯電話の不通箇所がなくなるように全力で取り組んでいただくことをお願いしまして、私の

一般質問を終わります。

以上です。

○議長（殿井 堯）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

業者も採算性だけと違って、実は谷地区も要望があつて、これも恐らく今年度中に、もう開通するのかな、採算が合わんでということやないんですけども、県もやっぱり全部通じるようにするということの中で、徐々にやっていますんで、それは県にもまた、うちの10カ所、こういうところがあるということは報告させて、できるだけ解消してもらえるようにやっていきたいと思ひます。

○議長（殿井 堯）

以上で、星田仁志君の一般質問を終わります。

……………通告順3番 3番（椿原竜二）……………

○議長（殿井 堯）

続いて、3番、椿原竜二君の一般質問を許可します。

椿原竜二君の質問は一問一答形式です。

3番、椿原竜二君。

○3番（椿原竜二）

皆様、改めまして、おはようございます。

3番、椿原竜二でございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

当局には具体的かつ前向きな答弁を期待いたしまして、早速質問に移らせていただきます。今回、私が質問させていただきます項目は2つでございます。まず、1つ目、平成30年11月25日執行、和歌山県知事選挙の投票率についてお伺いいたします。有田川町の投票率が有田郡内で一番低く48.58%、半分以上の方が投票に行っていないという結果でございました。この投票率の低さは我々政治家にとって大きな課題だと私は考えております。私はことしの3月議会で有田川町議会議員選挙の年代別の投票率について一般質問をさせていただきました。そこでお伺いいたします。今回の和歌山県知事選挙、年代別の投票率を教えてくださいませんか。御答弁をよろしくお伺いいたします。

次に、2つ目、色覚検査の現状と色覚特性者への配慮と対応について質問してまいりたいと思ひますけれども、色覚特性という言葉が適切かどうか、私も今の段階でよく判断しかねるところがあります。このことについて、いろいろ調べたところ、色覚多様性といった表現もあるようです。しかし、今までは色盲、色弱、色覚異常、色覚障害など、さまざまな呼称が使われていて、そういう意味で、本日、どういう言葉を使おうか迷ったわけですけども、色覚特性という言葉の本日は使わせていただくこ

とを御理解お願いしたいと思います。

色の見え方には個人差があるため、人によっては一部の色の組み合わせが区別しにくく、不便さを感じるケースもあります。色覚特性は要因が先天性と後天性で分類されております。先天性の色覚特性は遺伝による錐体視物質の特性で、日本人の男性で約20人に1人、女性は500人に1人の割合と言われております。

近年では色覚補正のサングラスも開発され、普及しつつありますけれども、残念ながら科学的に根拠のある有効な治療法はありません。

色覚特性のほとんどは、本人に自覚がないため、就職試験などの健康診断で初めて特性がわかり、進路変更を余儀なくされるケースがあると聞いております。

色覚検査で特性があると判定されるものであっても、大半は支障なく業務を行うことが可能であり、単に色覚検査の結果で個々の職業について個人の向き、不向きを断定することはできません。職業選択の幅を狭めることがないように、正しい理解を促進していかなければならないことから、2001年、平成13年の労働安全衛生規則の一部改正というのがあり、この中で厚生労働省のほうからの文書で、雇用時の健康診断の項目のうち、色覚検査を原則禁止すると、こういう制限の中身の通達が出ております。

そこで、まず消防長にお尋ねします。そういう状況の中で、今、全国的にも消防職採用時の適格検査で色覚検査をしない市町村がふえてきていますけれども、本町の消防職採用選考基準には、赤色、青色及び黄色の色彩が識別できることと明記されております。消防職採用時の色覚検査の実施の有無と、結果の影響はいかがでしょうか。

次に、学校教育についてお伺いいたします。以前、小学生で行われていた色覚検査は学校保健法施行規則の改正により、2003年、平成15年から定期健康診断の必須項目から色覚検査が削除され、保護者及び児童生徒の事前の同意のもと、希望のある者だけが受けるといった検査に変わってきています。本町、小中学校の色覚検査受診率について、どのように推移しているのか、過去3年間をお示しください。また、どのような方法で検査を行っているのか御答弁をお願いします。

次は、平成26年4月に文部科学省から通知されました、学校保健法施行規則の一部改正では、色覚検査の通知とあわせて、教職員が色覚異常に関する正確な知識を持ち、学習指導、生徒指導、進路指導等において、色覚異常に配慮を行うとともに、適切な指導を行うよう取り計らうこと等を推進することと通知されております。ここでは通知文をそのまま読ませていただきましたので、色覚異常という言葉を使わせていただきました。

有田川町での学校現場での色覚特性者への配慮はどういった内容を取り組まれているのか、御答弁よろしくお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長（殿井 堯）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

それでは、椿原議員の質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、今回の選挙の結果もそうでありませけれども、近年、だんだんと投票率が下がってくる。町民の、住民の方々の政治への関心の薄さというのは私も非常に危惧しております。

今回について、4投票所を抽出調査したところ、やっぱり若い子の投票率が非常に低いという結果が出ております。若い世代においては、29.7%と全体の48.58%に比べ、かなり低い結果でありました。50歳から70歳代以外の投票率が全体平均を下回っており、抽出調査した投票区においては、人口の多い地域ほど投票率が低い結果でありました。

抽出調査しました各世代の投票率と今回の選挙で本町の行った啓発活動につきましては、担当部長から報告をさせたいと思います。

また、色覚検査の現状につきましては、消防長、教育長に説明をさせたいと思います。

○議長（殿井 堯）

総務政策部長、中裕準君。

○総務政策部長（中裕 準）

それでは、補足説明をさせていただきたいと思います。今回の選挙の年代別の投票率についてであります。4カ所の投票区を抜粋し、調査しました。抜粋した投票区の有権者数は3,064人で、投票者数は期日前投票者数も含め1,553人で、投票率は50.69%となります。年代別では10代が32.31%、20代では28.53%、30代では44.31%、40代では43.78%、50代では62.25%、60代では59.41%、70代では65.99%、80代以上で43.36%となっております。

次に、啓発活動についてであります。広報車による放送、農電放送による、また防災行政無線からの放送、選挙管理委員、明るい選挙推進委員による街頭啓発、町ホームページへの選挙情報の掲載などを行っております。

○議長（殿井 堯）

消防長、栗栖誠君。

○消防長（栗栖 誠）

それでは、椿原議員の御質問にお答えします。

労働安全衛生法の雇用時の健康診断の健診項目として、色覚検査については雇い入れた労働者が適正配置や入職後の健康管理の基礎資料として、事業者に実施を義務づけ、色覚検査もこの一環として実施されておりましたが、議員、御説明のとおり、平成13年に規則が改正されておまして、健康診断の義務項目から削除されておま

す。その改正の施行の際に、留意事項としまして、それぞれの事業所における個別の必要性に基づく自主的な取り組みとして、色覚検査の実施を禁止するものではないとされており、職務に必要な色の識別能力判断が可能か否かをとされております。消防吏員にありましては、国からの通知もあり、色覚検査の基本的な考え方として、消防業務の消火活動、危険物の取り扱い、けがや病気をされた方の救急搬送、人命救助等において、迅速かつ的確な判断を必要とされる消防活動の現場におきましては、色は重要な判断要素でありまして、消防吏員の色覚の状況につきましては、的確に把握していく必要があると考えております。

また、採用試験に際し、色覚検査を実施していない消防本部につきましても、最終合格発表の後に、色覚状況をあらかじめ把握しておくようにと、必要を指摘されているところがございます。よって、消防本部の職員の採用の最終合否につきましては、現在のところ影響があった事例はございません。

以上でございます。

○議長（殿井 堯）

教育長、楠木茂君。

○教育長（楠木 茂）

椿原議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、推移でございますが、小学校での色覚検査受診率は平成28年度で95.24%、平成29年度で96.48%、平成30年度で93.1%です。中学校では平成28年度で26.1%、平成29年度で24.05%、平成30年度で21.39%です。

次に、推移と検査方法でございますが、小学校では平成15年の法改正前と同様、4年生を対象に保護者に周知し、希望調査票により同意を得た児童に石原色覚検査表にて実施しています。中学校も同様に実施学年の保護者への周知により、希望者に実施しているところがございます。

色覚特性者の有無にかかわらず、黒板をきれいな状態に保ち、授業では白と黄色のチョークを主体に使用しております。また、カラーユニバーサルデザインのチョークも採用しております。採点時には細字のペンは避け、太字の赤色ですね、朱色を使用しておるところでございます。

色覚パンフレットを職員に配布し、職員会議で特性と配慮事項について確認をしているところです。なお、席がえのときには、生徒への見えにくさを確認しているところがございます。

以上でございます。

○議長（殿井 堯）

3番、椿原竜二君。

○3番（椿原竜二）

御答弁ありがとうございます。

それでは、投票率のほうから再質問していきたいと思います。やはり、全ての年代で投票率が低下していると。その中でも、特に若年層の投票率は非常に低い状態であります。私は若者の政治への関心の低さは本当に大きな課題だと感じています。そういった中で、ことし3月議会、若者に向けた啓発活動という観点から、SNSを活用した啓発活動の提案をさせていただきました。その際、当局からSNSを活用した情報発信をしていきたいと御答弁いただきましたけれども、その後の経過をお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（殿井 堯）

総務政策部長、中碓準君。

○総務政策部長（中碓 準）

今回の選挙では、県の選挙管理委員会のほうでSNSを活用した情報発信がなされたところがございます。当町におけるSNSの活用については、活用方法などについて、現在、検討中ではありますが、先月末には新たに町のインスタグラムを立ち上げたところございまして、今後もSNSの活用について進めていきたいと、このように考えております。

○議長（殿井 堯）

3番、椿原竜二君。

○3番（椿原竜二）

県の選挙管理委員会のSNSを活用した啓発活動は、確かに私のインスタグラムにも広告として何度も流れてきました。本当に力を入れてやってくださっているなと感じましたし、多くの方法がありますので、否定するつもりはありません。しかし、やっぱり大事なのは中身で、啓発活動で何月何日は投票日ですとか、選挙に行こうであったり、あなたの大切な1票といったところで有権者の心にやっぱり届いていないんじゃないかなというふうに思います。確かにこういった内容の啓発活動も必要ですし、頑張ってくださいしている方々には本当にありがたいなと思っています。

この投票率低下という問題は私自身も大きな課題と感じていて、先日、ある高校に出前授業にも行かせていただきました。そこでは選挙に行こうということだけではなくて、やっぱり現状の政治の状況であったり、なぜ選挙に行くべきなのか。選挙に行かないと損をするのかといった観点から訴えをさせていただきました。私が大切だと考えているのは、やはり有権者の方に選挙に行かないといけないというふうに感じてもらえる内容のある、心に響くような啓発活動が必要だと考えています。ぜひ、一緒になって今後も取り組みをさせていただきたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

それと、もう1点、先日、先輩議員からの一般質問で実現した話なんですけれども、今回の和歌山県知事選挙から、新たな取り組み、県下で初めて移動期日前投票車を実

施してくださったと思うんですけども、結果はどうだったのでしょうか。また、今後の方向性はどのように考えているのでしょうか。御答弁をよろしくお願いします。

○議長（殿井 堯）

総務政策部長、中裕準君。

○総務政策部長（中裕 準）

今回の選挙から県下で初めて、移動期日前投票車を導入いたしました。金屋地区と清水地区へ2台の投票車両を投入し、金屋地区では宇井苔地区、谷地区、生石地区において実施しました。また、清水地域では上湯川地区、遠井地区において実施いたしました。これにより合計72名の方に御利用いただいております。

今後は利用状況を見ながら、また課題等について検証していきたいと、このように考えております。

○議長（殿井 堯）

3番、椿原竜二君。

○3番（椿原竜二）

ありがとうございます。

本町では、やっぱりこういったところにも力を入れてくださっているのは本当にありがたく思っています。確かに課題も出てくるとは思いますけれども、一緒に解決していければなというふうに考えております。

また、やっぱり実際に利用される住民の方の声というのも大切にしながら進めていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げまして、次の質問に移らせていただきます。

次は、色覚検査の現状と色覚特性者への配慮と対応について。まず、消防長に質問させていただきます。御答弁いただいた、採用には影響していない。その中でも、やっている理由として、その後の職務の判断をするために行っているというふうに答弁をいただきました。確かに色の見きわめというのが大切なシーンというのはあると思います。例えば、災害発生時のトリアージ判別であったりとか、必ず必要などころはあると思うんですけども、そういった中で実際、採用に影響していないというところで、だったらこれは採用検査時にやる必要があるのかというところが疑問でありまして、合格発表の後、行うといった方法でもいいのではないかなと思うんですけども、見解をお伺いいたします。

○議長（殿井 堯）

消防長、栗栖誠君。

○消防長（栗栖 誠）

消防職員の採用時の要件としましては、やはり青、赤、黄という色が判別できる、業務に支障がないということをお示しして、従来から自分の特性を理解されている方もおられますので、そういったことも含めて事前に表示して募集させてい

ただくということになっています。

それと、採用後には健康診断書の提出のときに、医師のほうで判断していただいているというふうにさせていただいています。

以上でございます。

○議長（殿井 堯）

3番、椿原竜二君。

○3番（椿原竜二）

青、赤、黄の判別ができるという内容なんですけれども、いろいろなパターンが多分あると思うんです。そういった中で、この判別の理解としまして、信号機が判別できる、車の免許証がとれるといったレベルの方であれば、レベルの方と言ったら失礼ですね、ができれば採用はされるという認識でよろしいですか。

○議長（殿井 堯）

消防長、栗栖誠君。

○消防長（栗栖 誠）

ただいまの質問につきましては、それぞれ公安機関に属する機関としまして、東京消防庁であったり、警察であったりというのは通常、業務に支障がない範囲としまして、その色の表現をしているようです。ただ、議員がおっしゃったように、車両を運転するというような、これは非常に重要な任務でありますので、一般的にそういったことが可能であれば、対応できると認識しております。

以上です。

○議長（殿井 堯）

3番、椿原竜二君。

○3番（椿原竜二）

ありがとうございます。

次は、教育関係の再質問をさせていただきます。まず、受診率について答弁をいただきましたけれども、中学校での受診率が今年度21.39%と、やはり非常に低いように感じるんですけれども、この原因というのは把握できていますでしょうか。また今後の方針について、どのようにお考えでしょうか。

○議長（殿井 堯）

教育部長、井上光生君。

○教育部長（井上光生）

議員、御指摘の中学校の受診率が低い原因は、まず小学校で平成7年から平成14年までの間は悉皆調査だったんですが、小学校4年を対象としていたため、そこで調査していると、そういう経緯からです。

○議長（殿井 堯）

3番、椿原竜二君。

○3番（椿原竜二）

はい、承知しました。

今後の方針というのはどのようにお考えですか。このまま行くのか、受診率を上げようとするのかというところを答弁をいただけますか。

○議長（殿井 堯）

教育部長、井上光生君。

○教育部長（井上光生）

当面、小学校4年生の保護者の意向で実施したく考えております。それと、やはり受診率も100%は小学生も行っていないので、100%が理想だとは考えるのですが、ただ保護者の同意が必要というところでありますので、いろいろな面で保護者にも正しい理解をしていただいた上で、協議していきたいと考えます。

以上です。

○議長（殿井 堯）

3番、椿原竜二君。

○3番（椿原竜二）

ありがとうございます。

小学校の受診率の話題が今、出ましたので、今年度93.1%と御答弁いただきました。受診率、確かに低くはないかもしれないんですけども、私も同様で、やはり受診率100%というのが理想であると考えております。というのも、1つは壇上での繰り返しになりますけれども、本人に自覚がなくて、就職試験などの健康診断で特性が発覚して、夢を諦めなければいけないという問題があること。そして、もう1つは、色覚特性をしっかりと理解した上で、そういった子どもというのを把握していただいて、配慮のある教育を提供していただきたいと思うんですけども、見解はいかがでしょう。

○議長（殿井 堯）

教育部長、井上光生君。

○教育部長（井上光生）

議員、おっしゃるとおりだと思います。それに向けて、いろいろなことを考えて、していきたいと思います。

以上です。

○議長（殿井 堯）

3番、椿原竜二君。

○3番（椿原竜二）

前向きな御答弁、ありがとうございます。

次に、石原色覚検査表にて検査を行っているという御答弁いただいたことについて、この石原色覚検査表なんですけれども、恐らく使用頻度であったり、保管状態で消耗度

が変わってくると思います。使用期限や何年で交換といったルールはあるのでしょうか。

○議長（殿井 堯）

教育部長、井上光生君。

○教育部長（井上光生）

一応、5年という目安があるようです。もちろん、議員、御指摘の、それを守っているのかということだと思んですが、実際、それよりは長くは使っているようです。ただ、議員がおっしゃるところの使用頻度にもよりますし、もちろん保管状況にもよります。色あせているものを使うということのないように、特に注意して今後は管理、また買い換えというところでしていきたいと思っております。

○議長（殿井 堯）

3番、椿原竜二君。

○3番（椿原竜二）

ありがとうございます。

次の質問に行きます。初めの答弁にあった、色覚パンフレットという言葉が出てきたと思うんですけども、この色覚パンフレットというのは、文科省が作成した、色覚に関する指導の資料という認識でよろしいでしょうか。

○議長（殿井 堯）

教育部長、井上光生君。

○教育部長（井上光生）

内容的には同じなようなものですが、ちょっとわかりやすく具体例を示したものになっております。文部科学省が監修して、日本学校保健協会が作成したものでございます。

○議長（殿井 堯）

3番、椿原竜二君。

○3番（椿原竜二）

ありがとうございます。

やっぱり、まず色覚特性についてしっかりと理解していただくというのが、私は大切であると考えております。

次は、色覚特性者への配慮に関する再質問をしていきます。まず、カラーユニバーサルデザインについて。色覚の多様性に配慮して、より多くの人に利用しやすい製品や環境、サービス、情報を提供するという考え方がカラーユニバーサルデザインと呼ばれております。これは多くの人々がひとしく情報を認識できるように、配色やデザインに工夫がなされています。

そういった中で、まず総務政策部長にお伺いいたします。生活する中で、最近は多くのところでカラーユニバーサルデザインが取り入れられております。例えば、案内

板の色記号の中にローマ字であったり、数字が追加されていたりとか、何げなく手にした文房具のラベルや洋服のタグなんかにも色が書かれていると思います。そして、最近ではウェブサイト、インターネット上なんかであっても、カラーユニバーサルデザインを取り入れた配色の工夫がされているものがふえてきています。そういった中で、以前から何度も質問させていただいて申しわけないんですけども、現在、刷新を進めてくださっている本町のホームページ、これもにもやっぱり導入していくべきだと考えているんですけども、見解をお伺いいたします。

○議長（殿井 堯）

総務政策部長、中裕準君。

○総務政策部長（中裕 準）

今、現在、更新作業を進めております、新しいホームページにつきましては、閲覧者が背景色を変更することができる仕組みでありますとか、そういうふうなユニバーサルカラーデザインに対しての取り組みも入れていきたいと、このように考えております。

○議長（殿井 堯）

3番、椿原竜二君。

○3番（椿原竜二）

前向きな御答弁、ありがとうございます。

次は、教育部長にお伺いいたします。教育現場で使用している教科書なんかでも、こういったカラーユニバーサルデザインの取り組みが進められているわけでありまして、本町が使用している教科書というのはいかがでしょうか。また、今後の方向性についても見解をお聞かせいただければなと思います。

○議長（殿井 堯）

教育部長、井上光生君。

○教育部長（井上光生）

本町の採用している教科書等につきましては、何らかの形でカラーユニバーサルデザインに配慮したものであるというのを、全て使用してございます。

今後の教科書についても、それを配慮した教科書、早い話、それのみになってくると思いますので、必然的に教科書というのはカラーユニバーサルデザインに何らかの方法で配慮したものであるというのを、うちは使用していきます。

以上です。

○議長（殿井 堯）

3番、椿原竜二君。

○3番（椿原竜二）

ありがとうございます。

次に、初めにカラーユニバーサルデザインのチョークを採用しているという答弁を

いただきました。恐らく色覚チョークと呼ばれるものだと思うんですけれども、色覚チョークは色の明度であったり、彩度に差をつけた4色を使用することで、色覚特性を持つ方だけではなくて、多くの人にとって色の判別がしやすくなっております。この色覚チョークを採用していると御答弁いただきましたけれども、これは全ての学校で導入されているということでしょうか。また、されていないのであれば、今後の方針をお聞かせください。

○議長（殿井 堯）

教育部長、井上光生君。

○教育部長（井上光生）

小学校、中学校での導入は6割程度です。今後といたしましては、できるだけ可能な範囲で色覚チョークを導入して、かつ色の情報以外の情報を加えるようにして、全員にわかりやすいような授業を展開していきたいと考えております。

○議長（殿井 堯）

3番、椿原竜二君。

○3番（椿原竜二）

非常に前向きな御答弁、ありがとうございます。

今回、この一般質問を通じて感じたことなんですけれども、やはり学校によって色覚特性者への理解度であったり、配慮の内容、そして何より持っている情報の差というのが非常に大きいんだなというふうに感じました。色覚チョークについてもそうなんですけれども、導入できている学校もあれば、その情報を持っていない学校もあるといった状態であります。そういった中で、配慮しながら教育現場で頑張ってくださいている教職員の方々への苦労や大変さというのを感じられましたし、本当にありがたいなというふうに思っております。

本町で特色ある学校づくりを推進する、そして学校現場にある程度任せていく、こういった取り組みも確かに大切ですし、否定するつもりもありません。しかし、こういった色覚特性を持つ子どもたちにも教育を受ける機会、教育環境というのはやっぱり平等であるべきで、色覚特性者への配慮であったり、対応、こういったことは教育委員会でもしっかりと理解していただいて、取りまとめていただいて、各学校に情報提供であったり、指導を行っていくというのも1つの方法ではないかなというふうに私は考えております。

最後に、学校同士の情報をもっと共有できるように、強化していただきたいと思っております。できている学校もあれば、情報を持っていない学校もあるという中で、学校同士しっかりと、もっと情報共有していくことが本町のさらにいい教育が提供できるようになってくると思いますので、この辺について最後、見解をお聞かせください。

○議長（殿井 堯）

教育部長、井上光生君。

○教育部長（井上光生）

今回の議員の御質問の件にとどまることなく、あらゆる機会を活用して、情報の共有を図っていきたく思います。ただ、同時に個人情報についての配慮もまた徹底していかなくちゃならないのかなと考えております。

以上です。

○議長（殿井 堯）

3番、椿原竜二君。

○3番（椿原竜二）

ありがとうございます。

前向きな答弁をいただきましたので、これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（殿井 堯）

以上で、椿原竜二君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

11時5分から再開いたします。よろしく申し上げます。

~~~~~

休憩 10時51分

再開 11時05分

~~~~~

○議長（殿井 堯）

再開します。一般質問を続けます。

ここで副議長と交代いたします。

〔副議長と交代〕

……………通告順4番 10番（殿井 堯）……………

○副議長（小林英世）

一般質問を続けます。

10番、殿井堯君の一般質問を許可します。

殿井堯君の質問は、一問一答形式です。

10番、殿井堯君。

○10番（殿井 堯）

ただいま、副議長の許可を得ましたので、一般質問に入らせていただきます。

一般質問に入る前に、当局のほうに御礼申し上げます。最初に少しごまをすりたいと思いますので。まず、現在、有田川町、この一般質問をすることによりかなり有名になっているということを宣伝させていただいているわけなのでございますが、今回、高野流域、日本農業遺産、議会一丸となって、また執行部一丸となって、これを何とか

実現させていただきたい。これを実現することによって、清水地域の交流、清水地域の活性化、これを何とか実現させていただきたいなと思って、町長にその要望を出しているわけなんですけれども、町長のほうもこれは何とか実現して、高野山へ、何とかインターからバイパスを使って、観光バスが行けるような状態で、何とかやらんなんと必死になって、今、県のほうと交渉しております。また、今度の14日にも県のほうからの知事の訪問もあるということで、それに関して何が何でも早く実現するようになっていくことです。それに対して我々、議会のほうも一致団結して何とかこれを実現したい。

また、絵本のまち、これによってまちづくりの表彰、大変大きな表彰もいただいたということです。これに対して議会のほうも研修が大変活発に行われております。もう既に今年度に入りまして、9件のなにを、こっちにお越しして、それに対応しているところでございます。

それでは一般質問に入らせていただきます。本日の一般質問は2件でございます。まず、最初の質問は広域問題であります。今、我々、有田川町、1市1町、1市2町、1市3町、ここの活発に行われている今後の計画についてですけれども、現在、上がっているのは、潮光園の予算1,300万円ほどですが、これに対しての見解をお聞きしたい。これは、現在、湯浅町のほうに有衛という、ごみの処理場があるんです。その周辺へ、現在、設置している場所からこっちへ移りたい。今現在、移れば、津波対策なんかで70%の補助金が国からいただけるというような格好なんですけれども、その70%の補助金を使って、何とか1市3町で新しい施設を建てたいということで、この間広域の議会のほうでも大変議論に及んでいるわけでございます。

その場所は現在、昔の5町で持っている場所へ移転するという事なんですけれども、その予算に関しての関連でしか、この広域の一般質問はできません。何とか予算、ひっかけて、何とかその質問内容へ結びつけるように、どんなにしようかなと、今、頭の中で回転、ぐるぐるしているわけなんですけれども、まず、その土地、今、建設の設計を公募で出しているわけなんですけれども、まず1市4町でということで、昔の話なんですけれども、今は1市3町で何とか郡内で賄いをつけられやんか。その郡内の設計士さんに、地元議員としてお願いできませんかということで、大概骨を折っているわけなんですけれども、その結果、配慮してくれた。なるべくなら地元へ出そうじゃないか。まず地元へ出してもらえよう環境をつくろうじゃないかと、執行部の考えもあって、有田郡市の業界の要望もあり、これに対しての意見を出していただいた結果、有田郡市でやろうじゃないかというふうな意見を出して、それでも和歌山市内とか、海南市内とか、郡市以外のところから来る場合は、なるべくなら郡市の一級建築士を持った人を1人巻き込んで、それで応募してくださいというふうな条件。これはそういうふうな大変努力した結果の意見も出てくれている、なるべくなら地元でやらせようということなんですけれども、その土地に対しての今回の追及、追及と言

ったらおかしいですけど、質問をさせていただきたいな。その予算に絡めての質問をさせていただきたいなど、これは1問目なんです。

2問目に、今、有田川町の予算から補助金、50万円を出して、空家対策、空家の解体ですね、この解体に対して、補助金を50万円出してやろうじゃないかと。その条件をこの間、ちょっと担当者の人と意見を交わしたんですけれども、その50万円出す、空家であって、全ての人に解体する対策で50万円出すんじゃなくて、もう既に崩壊状態、潰れかかった状態で一般に出そうじゃないかというふうな格好なんですけども、補助金をもらおうと思ったら、しかしそのようなところまで放置していかならんかなという、きょうは2問目の質問なんですけれども、その補助金に対して、もうちょっと幅広い方向をつけていただきたいと。それでないと、空家は崩壊状態にならんと、倒れかかっての処置にならんと補助金が出ないとなれば、それまで放置しなければいけない。その場合に、万が一、財産放棄、家の財産を引き継いだら、後々どんなことが起こるかかわらんとということで財産放棄している空家もありますね。現実には、うちの近くでもありますし、そういう対策も必要じゃないかと。ただ単なる表向きで、解体するのに50万円の補助金を出すというんじゃないしに、その中に厳しい理由づけがある。そやけど、それで放置しているほうは、そこらはどないなるんかっていうことになれば、まだそこまで考えていませんという当局の、質問に対しての何をいただいたんですけれども、それでしたらね、やっぱり有効に生きてこない。また、私の近所に対しても、そういう家があります。その意見に対して、これ放置していたらいろいろな動物の住みかになってしまっている。近所からも苦情を得ていますんで、その点はどういう条件で、いかがになるかということを引きょうはお聞きしたいと思います。

この1点、2点の質問で、当局の返答をお聞きしたいと思います。1回目の質問を終わります。

○副議長（小林英世）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

殿井議員の質問にお答えしたいと思います。

その前に、議員のほうから農業遺産の話をしていただきました。現在、高野山、高野町とかつらぎ町、それから有田川町と3町で、有田川流域一帯を日本農業遺産にまず登録しようということで、今その作業を進めているところであります。たくさんのお応募が全国からあったんですけれども、そのうちの8つのうちに今、残っております。県もしっかりと力を入れてくれて、何とかして、この1月ごろ多分、国でヒアリングがあって、この前も審査する方が2人が現地を訪れてくれて、非常に有利かなという感じをしています。これが通れば、また県の意向として、引き続き、世界遺産まで一気に駆けあがろうかなという考えを持っていまして、これが通れば、結構、予算がい

ろんな面でおきてきます。もちろん議員皆さん方にこれからもどんどんと御協力いただかなければならないんですけれども、まず、住民の方が先頭に立って、これに取り組んでもらうということが一番重要だと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひします。

それでは、殿井議員の質問にお答えさせていただきたいと思ひます。今回の一般会計補正予算第5号で、潮光園整備に関する有田周辺広域圏事務組合への負担金として1,377万9,000円を計上させていただいておりますが、その積算内容は実施設計に要する費用5,561万5,000円に対する負担金であります。負担割合は有田市、湯浅町、広川町、有田川町で均等割20%、人口割30%、利用割50%で計算し、算出した額となっております。財源につきましては、各町で負担金分について緊急防災減災事業債を充てることにしております。

今後の展望につきましては、平成31年度中に県補助金の協議を行い、平成32年度中に県補助金を申請し、建物の整備を行う予定となっております。

現在のところ、平成32年度中の完成を目指し、取り組んでいるところであります。

2点目に、不良空家除却補助金につきましては、国土交通省の社会資本整備総合交付金、空き家再生等推進事業の助成を受け、今年度7月より補助事業を実施しております。殿井議員の指摘どおり、補助対象となる空家につきましては、周辺建物や道路、水路等の公共施設に著しい悪影響を及ぼしている、または及ぼす恐れのある住宅で、町から不良空家の認定を受けたものとなっております。

今年度、助成対象としている不良空家は住宅地区改良法に定める不良住宅の基準を満たす必要があり、不良住宅の基準を満たさない空家は今年度の補助対象事業とはしておりません。

なお、御質問のような不良空家でなくても、周囲に迷惑をかける空家等につきましては、区長からの要望があり、対応が必要と判断した場合、空き家法に基づき適切な管理を促進するための情報提供及び助言等を行っております。

また、相続人が不存在の場合に対する対策につきましては、利害関係人から特別代理人制度を利用して、訴訟等の手続や財産管理制度の活用等の対策が考えられますが、いずれも司法書士や弁護士の専門家に相談する必要があります。現在、御質問のような問題に対応できるように、空家発生の予防、利活用の促進、危険空き家への対応を軸とした有田川町空家等対策計画の策定に向けて取り組んでいるところであります。

今、有田川町、移住、永住を促進ということでやっていますので、人が住まんさかい、ちょっとすぐ崩してまうというんじゃなしに、そういうやつは進んで町のほうにお貸しいたいて、結構、まだ住める家もあると思ひますので、古なっただけ、もう必要ないから崩すというのは余りにももったいないので、その方向でも進めていきたいなと思っております。

○副議長（小林英世）

10番、殿井堯君。

○10番（殿井 堯）

まず、1問目の、2回目の質問に移らせていくわけですが、潮光園、これは今、広域では大変な大渦が巻いております。まず、環境センター、クリーンセンター、これに対しての、質問に応じている潮光園、これは莫大な金額を広域、1市1町、1市2町、1市3町というふうな枠組みでやっているんですけども、潮光園は、1市3町、広川町、湯浅町、有田川町、有田市、1市3町の枠組みでやっているんですけども、ここの渦巻きの中に先立って、今、町長の答弁がありましたように、1市3町で何とか、町長、骨を折ってくれたんだと思いますけれども、今まで人口割が主体でやっていたのが、今度、利用割というふうになれば、うちと有田市が一番人口が多いので、その負担割がちょっと軽くなったんじゃないかと思います。それでこれについての今、内訳でございましたけども、設計関係、今、現在、ネットのほうで公募中ということで、なるべくなら我々議員は地元の仕事は地元へという意向で、広域の議員も一致団結して地元へ何とかならんかと。1市3町の設計事務所があるところで、何とかこの入札を地元へ還元できやんかということで、無理を申しましたけれども、何せ今の金額、かなり膨大な金額、13億円ですか、工事の建物を入れて、その設計となれば、1級建築士が3人所在していなかったら、これに参加できやんという縛りがついている。でも、1市3町で3人も、我がとこの事務所に持っているというのは、探しても2社しかない。2社しかないのに、これは何とか工夫をできやんかということで、我々3人、有田川町から広域のほうへ行かせてもらっているんですけど、苦肉の策として建設協会、有田郡市の建設協会から何とかクリアできる案がないかということで、執行部の、うちの町長も骨を折ってくれたんだと思います。執行部のほうへ、3人一組で組めと。個人の1級建築士の人を3人寄せよと。これだけの金額なんだから、1人では無理だと。3人寄せて、1組で応じてこいというふうな見解を出していただきました。その3人をやれば何とか5社あたりの力になるんで、5社あたりだったら、それで入札できるん違うんかと言うんですけど、3人1組にやって、果たして、その5つか6つの何にできるかどうかわかりません。だから、そのためにちょっとこれは拡大せんと、今、有田郡市ではちょっと無理と違うかというて、苦肉の策ですね。有田郡市以外からこれへ応募する場合は、有田郡の郡市の1級建築士を1人入れて参加しなさいというふうな結論を執行部から出してくれたと思います。これははっきり言えば、苦肉の策で、我々の有田郡市の範囲で、1級建築士を持っていながら、やっている人が参加できるような状態まで枠を広げてくれたのかなと解釈しております。

だから、そこらの面を含めて、今後、有田郡市の事業で今、冒頭に申し上げたように、広域というのは環境、クリーンセンター、この潮光園、三十何億円、今度は十何億円というふうな工事計画、膨大な計画がありますので、今後、このような場面もま

た出てくると思いますが、今後どのような意見を持って、そういうふうな地元への還元を考えているのか、町長の御答弁をお願いいたします。

○副議長（小林英世）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

地元の企業さんもやっぱり大事な企業で、町のために税金を納めてくれていますし、御承知のとおり、有田川町の町内の工事につきましては、できるだけ地元の人でやってもらおうということで、今もずっと進めてきております。ただ、今回のことは果たして3人組んで、1人ずつ一級建築士を持ったところが3人組んで、果たして出てきてくれるのかということがあったし、やっぱりほんまに大事なお金、税金でやる中で、できるだけ安くしながら、町の業者に入ってもらいたいという、郡内の業者に入ってもらいたいということで、大手の業者も多分入ってくるとは思いますけれど、そのときは必ず有田郡内の設計業者を入れよという条項で、全ての希望のある方は、全て参加できると思います。その方向でやっていきたいと思います。

それと同時に、おっしゃるように、これからまだまだ尿処理、それに引き続いて、環境センターの建てかえというのが、あと10年以上後になるんですけども、これでもできるだけ地元の業者が潤えるような方向でやっていきたいなという思いであります。

○副議長（小林英世）

10番、殿井堯君。

○10番（殿井 堯）

今の答弁というのは大切なことなんです。やっぱり我々、地元繁栄、有田川町、1市3町、ここらのあたりを重要視して、なるべくなら有田郡市でやれるやつは有田郡市でやってほしいというふうなので、そういうふうなことで我々、広域の議員団も一致団結して、今度はかなり強硬な意見も出していただきまして、何とか有田郡市でそれをできんかということで、大変御努力をしていただきましたと思います。

そこで、ちょっとひっかけて、問題なんですけれども、今、潮光園はそういうふうにはコンサル、建設協会から今後やっていただけるんですけども、その土地なんですけれども、今、現在、湯浅町、広川町でやっている有衛の地続きで、これを我々、1市3町、3町ですね、これは。もう旧金屋町、旧清水町、旧吉備町の土地も入っていると思うんですけども、現在、この建設をやろうという地内に、うちの持ち分の土地、今度、この潮光園が来るときに、うちとして、有田川町として持っている持ち分の土地があると聞いているんですけども、これは部長に聞いたら早いと思いますけども、この潮光園が建物を建てる場所にどのぐらいの有田川町の持ち分があるか、ちょっと御説明願えますか。

○副議長（小林英世）

総務政策部長、中裕準君。

○総務政策部長（中裕 準）

今度の潮光園の建設予定地につきましては、有田川町の持ち分、旧の清水、金屋、吉備の登記簿上の面積になるんですけれども、約18%ということになっています。有田川町の持ち分は18%です。

○副議長（小林英世）

10番、殿井堯君。

○10番（殿井 堯）

18%ですね。この土地には湯浅町が60%、広川町が22%、有田川町は今、言われたように18%、こういうことなんですけれども、ただ、このはたですね、近隣の土地で今、現在、有衛の湯浅町、広川町がごみ処理をやって、今、とまっていますけれども、この建物の下になおかつ湯浅町、広川町がやっている建物の下に、なおかつ有田川町の旧清水町、旧金屋町、旧吉備町、これの土地があると聞いていますけど、この点、どのぐらい今の有田川町、筆跡が、そりゃ旧の3町になっているかわかりませんが、この下の土地はどのぐらいうちがあるのか、御存じですか。

○副議長（小林英世）

総務政策部長、中裕準君。

○総務政策部長（中裕 準）

もちろん、今ある有衛の施設の建っているところにつきましても、旧清水、金屋、吉備、現在の有田川町の土地は存在します。その部分だけを有衛の土地と考えて、率を申し上げるのがよいのか、全体の中が、有衛の土地として考えるのがよいのかという問題もあるんですけれども、実際、登記簿上、その真下の分についての持ち分は、多分、登記簿上の土地がその面積、その部分であるとしたら、有田川町の分につきましては、41%という持ち分になります。

○副議長（小林英世）

10番、殿井堯君。

○10番（殿井 堯）

その有衛は、ごみ処理場は1市じゃなしに、1町、1町、広川町、湯浅町の建物ですね。それに対して、地下にうちの地面が今、申しましたとおり40%があると。うちは今、現在この間から、同僚議員も自分のところの借地料は何ぼあるねんいうたら、3,000万以上もあるってということで、これは何とかして対策を考えなあかんと言っているさなかに、有衛の広川町、湯浅町の建物の下にうちの土地がある。当然、これは借地権がうちにあるんだから、その当時、湯浅町、広川町に対してどういう条件でどのように貸し出してきているか、ここをちょっと御説明願えますか。

○副議長（小林英世）

総務政策部長、中裕準君。

○総務政策部長（中裕 準）

私も過去のいきさつというのはまだ承知しておりません。多分、有衛を運営しているときには、旧清水町、旧金屋町、旧吉備町、湯浅町、広川町で運営していたという時代のものであるというふうに考えております。それが、旧清水町、旧金屋町、旧吉備町が出て、そのときにどういうふうな話し合いが行われて、どういうふうな形で土地の、敷地の配分率というのが決まったか、そういうふうないきさつについても、全く今、現在ではわからないところではございますが、何らかのそのときの話し合いがあったことは間違いないであろうというふうに考えるところでございまして、今後、そういうことについてもちょっと湯浅町、広川町と一緒に調べて調査していきたいと、このように考えております。

○副議長（小林英世）

10番、殿井堯君。

○10番（殿井 堯）

この土地、買うときには、多分、旧清水町の人税金、また旧金屋町の人税金、旧吉備町の人税金が混じっております。混じっている中で、貸し出ししているんやから、何らかの条件をつけて契約書を結んでいるはずなんですけども、そういうときの契約事項とか、どんなふうにして貸し出ししているかという書類等とか、そういう説明のできる何は残っていないんですか。今の答弁でしたら、あやふやな答弁になっているんですけど、うちの土地が今、部長、部長、四十何%ということの回答を得ているんで、うちの土地があるということでしょう。それで四十何%という回答をしてくれたんでしょう。だから、そのときに、その、四十何%の土地って、これは大きな土地やと思いますけども、そこへ湯浅町、広川町が有衛という建物を建てているんやから、当然、条件を示して貸していると思いますけれども、ただ、おまえのところ、せえよ。まあ、わしとこの土地を使えよって、こういうことじゃ、困りますので。そのときの書類とか、そういうところの経緯、どういうふうな条件で貸し出したか、それをちょっとお聞かせ願いたいという質問なんです。その点はいかがですか。

○副議長（小林英世）

総務政策部長、中裕準君。

○総務政策部長（中裕 準）

過去に有衛で旧清水町、旧金屋町、旧吉備町、湯浅町、広川町で運営していたときから、旧吉備町、旧金屋町、旧清水町が抜けた、そういうふうなときからいろいろとどういうふうな条件であるとか、そういうふうな書類というのは、私もまだそこまで調査には至っておりませんので、今の手持ちの資料ではわからないということでございます。

しかし、今、言った土地の分につきましては、法務局のほうに行って、地籍を調べて、その中で今回、潮光園を建てるであろう番地を除いたところが今、現在の有衛の

施設が建っているところであるであろうというふうに考えて、今、お答えさせていただいたところでございます。

○副議長（小林英世）

10番、殿井堯君。

○10番（殿井 堯）

これ、ほんまに、我々、年間、3,000万円ほど借地して、支払っているんですよ。広域議員、同僚議員さんの何で、ちょっと発覚した問題なんで、もし、潮光園がここに来なんだ場合、この問題というのはなかなか浮かび上がってこんで、そのままの状態になっているということなんですよ。しかし、財産を管理している有田川町も、その課がよ、これを把握して、今、答弁できやんというのは、ちょっと問題があるんじゃないかなと思うんです。というのは、ほや、よいさよいさで、えいやで、ほや、つこときってというふうな感覚で来ているんやったら、これはちょっといかがなものかと思えますけど、町長、この点はいかがですか。

○副議長（小林英世）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

この件については、昔、1市5町でいろんな郡体とか、いろんな設備を共同でやった時代があって、実は聞くところによると、昭和21年ごろに分割したと聞いています。しかも、今度の用地のところ、いっぱい、小さく分割したのか、なぜかわかりません。そういう多分、当時、5町でやっていた中で、いろんな問題があって、それ貸いちゃらよとか、そういう定かな契約書というのは、今のところ存在していないと思います。一遍、これは調べる必要があるんで、今後、調べていきたいなと思います。どういういきさつでこんなになったのか。多分、郡民体育館も1市5町で、経営というか、建設をやって、湯浅町へ、もう要らんさかい、もう持ってもらおらという話も、その当時出てきて、いろんなことがあったんだと思います。一遍、詳しく調べます。

○副議長（小林英世）

10番、殿井堯君。

○10番（殿井 堯）

だからね、昔の旧警察、これも全体で持って、今、全体の持ち物のというふうな格好になっていると思うんで、ここらあたりもやっぱり検査して、何十年間、このまま放置状態になっているというふうになったら、もう二十何年間来ていますので、借地料を何とかとか、そんな問題も出てくると思うんです。だから、我々も今、さっきからくどいように言っている、年間3,000万円ほど、民間からお借りした土地とか、行政からお借りした土地はうちも借地料として払っていますんで、この点も今、町長の答弁にもございましたけど、確実に何とかして、この問題もけりをつけておかんと、まだここらあたり、聞くところによると、地籍入っていないっていうことなんで、一

且、5町でこの話を進めて、うちの旧3町がその話、別れてのいて、またそれを新たに、その3町へ名義変更しているということも聞いています。調べてもらえば、はっきり話がつくとは思いますが、どのような状態で、どのように貸して、こんなになっているのか、今後それをどのように進めていくのか、今の町長の答弁にもありますけど、部長、この点、いかがですか。

○副議長（小林英世）

総務政策部長、中裕準君。

○総務政策部長（中裕 準）

今までのいきさつであるとか、まずそれを調べるのが、まず第一だと考えております。そんな中で、いろいろと協議をしながら、この際に、最終的にはどういうふうな方向で地籍調査が終わったときに、土地を整理するのかというふうな方向性を見出せるように、協議をしていきたいと、このように考えております。

○副議長（小林英世）

10番、殿井堯君。

○10番（殿井 堯）

そのように、今現在、答弁でこうやっていう書類が残っていないんですから、もうこれ以上追及したところで、答えようがないというんですけれども、これは大変な問題なんです。やっぱり町民の税金で、財産で買っている土地なんで、やっぱりどういう条件でどうのということがわからないということ自体が、ちょっといかがなもんですかなということ、一応言っておきたいと思います。

なお、今後のこととしては、必ずこれはやっぱり町有地であれば、町有地の登録をして、地籍へ入ってもらって、入るときにもちゃんと立ち会いができるように、ちゃんとして、それで今後、この町の土地をどういうふうに生かすか。ただ、向こうも、湯浅町も広川町も、こんなもんわいとこ端やけもうここへ建とらへいう条件で建ったんと違います。多分、ここへ建つのはどうですかという言葉、やっぱりうちの町へも投げかけてくれていると思いますので、そこらの資料は残っているはずなんでね、もう勝手に使えよという、こんなことじゃないと思います、町の財産ですからね。その点、しっかりと今後精査いただきまして、また回答を出していただきたいと、このように思います。

また、潮光園の1市3町でやるやつも、お互い頑張ってもらって、今、せっかくちゃんとええ答えを出して、その進行路線に乗っていますので、その路線へ今後努力していただきたいと思います。これで1問目の質問は結構です。

次の質問の空き家対策なんですけども、まず、僕はなぜこの問題を今回取り上げたかということ、うちの近所で空家があるんで、空家対策、何とかならんか。今、町としたら、50万円の補助金がもらえるやないかと。50万円の補助金をもらって、わしはお金がないけど、もし50万円出してくれるんやったら、わしもうない金ふって、

一遍みんなに迷惑かけやんように地元の住民に、台風来てどうのこうのかわらが飛んでいる、やれどこが破損しているということを言われんように、何とかその内容を聞きたいということで、この前、ちょっと建設のほうへお伺いしたんですけれども、この50万円の対策は、今、町長が答弁されたように、倒れかかって、迷惑がかかってなかったら出せやんということなんですけども、それは、しかし根本的におかしいんじゃないかと。そりゃ、国の政策上もあって、そのような答弁になったと思いますけども、空家対策で、もう5年も6年もほうっているところは、今後、そこへ住まないというふうな意向で放置していると思うんです。だから、このようなときに、環境問題、草の生えっ放し、動物のすみか、このようになっていっているやつに対してでも、何で補助金が出やんのか。ここらを一回、お聞きしたいと思いますが、この縛りというのは、正確にどのようになっているのか、御答弁をお願いします。

○副議長（小林英世）

建設環境部長、鈴木幸敏君。

○建設環境部長（鈴木幸敏）

現在、行われている不良住宅、空家の除去についてですけれども、国の住宅地区改良法施行規則の規定によって不良度を判定して、その評点が100以上になったものを対象としています。それ以外のことでは国の補助が出ないような状態になっていますので、今、この事業にのっている限りは、やはり100点以上の評点の判定が必要となってきます。

以上です。

○副議長（小林英世）

10番、殿井堯君。

○10番（殿井 堯）

その100点以上なんですけれど、だから、今、空家で4年、5年たっていると、その建物を一応、査定しにいつてくれたと。仮にまだそんな状態でないというふうになれば、その危険状態になるまで待てと。その危険状態にならんのに、今、補助金を出すわけにはいかんという、こういう解釈でよろしいんですか。

○副議長（小林英世）

建設環境部長、鈴木幸敏君。

○建設環境部長（鈴木幸敏）

現在、行っています、この補助事業を使うとすれば、そういうことになります。そのために、町長の答弁にもありましたように、有田川町空家等対策計画というものを策定いたしまして、跡地の利活用をするとか、そういうときには不良空家でもなくても除去できるような政策に向けて取り組んでいるところでございます。

○副議長（小林英世）

10番、殿井堯君。

○10番（殿井 堯）

多分、そういう点が一番大事だと思います。ただ、御存じのとおり、過疎化になっている清水とか、そういうところはそんなに解体でお金が要るんやったら、わし、もう財産要らんよと。財産もらっても、税金かかるし、解体せんなんのやったら、そんなお金ないさかいに、わし、そこへ住めへんねんから、放棄状態にして置いているんじゃないか。そやけど、それでなおかつわがの金を使って、とつてもやないけど、対策に対してようせんよというて、放置している家もたくさんあると思います。

それと、私の近所にも、財産放棄ではないんですけども、ある事情があつて福祉センターへお世話になっている、あとの地権者ですね、その権限で今、放置状態になっていると。その家はまだそここの家で、そここの家といたらなんですけど、そのような状態にはなっていないんですけど、そういう条件で一応、そういう施設に世話になっている。そやけど、その施設がその財産を管理をしている。そやけど、近所の人、そんなずっと放置されているさかいに、あそこへ行ったら、タヌキから何から出入りしている。そのような状態のときに、今後、今の条件でやれば対象外ということですね。そやけど、それはもう完全に住む人がないというふうな状態になってきて、そこまで放置できるんかどうか。近所の苦情もあるし、そういう今後の対策はどのようにお考えですか。お聞かせ願えますか。

○副議長（小林英世）

建設環境部長、鈴木幸敏君。

○建設環境部長（鈴木幸敏）

所有者が存在している場合については、やはり所有者に対して助言なり、動物が住すみついて困っているということの情報提供なりを町からしたいと思います。所有者が不在の場合とか、わからない場合については、行政代執行であるとか、略式代執行であるというような措置をとっていけると思います。

○副議長（小林英世）

10番、殿井堯君。

○10番（殿井 堯）

だから、そこらの点なんです。総括、全部のそういう空家対策について、今後、有田川町は今の50万円の補助金でなしに、有田川町として完全に放棄している建物とか、今、現在、まだ危険な状態でない放棄されている建物とか、今後、どのような取り組みに対して、それに対応していけるのか、町長の御意見をお伺いします。

○副議長（小林英世）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

さっき言ったように、今、うちは移住、定住促進の計画というのを立てて、その中でも清水地域の空家はたくさんあります。貸してくれと言っても、なかなか貸してく

れんような状態であります。できたら使えるのであれば、町のほうへ届けていただいて、それは改良の費用も出るし、移住、定住の人を招き入れることができるので、もう住まんさかい潰してしまうわという話じゃなしに、いかにして利活用できるかということも、ひとつ考えていかなあかんと思っています。

それで、今度は空家対策の計画というのを立てますので、そのときはいろんな方面からよりよい方向に行くように、計画を立てていきたいなと思います。

○副議長（小林英世）

10番、殿井堯君。

○10番（殿井 堯）

今、御答弁いただきましたので、なるべくなら、その縛りのない、空家であったり、放棄対策であったり、そのような全般的な何を含めて、回答をまた出していただけたらという、一応、これは質問事項としてとどめたいと思いますので、今後ともぜひ対策をよろしく願いいたしまして、質問を終わります。

○副議長（小林英世）

以上で、殿井堯君の一般質問を終わります。

ここで議長と交代します。

〔議長と交代〕

○議長（殿井 堯）

暫時休憩します。

1時から再開いたします。

~~~~~

休憩 11時51分

再開 13時00分

~~~~~

○議長（殿井 堯）

再開いたします

一般質問を続けます。

……………通告順5番 4番（中島詳裕）……………

○議長（殿井 堯）

続いて、4番、中島詳裕君の一般質問を許可します。

中島詳裕君の質問は一問一答形式です。

4番、中島詳裕君。

○4番（中島詳裕）

皆さん、こんにちは。

ただいま、議長の許可を得ましたので、4番議員、中島、通告書に基づき、一般質問をさせていただきます。

今回、私自身、過疎地域の出身でありまして、過疎対策に関連した3つの項目について質問させていただきます。まず1番目としまして、本町の過疎対策についてありますが、今回、私の質問は過疎対策の中でも、集落対策について質問させていただきます。有田川町も合併して、もうすぐ丸13年を迎えますが、この間、合併当初2万9,000人あった人口も約2,500人減少し、ことしの8月時点では2万7,000人を割り込みました。中でも旧金屋、清水地域の人口減少が目立ち、合わせて3,600人減少しております。特に山間地域の人口の減少、高齢化は顕著であります。町内92集落のうち、限界集落41、危機的集落は14にもなっています。私自身も限界集落に関係する1人として、この先どのようなようになっていくのかなという思いを常に抱きながら、日々を送っている次第であります。

過疎地域の集落は居住の場であることはもとより、生産活動や交流の場として、生活全般を支え、地域の伝統文化を維持しつつ、農地の管理、森林の保全を通して、自然環境を守り、水源の涵養、下流域における土砂災害の防止などに大きな公益的な役割を果たしてきました。川上の存在なくして、川下の繁栄はないとのゆえんであります。しかしながら、今日、集落の多くは人口減少と高齢化に伴い、生活扶助機能の低下、身近な交通手段の不足、空き家の増加、森林の荒廃、耕作放棄地の増加など、重大な問題を抱えており、今後さらに高齢化が進むことにより、深刻化することは確実であります。時代に対応した集落のあり方を考えるとき、おのおの、集落に暮らす住民みずからが集落の課題と向き合い、行政がこれに十分な目配りをしながら、施策を実施していくということであると思っておりますが、こうした現状を捉え、町は今後、集落対策にどのように取り組んでいかれるのか、お考えをお聞かせください。

次に、2つ目でございます。森林災害について質問させていただきます。ことしは台風が3回も日本に上陸、中でも台風21号は地域に甚大な被害をもたらしました。家屋の損壊や倒木等により道路が寸断され、また電気、水道、電話などのライフラインも大きな被害を受け、私たちの生活にも大変支障を来しました。

農業被害については、被害状況と対策について、関係機関による説明会などで対策を講じられておるとのことでございますが、林業関係については、倒木や山腹崩壊などの森林被害が多数発生しています。しかしながら、長引く林業不況の低迷から、山林所有者の経営意欲が低下し、山への関心が大きく失われつつあります。今後の大雨などによる二次災害も懸念される中、今回の被害状況の把握や対策について、どのように取り組まれるのかお尋ねします。

次に、3番目といたしまして、ふるさと納税制度における本町の現状と、今後の課題ということで質問させていただきます。御承知のとおり、この制度は地方と都市の税収格差解消を目指し、2008年に創設されたものでありますが、ここにきて新聞などの報道によると、国では豪華な返礼品で寄附を集める自治体を制度の対象外にする方針を打ち出しました。これにより、各自治体も返礼品の見直しを迫られるとのこ

とありますが、県下で本町も含め、7市町が制度の対象外と指摘されました。今後、どのように対処するのか。また納税額も昨年を例にとれば、近隣の同規模の自治体と比較して低位にありますが、何か要因があるのでしょうか。その点についてもお答えいただきたいと思います。

さまざまなまちづくり事業を進める上で、このふるさと納税というのは非常に貴重な財源であります。より多くの皆様に応援していただくためにも、ふるさと納税者をふやす、さらなる取り組みや工夫が必要と思いますが、これもあわせてお尋ねいたします。

以上で1回目の質問を終了させていただきます。的確な御答弁をお願いいたします。

○議長（殿井 堯）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

それでは、中島議員の質問にお答えさせていただきたいと思います。1点目の本町の過疎対策についてでありますけれども、第一次産業で支えられていた集落が、若者が都会へ流出していくことで、集落での後継者がなくなり、少子高齢化が進み、何かあれば集落で協力し合い、進めていくというコミュニティーとしての機能が成り立たない状況も起きてきています。限界集落を再生、解消することは非常に難しいことでありますけれども、コンパクトシティー化を進めることは地域住民の理解も必要であり、現時点では厳しいと考えております。今後も、集落からの課題については、区長からの要望を受け、課題解決に向けて住民の方と協議、検討し、改善に向け、取り組みを行っていきたいと考えております。

議員、おっしゃるとおり、限界集落の多くは中山間地域に存在し、高齢化、担い手不足により、耕作放棄地の増加による問題や、林業においても山林の荒廃も深刻な問題となっております。また、伝統文化や風習などが残っている地域もあり、保全をすることも重要であります。

集落を維持するためには、人口が流出せず、新しい世帯が生まれ続けることが必要となります。そのためにも、中山間地域においても持続的に十分な収入が確保できることが必要であります。現在、2年目になりますけれども、地方創生交付金事業を活用した、緑のダイヤ、ぶどう山椒ブランド化事業では、農家の方やJA、民間事業者、ありだ中央高校の協力を得ながら、山椒農家の存続のため、担い手の確保や有田みかんに次ぐ、ぶどう山椒のブランド化による収入増などに向け、取り組んでいるところであります。また、現在、この事業により、地域おこし協力隊も招き入れたところであります。

全国には限界集落からの脱却を目指して、地域にある産直品のブランド化や、古民家の改築、サテライトオフィスの誘致など、集落の再生事業に取り組み、限界集落から脱却した集落があります。当町においても、農林業だけではなく、集落への移住者

増に向け、住民の方からの意見を聞きながら参加してもらい、地域の知名度を上げることを考え、外部との交流を図り、積極的に移住促進を行っていきたいと考えております。

2点目の、森林災害についてでありますけれども、最初に台風21号による森林の被害状況についてでありますけれども、風倒木被害が29カ所の11.15ヘクタール、山腹崩壊が7カ所の3.1ヘクタールであります。今回の森林被害、とりわけ倒木の被害につきましては、森林災害復旧事業の採択には、被害面積、被害額ともに国の基準を下回っていたため、採択されることができませんでした。そのため、今後の復旧につきましては、国の補助事業であります森林環境保全直接支援事業や、環境林整備事業に加え、県単独の、紀の国森づくり基金活用事業を利用しながら、取り組んでいきたいと考えております。また、山腹崩壊につきましては、国の補助対象となる治山事業や、県単独の県土防災対策治山事業で支給していただくことになっております。

3点目の、ふるさと納税についてであります。ふるさと納税の返礼品については、以前から総務省より寄附金に対して3割以下の返戻品に設定するようになっていましたが、それに反して多い自治体では8割程度の返戻品を送っていた事例もあったと聞いています。寄附金額に対して、返礼品に要する金額に率が高ければ、多くの寄附者から高返礼率の返礼品に申し込みが行くことになり、その自治体に寄附が集まりやすくなります。県内7市町の中に有田川町が入っていたのは、ことし3月の調査で、県内他市町村さんの青果を返礼品としていたため、総務省へ報告したことによるものであります。本年、4月1日、総務大臣からふるさと納税の趣旨に反するような返礼品が送付されている状況が見受けられるとの通知があり、5月末の県庁、市町村課のヒアリングでは、有田郡内産の返礼品しか取り扱えない旨の指導があり、11月より完全に国の指導に対応しているところであります。

近隣自治体との寄附額の比較については、返礼品の種類の高さや、返礼率が高いこと、また寄附者から注目される返礼品が多いための差であると考えられます。また、ことしの状況については、台風で特産品の巨峰が半分以上送付することができなくなったことや、有田郡内産の返礼品に変えることにより、さらに昨年より品数が少なくなったため、今後の寄附額への影響が考えられますけれども、今後もさらにホームページ等による、寄附者へのPRを積極的に行うとともに、納税出品者の事業者をふやし、返礼品の種類をふやすことで寄附者の選択肢がふえ、寄附総額増につなげていきたいと考えております。

もともと、有田川町は初めから、町内産以外のものは扱わないという方針で来ていました。隣町でもたくさんの売り上げの寄附額のあるところがあるんですけども、それはアサヒビールであったり、いろんな、それはもちろん県外の商品でありますけれども、そういう商品を扱ったり、多額の返礼品を返していたりという例があつて、

今後、これも恐らく厳しく指導があると思います。うちももっと出してもらう人をふやすんですけれども、もう有田川町以外の商品については今後も扱わない方針でいきたいなと考えております。できるだけ町内で出品してくれる人の数をふやして、今後の寄附増につながるようにやっていきたいなと思います。

○議長（殿井 堯）

4番、中島詳裕君。

○4番（中島詳裕）

どうも、御答弁ありがとうございました。

再質問をさせていただきます。私、今回、1番目の質問で、集落対策について質問させていただいたのですが、町長の答弁の中には、十分、区長さんを初め、地域の住民と話し合う中で必要な施策をやっていくんだというお話をいただきました。それは大変ありがたいことだと思っています。ただ、今回、こういう質問に至ったというのも、高齢化の割合というのは非常に速いスピードで、そういう集落が多くなってきております。集落のいろんなことをつかさどるのは区長さんが一番芯になるわけなんですけれども、その役割というのは本当に大きいものがあるというふうに思っております。地域の要望も区長さんを通じて行政のほうに上げていく仕組み、また行政も何か事があれば、区長さんを通じてお願いします。そういう形というのは以前、今も変わっていないというふうに思っております。今、過疎化の著しい地域では、なかなか区長さんのなり手がなような状態というのがあるわけなんです。これから、そういう地域の集落の方々とも対話して、適切な施策を展開していくということですが、やはりここは、地域の現状というものを十分調査をして、そして区長さんを初め、住民の方々の御意見も集約していく区長さんのお手伝いもできるような支援員というものの存在が大事になってくるのではないかなというふうな気持ちを持っております。

そういうところで、この過疎対策の集落対策ということの中で、集落支援員制度というのがございまして、そういうのを有田川町にも適用していただきたいという思いで質問させていただいております。参考になんですけども、お隣の紀美野町では早くからそういう形のものを導入して、やっていただいているようでございます。ぜひとも、そういうことを考えていただけないかなということで、もう一度、御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（殿井 堯）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

基本的には区長さんからの要望で、いろんなことを取りまとめてやっていくというのが基本でありますけれども、集落支援員制度というのは、実は国のほうにあります。一回、僕も、3年ほど前にその方々と東京でお会いして、ちょうど有田川町の担当、水尻というところの人が、もちろん総務省に勤めているんですけども、その若い子

が担当やから、また用事があつたら言うてくれよと言われていまして、一回、またそこら辺とも相談しながら、そういった応援に来てもらえんか、これからちょっと研究してみたいなと思います。

○議長（殿井 堯）

4番、中島詳裕君。

○4番（中島詳裕）

ありがとうございました。前向きに検討していくということでございますので、結構なことだと思っております。ただ、集落対策を進める中で、最終的には集落のあり方、将来的にはあり方というものを、お互いに行政と地域住民とで考えていかなければならないような形になっていくと思うんです。そこから向こうに、いろんな産業であり、教育であり、福祉でありというような地域課題をお互いに、またそこで対策を講じていく話し合いというのになることが、これからの過疎対策になると思いますので、ぜひとも早期にそういう方向で取り組んでいただきたいと思います。

続いて、2番目の森林災害についてでございますが、採択要件、規模が小さいがゆえに採択要件に至らなかったということですが、採択要件というのは災害のあることは、当然あるんですけども、要件というのは示されているんですか。一度、それについて教えていただきたいです。

○議長（殿井 堯）

産業振興部長、立石裕視君。

○産業振興部長（立石裕視）

お答えいたします。森林災害復旧事業、この採択要件でございますが、暴風雨による森林被害額、それが4,500万円以上、そしてなおかつ、要復旧面積が40ヘクタール以上の市町村となつてございます。今回の台風21号による当町の被害額は1,043万7,000円、復旧面積が11.15ヘクタールということでありますので、被害額、復旧面積ともに国の採択要件には至らなかったということでございます。

○議長（殿井 堯）

4番、中島詳裕君。

○4番（中島詳裕）

はい、わかりました。被害額、被害面積とも、採択要件に沿わないと。ただ、目視ですけれども、結構、道沿いでも非常に山林、倒木等の被害が大きくなっております。このままでは行けないと思いますが、先ほどの話でもありましたように、既存の事業を使って、対策を講じていくということでございますけれども、既存の事業というのは経済林をつくるがための事業でありまして、当然、山林所有者の費用負担というのは当たり前のことに思うんですけれども、こういう災害に遭った場合は、やはり公益的な見地から公費をできるだけつぎ込んでいただいて、復旧に当たっていただきたいというふうに思うんですが、仮に森林環境保全林整備事業ですか、とかという、先ほ

ど申されたことでやりますと、どんな所有者負担になるんですか。

○議長（殿井 堯）

産業振興部長、立石裕視君。

○産業振興部長（立石裕視）

地元の負担ということでありましてけれども、森林環境保全直接支援事業、それから環境林整備事業の補助金でありますけれども、両方とも国が51%、それから県が17%、そして町が上乘せとしてそこにまた17%ということで、合計で85%の補助金となっております。残りの15%ということが、森林所有者の負担になるということでございます。森林の持つ公益的な機能というのは、もう言うまでもございません。ただ、やはり森林というのは個人的な財産という一面もございますので、御負担のほどは御理解いただきたいなと思っております。

以上です。

○議長（殿井 堯）

4番、中島詳裕君。

○4番（中島詳裕）

理解はするんですけれども、実際、山林所有者の思いというのは、とにかく、これは全員がとは言いませんけれども、山がお荷物だという、山のことに関して無関心な山主が多い。そんな中で今回の災害を受けて、山林所有者だけにとどまらない、いろいろ波及する被害とか、そういう部分もあろうかと思うんですけれども、やはりまず第一に被害に流れているところをある程度復旧するということが大事なことだと思っております。

ちょうど、平成31年度から森林環境譲与税も動き出します。町へも今までない、金額で2,000万円からのお金が入ると思うんですけれども、そういうお金を、税金を有効に使っていただいて、少しでも林家の負担を軽減していただけるようなことは考えられないでしょうか。

○議長（殿井 堯）

産業振興部長、立石裕視君。

○産業振興部長（立石裕視）

中島議員のおっしゃるとおりで、来年度から森林環境譲与税が各市町村に譲与されるということになっております。また、それとともに、森林経営管理法という新たな法律とともに、来年度から新たな森林管理システムというのがスタートすることになっております。

譲与税の使い道につきましてはいろいろ、国のほうでも制約がかかっておりますので、どの森林へも譲与税というわけには使えないことになっております。経済林は経済林で、そこへはこの譲与税は使えないことになっておりますので、環境林に分けられるというか、環境林になったところ、しかもその森林については町に、もう所

有者の方が維持管理をお願いすると言ってくださった森林については譲与税を充当できると思いますので、そのあたりは森林所有者の方と、また意向調査を行いまして、それをもとに進めていけたら一番いいと思っています。できる限り森林を持たれている所有者の方の負担を軽減できるような形で譲与税も使えたらなと思っています。

以上です。

○議長（殿井 堯）

4番、中島詳裕君。

○4番（中島詳裕）

ありがとうございます。できる限り、所有者の負担軽減につながるような取り組みを期待しておきます。

それと、もう1つになるんですが、今回の災害で集落内の里道とか、集落の上部の谷川が倒木等でせきとめられているような箇所も何カ所かあるようにお聞きしております。それについては、当然、山主の責任において整備することは大前提だと思うんですけども、なかなかそれも進みにくい部分があるのかなというふうに思うんですが、そのことに関して何か対策を講じられるお考えはないでしょうか。

○議長（殿井 堯）

建設環境部長、鈴木幸敏君。

○建設環境部長（鈴木幸敏）

議員、おっしゃるとおり、谷川や里道に倒れている木については、森林所有者で処理していただきたいと考えていますが、報告を受けた箇所を個別に拝見いたしまして、谷川がせきとめられるであったり、人家に非常に危険な状態に対しては、町で対応したいと考えております。

○議長（殿井 堯）

4番、中島詳裕君。

○4番（中島詳裕）

ありがとうございます。ぜひともそうしていただきたいと思います。

それから、3番目のふるさと納税に関してですけれども、先ほどの町長の答弁で、私のまちは町内産しか扱わない、他町はどうであれ、ビールとかいろんな県外産まで含めた、どっちかと言えば、私、正直言いまして、平成29年度の決算では有田川町が2億9,000万がし、3億円余り、隣の湯浅町が49億円、有田市が12億円、余りにも数字がかけ離れているものですので、やっぱりこれは先ほど申されましたように、品目の違いもあるし、取り組む姿勢もあるのかなというふうに思うんですけれども、財源として非常に魅力のある財源であると思います。ですので、真面目に国の通達のとおりには、これは基本だと思うんですけれども、やはりそこに有田川町らしさを出して、一度、大きな目標を掲げていただいて、取り組む必要があるんじゃないかなと思っています。

やっぱり、これから、本当に有田川町をふるさととした都会に出ていかれた方に、ふるさとのにおいと思いを共有していただくという取り組みが過疎対策の1つとしても大変大事なことだと思っています。

産品についてもそうなのですが、ふるさと産品、いろんな豪華なものもインターネットを見たら出ていますけれども、やっぱり1つの例ですけれども、全国的なあらぎ島でできたお米と梅干しと、番茶のセットで茶がゆセットとかいうふうなものをして、昔、なれ親しんだ食文化を町を出ていった人に伝えるとか、例えばの話ですよ。そういうようなぬくもりのある産品の開発というものを考えていくべきだと思っています。

先日、東京在住の方が私のほうに連絡をいただきまして、ふるさと産品にこんなものもやっているところがあるんだから、有田川町もしっかり頑張らなアカんでって言われました。というのは、ふるさとケアというセット商品なんですけれども、空家になった、ふるさとを出て空き家になっているところの、空家の維持管理を地域の事業者をお願いしてやってもらったりとか、お墓の掃除を年に何回かやるとかいうことを、1つの返礼品の項目に加えて、取り組む自治体もふえてきているようなことも書いておりました。

これからは、町長の答弁にもありましたけれども、地域の事業者ともスクラムを組んで、取り組んでいくんだと。本当に、やっとなこへ来て、返礼品の豪華さを競う中での、納税額というよりは、ほんまに勝負していけることだと思います。ですので、そういうことも踏まえて考えますと、もう少し、そういう役場の中にも、体制をきちっとつくっていかなければ、今、私が言わせていただいたようなことにも対応できないのではないかと思います。ですので、その辺についてのお考えも含めて、人事のそういう体制づくりについては、実務の最高責任者である副町長にもお聞きしたいんですけれども、総括で、町長のほうから。私が言わせてもらったことについて。

○議長（殿井 堯）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

ふるさと納税につきましては、先ほど申し上げたとおりで、うちはもう有田川町以外のものは出さないということであります。

その中で、これからどんなようにして、またふやせるか、またすばらしい商品、まだまだ埋もれたやつもあるん違うかなと思っていますので、一遍、横一で、みんなに発送していきたいなと思っています。

今回、ホームページも改修されるようで、それもしっかりと載せられるように、またみんなと協力して、いい商品を見出していきたいなと思います。

○議長（殿井 堯）

4番、中島詳裕君。

○4番（中島詳裕）

ありがとうございました。

副町長、いかがでしょうか。体制を、要するに、今、納税のお仕事、数もそうですけれども、4月にできました企画調整課でやられているとお聞きしているんですけども、本当にこれから返礼品等も制約がある中で、今、町長もおっしゃったように、町産品に限ってやっていくんだと。そうなれば、余計、町民の方々の理解と協力が不可欠だと思っております。片手間でやっていけるとなれば、数字はどんどん僕は下がると思うんですよ。本当に思い切って、5億円ぐらいを納税してもらおうぐらいの高い目標を立てて、専門的に食欲にといいですか、取り組んでいただくべきかなというふうに思っているんです。その点、体制のことですので、余り僕も深く言えませんが、ちょっとお考えを。

○議長（殿井 堯）

副町長、坂頭徳彦君。

○副町長（坂頭徳彦）

ふるさと納税の品目につきましては、私も掘り起こしをしていかなければならないだろうと思っています。我が有田川町では本当に多くの品目になるものが、まだ埋もれているところもあるんじゃないかと考えてございますので、それについては幅広く皆さん方から御意見をいただいて、今、議員、御提案いただきましたようなことも含めまして、御提案いただいて、集めてまいりたいと考えてございます。

そして、その上に立って、他市町との体制も参考にさせていただきながら、今後、検討してまいりたいと思っております。

○議長（殿井 堯）

4番、中島詳裕君。

○4番（中島詳裕）

ありがとうございました。よろしく願いしておきます。

これで私の一般質問を終了します。

○議長（殿井 堯）

以上で、中島詳裕君の一般質問を終わります。

……………通告順6番 12番（岡 省吾）……………

○議長（殿井 堯）

続いて、12番、岡省吾君の一般質問を許可します。

岡省吾君の質問は一問一答形式です。

12番、岡省吾君。

○12番（岡 省吾）

12番の岡でございます。ただいま、議長から発言の許可を得ましたので、通告に従って、一般質問をさせていただきたいと思っております。

今回、私の質問は1点目に、郷土伝統工芸、保田紙、紙すき技術の継承、維持と今

後について。2点目として有田川町鉄道交流館と鉄道公園の今後についてということでお聞きいたします。

まず、1点目の、郷土伝統工芸、保田紙、紙すき技術の継承、維持と今後についてということであります。前置きが少し長くなりますが、保田紙の歴史について、皆さんもよく御存じのことかと思えますけれども、少し簡単に紹介させていただきたいと思えます。保田紙の歴史は今から約400年前の江戸時代、初代紀州徳川藩主の徳川頼宣公の時代までさかのぼります。頼宣公から紙づくりの命を受けたのが、用水路を整備し、難工事、三田のあらぎ島を開拓された、御存じ笠松左太夫公であります。紆余曲折の末、紙すき技術を確立した左太夫は村人たちに紙すきを広め、以降、特にその紙の性質から和傘の材料として普及し、最盛期の昭和20年代には約400軒もの紙すき屋がっらなり、一大和紙の里として隆盛を誇りました。その後、紀州大水害の壊滅的な打撃、洋傘へのライフスタイルの変化など、時代の変遷で昭和40年代には廃絶の危機に瀕しましたが、昭和54年、清水町高齢者生産活動センター設立に伴い、紙すき技術を復興、その後、しみず温泉周辺の大規模整備に伴って、6年前の平成24年からは施設を体験工房わらしに移して、脈々とその紙すき技術の継承に努められ、現在に至っております。

保田紙はとりわけ、良質の和紙だとの評価から、昭和63年には和歌山県の郷土伝統工芸品に指定され、3年前の2015年、紀の国和歌山国体では賞状に保田紙が使われたとのことであります。また、聞くところ、保田紙は水に強いという特性から、紙を小鍋に形成して鍋料理に利用され、東京などの料亭などから数多くの注文を受けているようであります。

このように歴史ある伝統技術を今後、どう守っていくか。また、利用用途の幅広い、この保田紙の受注をどう広めていくかが非常に重要ではないかと思うところがございます。そこで、まずこの伝統工芸、保田紙に対する町の位置づけをどう置かれているのか、町長の見解をお伺いいたします。

また、技術を継承していくためには、やはり後継者の育成が今後最も重要な課題であるということはいうまでもございません。現在、紙すき工房には熟練の腕を持つ女性の紙漉師の方を柱にことし、7月から県外出身の若い2名の方が従事されているとお聞きしております。紙すきに興味や夢を抱き、技術の継承のためにわざわざ県外から清水の地にやってくる、住まいを構えてくれることはありがたいこととあります。しかしながら、賃金体系が最も大きな理由かと思われそうですが、過去の就労実態を聞けば、なかなか長続きせず、技術を習得する以前にやめてしまうことを嘆かれておられます。生活が困窮するような給与体系では、続けたくても続けられないというのが実際のところであると思うところがございます。そのような背景のもと、紙すき技術の継承、維持について、どのように考えておられるのか町長の見解をお聞きいたします。

続きまして、教育の観点からも子どもたちに郷土の文化に親しみを持ってもらい、学んでもらうことは大いに大切なことではないかと考えるところでありまして、お聞きするものでございます。教育の現場で次世代を担う子どもたちに保田紙の歴史をどう伝えておられるのか。また、保田紙に触れ合う機会をとられているのか、それらの点について、教育長から教育現場での取り組みをお聞かせ願いたいと思います。

それから、これは随分と前の過去の一般質問で取り上げられておりましたが、町内全小中学校の卒業証書に保田紙を利用したらどうかという質問が同僚議員からございました。記憶をたどりますと、当時、教育長の答弁は前向きな答弁であったと記憶しております。その後、卒業証書への保田紙利用は促進されているのか、現状はどうかをお聞きいたします。

続きまして、2点目の有田川町鉄道交流館と鉄道公園の今後についてということであります。平成22年3月に鉄道交流館が開園してから8年が経過いたしました。隣接の鉄道公園とあわせ、その周辺一帯は住民憩いの場所としての役割を十分に果たされている施設であると思われまます。先日も鉄道公園に何うと、小さいお子さんを連れた御家族の仲むつまじい姿を拝見して、和やかな気持ちになったところでございます。鉄道交流館とその一体は、旧有鉄線路敷きを保存しつつ、沿線の発展に寄与した同鉄道の歴史を後世に伝えることを目的の1つとして設立された経緯があります。交流館内にはジオラマを展示、有田川町をイメージしたジオラマ内で鉄道模型を動かせる体験は、子どもさんのもとより、鉄道マニアの方にもかなりの人気があるようでございます。それから、古い車両を所有、キハ58、ハイモ180、キテツ1号など、私自身、電車に関して全く無知で関心もほとんどございませんが、電車マニアの方からすれば、現存することが貴重らしく、物すごく価値のある車両だということでありまして、加えて、映画、オールウェイズ三丁目の夕日のロケにも使用されたことから、内外的に有名となったことは記憶に新しいところでございます。また去年は、所有者であるアチハ株式会社からD51を借り入れ、週末に限ってながら、実際に乗車体験をしたところ、その反響は絶大で、私もおいっ子を連れて乗車いたしました。余りの混雑ぶりにびっくりしたところであります。そのように多くの皆様から広く親しまれるようになった鉄道交流館であります。D51の効果がどれくらいあったのかが興味深いところでございまして、まずD51を借り入れる前と、それ以降の入場者数の推移はどうだったかをお示しいただきたいと思っております。また、D51を借り受けるに当たり、当時の説明ではほかの借り入れ先が決まるまで、借り入れるとのことだったと記憶しておりますが、現在の旧有鉄車庫にて保管されているとのことでもあります。聞くと、管理する場所の問題や、輸送費に費用がかさむなどの理由で、現状のところほかに借り入れ先がなかなかないようでございます。人気を博したD51を向こう数年借り受けることができれば、引き続き、鉄道公園の観光の目玉として活用できるのかと思っております。D51の今後の動向をどうお考えになっているのか、町長の御

見解をお伺いいたします。

次に、線路敷きの件であります。鉄道公園には旧有鉄の線路、約500メートルをそのままの状態に保持し、乗車体験などに活用しております。もともと軽いディーゼル車両を走らせていた線路でありまして、重量のあるD51を走らせたからかどうかはわかりませんが、線路がかなり傷んでいるようでございます。現状の線路のまま乗車体験をすれば、乗客の安全面が危惧され、事故などが起こらないか心配されます。線路敷きの修繕の方向性かどうかを町長にお聞きいたします。

最後に先ほどから、るる申し上げましたとおり、鉄道公園は観光施設としての役割を十分果たしている施設だと私自身はそう思っているところでありますが、この鉄道公園の観光施設としての位置づけをどう持たれておられるのか。また、観光振興に今後どう活用していく考えか、それらの点について町長の御見解をお聞かせ願ひまして、私のこの壇上での一般質問を終わらせていただきます。御答弁、よろしくお願ひいたします。

○議長（殿井 堯）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

それでは、岡議員さんの御質問にお答えしたいと思います。まず、1点目、伝統工芸、保田紙の位置づけについてでありますけれども、産業用の和紙としては大量生産、安値、均一性が要求されますので、機械すきの和紙に到底太刀打ちできないのが現状であります。現在、保田紙は体験交流工房施設のわらしで制作、販売を行っております。今後とも、農村と都市との交流、観光産業としての役割を持たせながら、伝統工芸としての保田紙を継承していただけるよう、努力してまいりたいと思います。

2点目は、紙すき技術の継承、維持に当たってであります。保田紙の紙すき技術は他の技術職と同じように、簡単に習得できないということで、今までも多くの方に習得をお願いしてきたところでありますが、思うように成果が上がっていないのが現状であります。途中で辞職する理由といたしましては、議員のおっしゃるとおり、賃金体系の理由もあるかと思っておりますけれども、技術の習得がなかなかできない現実もあるのではないかと推測いたします。賃金体系につきましては、今後、政府の政策である、働き方改革に厳守いたしまして、考えてまいりたいと考えます。現在、体験交流工房わらしでは5人の非常勤職員の方々が日々、保田紙の制作、販売に努められております。そのうちの2名の方が今年度より見習いとして技術の習得に励んでいるとのことでありますので、期待をしているところであります。また、後継者の育成につきましては、町単独ではなく、和歌山県伝統工芸継承者育成支援事業の助成もいただきながら、進めているところでありますので、いましばらく見守っていただきたいと思ひます。

次に、鉄道交流館についてでありますけれども、借り入れる前、3カ年の入場者数

は平成26年度が8,640人、平成27年度が9,505人、平成28年度が7,630人でありましたけれども、借り入れた平成29年度は1万1,230人と、前年度を大きく上回っていますので、集客には大変効果があったと思われま

す。次に、人気を博したSL、D51の今後の動向につきましては、現在、D51を所有しております、アチハ株式会社が月1回程度のメンテナンスを実施しながら、他の借り入れ先を検討しているところでもあります。鉄道公園での乗車体験につきましては、D51の重量に対する線路の耐久性に問題があり、安全面を考慮すると、継続的な実施は難しい状況でありますので、アチハ株式会社と今後の方向性を検討しながら、協議を進めてまいりたいと思います。

2点目の、線路敷きの修繕の方向性につきましては、御承知のとおり、鉄道公園内の線路は軽いディーゼル車両の走行には問題ありませんけれども、D51を継続的に走行させるには、さらに重量に耐えうる線路に敷きかえる必要があるようでございます。同線路は老朽化していることと、昨年度のD51の走行によりまして、修繕が必要となってきたと聞いております。今年度、アチハ株式会社より線路の一部修繕が行われましたが、次年度は老朽化が進んでいる箇所についても修繕を予定しております。内容は線路のボルトや枕木、ポイントの交換等であります。先日もJR西日本のほうに電話して、今、天王寺から新宮まで枕木を全て取りかえております。その作業、ちょうど吉備の業者が担当していますので、ちょっと電話をしてくれんかということで、社長のほうに100本、ええのくれということで電話をしまして、どっちみち産廃でほるんやさかい、ただしかええん違つかということで、それはもう話がついております。近く、ええやつばかり100本、いただけると。それを使って、また枕木も変えていきたいなと思います。

最後に、鉄道交流館の観光施設としての位置づけはどう持たれ、今後、どう活用していくのかという質問でありますけれども、鉄道交流館や鉄道公園は旧有田鉄道の歴史を後世に伝えていくことを目的にしている一面と、住民の地域交流の拠点や触れ合いの場としての役割も担っているところでもあります。もちろん、貴重な動態保存車両や、有田川町の風景を再現したジオラマ展示などにより、観光客を誘致し、町の活性化を推進することも主たる役割の1つでありますので、より効果的に魅力を発信するとともに、地元地域、団体等と連携したイベント、例えば朝市やフリーマーケットなどを行っていきたくて考えております。同施設は鉄道マニアの方々というだけではなく、子どもから高齢者まで世代を超えてさまざまな楽しみ方ができる観光施設として利用していただくとともに、町内観光施設の周遊施設の1つとして他施設との連携を図りながら、町の観光を推進してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（殿井 堯）

教育長、楠木茂君。

○教育長（楠木 茂）

それでは、岡議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、教育委員会として、保田紙の歴史は有田川町における重要な文化として認識をしております。学校現場では社会科副読本に保田紙の歴史を2ページ、わかりやすく図解をした製造工程を2ページ、計4ページにわたって掲載をし、授業に活用をしております。また、机上の学習だけではなく、実際の紙すき体験や現地への社会見学、保田紙を使った書道、あんどんやうちわの制作を学習の一環として取り組んでおります。また、毎年行われます行灯アート展につきましては、町内の小中学校生の作品が数多く出品されております。

身近に、保田紙のような伝統的な文化があることで、子どもたちの学習意欲が郷土愛が高まっていると思っております。

卒業証書の保田紙の利用につきましては、清水地区の小中学校と金屋地区では西ヶ峯小学校が用いておるところでございます。他の学校につきましては、生産の能力の問題や書き手の問題、また、短期間での製作が難しいため利用には至っておりませんが、今後、これらの問題が解決できるように努力し、また、できれば積極的利用をしていきたいと、そういうふう考えております。

以上です。

○議長（殿井 堯）

12番、岡省吾君。

○12番（岡 省吾）

再質問をさせていただきます。

まず、1点目の保田紙の位置づけ、PRについてでございますけれども、先ほど町長の答弁で保田紙の販路について、生産性、また価格面などで機械式の和紙になかなか太刀打ちできないんだというようなことでありましたけれども、手すきであることの味のある和紙、また、歴史ある希少な和紙ということで、保田紙の品種はどこに出しても劣らないと私は考えておりますので、そういうブランド力を前面に出して、今後とも内外に向けてPRしていただきたいと思っております。

町長も有田川町の幸福追求のために、いろいろの取り組みを実践する司令塔でありますけれども、同時に、トップセールスマンとして担っていただいている立場にあると思っております。

失礼ですけれども、町長の名刺に保田紙を活用されているのかどうかわかりませんが、活用されていれば済みませんが、私も一昨年、保田紙の名刺をつくりまして、結構、研修や視察などで県外へ行かせてもうたときに、よその方と御挨拶させてもらうときに名刺を渡しますと、その話の切り口として保田紙を紹介させてもらって、結構、保田紙宣伝できているかなというふうに思っておりますけれども、これ、結構価格も若干普通の紙よりかかるので、なかなか強制的には言えませんが

も、もし、そういうふうには町長や副町長、当然、多くの方とお出合いする機会もあると思いますので、よろしければぜひ保田紙の名刺を活用していただいて、保田紙のよさを内外の方に向けて十分PRしていただければと思いますけれども、その点について、町長と副町長の考えをお聞かせください。また、外ばかりではなく、町内での消費、内需の拡大も大変貴重になってくるのかなど、そういうふうには思っております。

なかなか一般の方まで保田紙の利用のすそ野を広げるとはなかなか難しいかと思っておりますけれども、徐々にでも地元で保田紙を率先して使ってもらえるように働きかけられたいと思います。

それにはまず、町指定の指定管理している町施設に保田紙を活用してもらえたらと思っておりますけれども、使用状況はどうなのか、その点につきまして、産業振興部長にお聞きしたいと思います。

ただいまの名刺の件について、また、使用状況について、御答弁よろしくお願いたします。

○議長（殿井 堯）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

この保田紙、私も非常にすぐれた紙だと思っております。この前も行ったとき、ちょうど100年前の東が出てきたんやということで見せてもうたけど、一切、いっつも傷んでませんでした。これはすばらしい紙やなど、それは認識をしておりますし、これからどんどんとやっぱり販路を広げていかなあかんなどという考えは一応持っております。

名刺につきましては、以前、2回ほど注文してたんですけども、それ以後使ってません。この前、産業振興部長に、おまえ名刺つくれと言われたんで、早速、今月中にちょっとつくりに行ってきますので、議員さんとともに使用していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（殿井 堯）

副町長、坂頭徳彦君。

○副町長（坂頭徳彦）

私も同様、活用させていただけたらなと思っております。

私6月までおりました現のところ、県庁にありますが、文化学術課というところでございまして、文科省とか担当しているところであります。同じように、文科省の表彰状を保田紙でお渡しさせていただいているのは、本当に伝統あるものだと考えておりますし、私も保田紙ではまだつくったことありませんので、以前はよく木材でつくった名刺をよく使ったこともあるんですが、今後はまたそういうことで御使用させていただけたらと思っております。

以上です。

○議長（殿井 堯）

産業振興部長、立石裕視君。

○産業振興部長（立石裕視）

内需拡大、それから広く町内外にアピールということをございますけれども、以前には保田紙を使った行灯アート展、これを数年続けさせていただきました。ことしからはちょっと行えていないんですけれども、そういう形で過去には保田紙のアピールに努めてまいりました。

今後についても、わらしの皆様方と協議を重ねながら、有効なアピールを模索していきたいと考えております。

それから、町内で使っておるということにつきましては、指定管理を行っております清水地域のあさぎり等ではメニューを書く台紙等に保田紙等も使わせていただいております。

それから、製品については、あさぎりのちょうど玄関入った横とか、それからあらぎの里、それから、こちらへおりてきましたら観光案内所、駅の観光案内所、そちらのほうにも一筆箋とか、封筒とか、そういう形で商品は皆さんに見ただけ、それから買っていただけるような形で置かせていただいております。

以上でございます。

○議長（殿井 堯）

12番、岡省吾君。

○12番（岡 省吾）

町長、副町長ともに保田紙の名刺を活用していただけるような方向性とお聞きしまして、僕もちょうど切れましたので、早速注文させていただきながら、PRをさせていただきたいと思っております。

今、産業振興部長の答弁にもありましたけれども、和紙を使ったもののお土産として出しているということですが、やっぱり飲食店だったらメニュー書きの紙であったり、そういうようなものにも使わせていただいて、お客さんが保田紙をまじかに見れるような状態というのか、そういうのもやっぱり細かいことですが、地道にやっていく必要があるのではないかなと思っておりますので、その点についても、また1つ御検討いただきたいと思います。

続いて、2点目ですけれども、わらしの施設は保田紙、また、わらを使った工芸品など政策、そして販売する傍ら、体験交流施設の側面ももっておりまして、紙漉き体験やうちわづくり、また、わら細工やあんどんづくりなどさまざまな体験ができる施設であります。

現在の観光は、景勝地めぐりとともに体験型観光がトレンドだとお聞きする中、紙すきやわら細工などの体験は、海外の方を含めなかなかほかではできない貴重な体験ではないかと思うわけでありまして、アプローチの仕方によっては大いに期待できるのではないかと考えております。

先ほど、教育長の答弁にもございましたけれども、学校教育におきましても学習の一環として郷土の伝統文化にふれあう機会、紙すき体験などに取り組んでいただいているとのことでありましたが、一般の方も含め年間の体験者数は何人くらいあるのか。また、折には海外の方も体験に来られることがあるのか。その点をまずお聞きいたしたく、産業振興部長の御答弁をよろしくお願ひいたします。

○議長（殿井 堯）

産業振興部長、立石裕視君。

○産業振興部長（立石裕視）

体験交流工房わらしの体験者数につきましては、これ昨年度の実績なんですけれども、全体数で792人、その内訳といたしまして、紙すき体験が272人、うちわづくり体験が410人、それから草履づくり体験が30人、それからあんどんづくり体験が74人、しめ縄づくり体験が1人、それから製本づくり体験が5人となっております。

保田紙を使用する体験者数、それを合わせますと761人ということになりますので、わらしの体験者数の全体の約96%が保田紙に関する体験者ということでうちのほうでは確認しております。

もう一つ申しおくれました。海外からのお客様につきましては、ここ最近は毎年十数人程度であると聞いております。

○議長（殿井 堯）

12番、岡省吾君。

○12番（岡 省吾）

ありがとうございます。

ただいま体験者数をお示しいただきました。なぜ、体験者数をお聞きしたかといいますと、わらしの立地が奥ばっていて、なかなか清水へ観光へ来られた人の、そういう施設があること自体わかりにくいということで、気軽に行ける動線になっていない点を指摘していたからでございます。これは、6年前にあさぎり周辺大規模整備をするときにも設計段階から懸念されていたことでもあります。

現在は、看板を設置してわらしへの動線を示しておりますけれども、ほかにも気軽に行ってもらえるような方法はないものかと考えるわけでございますけれども、その辺あたり、何か考えられておられるか。また、取り組んでおられることがあればお聞きしたいと思いますけれども、要はあさぎりの裏にわらしがあるということが周知できるような取り組み、そういうふうな考えもたれていれば教えていただきたく、産業振興部長、よろしくお願ひいたします。

○議長（殿井 堯）

産業振興部長、立石裕視君。

○産業振興部長（立石裕視）

岡議員のおっしゃるとおり、わらしへの動線のほうは以前からわらしの職員さんにもお聞きしてありますし、関係者の皆さんにもお聞きしてあります。その関係で、以前から看板等はかなり設置させていただいておるつもりなんですけれども、いまだにやっぱりなかなか奥ばって、なかなか来てもらいにくいという声はございます。

数年前から、あさぎりの一番入った横手、右手のほうへわらしの製品等も置かせていただいて、そこでちょっと机、いすも置いて休憩もできる、わら製品とか紙製品もそこで見れるというような、ちょっとセットも置いております。

それと後、公社のほうへもできる限りお客様来てくれたときに、食事なんかしてくれただけにはお声がけしていただいて、この裏に交流工房わらしがあるということで、そちらのほうへの御案内ということも、あさぎりの職員さんにはお願いしておりますので、その辺できるだけ会話の中でわらしを紹介していただくというような取り組みもお願いしているところです。

以上です。

○議長（殿井 堯）

12番、岡省吾君。

○12番（岡 省吾）

いろいろとやっていただいているんですけども、以前、過去のことどうやこうやというつもりはないんですけども、生産活動センターのときには、表、紙を干してて、見たらわかるというような、一見さんでもすぐに入っていけるというような状況やったんで、本当に現場の皆さんの話を聞けば、なかなか昔と違って来てもらいにくいんよというお話も聞くので、やっぱり現場の人と話を詰めながら、どうしたらここへ来てもらえるようになるかということをちょっと協議してええようにやっていただきたいと思います。

それから、後継者の件についてでございますけれども、保田紙を継承していくためには、やっぱり何をおいても後継者の問題がありまして、先ほどの町長の答弁でもその点が課題であるとお答えをいただきました。

やはり、賃金体系の件、また、技術習得の難しさなど要因が示されましたけれども、国の働き方改革の中で準じて考えていきたいということでもありますので、今頑張ってくれている皆さんの政策意欲が高められるように、そのあたりの配慮をよろしく願いをいたします。また、よそから、他の地域から紙すきを習得に来られることということは本当にありがたいことなんでございますけれども、やっぱり地元の皆さんの保田紙を守っていきよという機運の高まりというのが今後非常に重要となってくるのではないかなと思うわけでございますけれども、その点について、清水地域の周辺の皆様の働きかけなどされているかどうか。また、地域の認識の度合いというのはどのようなものか、皆さんとお話しする機会がある中で、いろいろと産業振興部長も聞いておられると思いますので、その点について、部長にお尋ねをいたしたいと

思います。

○議長（殿井 堯）

産業振興部長、立石裕視君。

○産業振興部長（立石裕視）

私も議員のおっしゃるとおり、伝統工芸であります保田紙、これ地元町民の方々の守っていかんなんという機運の高まりというのはほんまに大事やと思います。

そんなことで、先立ってちょっと清水の区長様ともお出会いする機会ございまして、地元の有志の方々に保田紙の保存会等をつくれんやろうかなというような、そういうお問い合わせも今させていただいているところです。

まだ、地元のほうからどういう形でどうかという答えはいただいておりませんが、このことについて検討、地元のほうでもしてくれておると考えております。

以上です。

○議長（殿井 堯）

12番、岡省吾君。

○12番（岡 省吾）

何度もしつこくて申しわけございません。後、数点お願いいたします。

保田紙をすくに当たりまして、原料となる楮、これがだんだんと枯渇して行って、楮を加工することも課題であるということ現場の人からお聞きをしております。また、近年は楮を刈り取る方の高齢化、また、シカが楮の皮をはいで食べるという鳥獣害の被害もあって、楮が確保しにくくなったということの声もお聞きする中で、現場の方からお聞きいたしますと、わらしの職員さんたちで楮の専用の畑を管理しながら楮を育て、永続的な楮の確保に努めたいんだというようなお声を聞く中、産業部局としてもその点について、十分理解をさせていただいているんだということもお聞きしております。

その楮の畑の確保について、その方向性についてどう考えておられますか、産業振興部長によろしくお願いいたします。

○議長（殿井 堯）

産業振興部長、立石裕視君。

○産業振興部長（立石裕視）

和紙の原料になる楮につきまして、昨年度ちょっと調べておるんですけども、わらしのほうへ楮を納めてくれた農家数、これは15軒と聞いております。やっぱり、年々少なくなってきたというのが現状でございます。

町といたしましては、23年度の台風被害から久野原キャンプ場、ちょうど久野原のほんまに端のほうにあるんですけども、そのキャンプ場が閉鎖しとるということありまして、そこをその楮畑として開墾できんもんかなということで、今検討をしている最中でございます。

ただ、やっぱり植えるとなると耕土がちょっと足りやんという話も聞いておりました、そこへ耕土になる土を入れなちょっと難しいん違うんかなと。それと後、さっきもおっしゃられた獣害の関係、これは何とか周りを囲んだり何かする中で獣害対策もできるとは思うんですけども、そういう形で久野原のキャンプ場を一度畑にということで進めていきたいなという思いはございます。

立地条件としましたら、大体わらしから10分程度で行けますし、あそこだったら車も横づけできますので、刈り取った楮の運搬等もできやすい土地なので、一番町有地でもありますし、直営でつくるのには一番いい条件だなと思っております。

以上です。

○議長（殿井 堯）

12番、岡省吾君。

○12番（岡 省吾）

現場の皆さんといろいろと話をしながら、その点も前向きに進むように取り組んでいただきたいと思います。

それから、教育現場での取り組みについてでありますけれども、教育長から地域の伝統文化について、教育に取り入れてなされているということでお聞きいたしました。

先日、井上教育部長からDVDお借りをいたしまして、この中に紙すきの作業の模様を、昭和40年代のころの風景かなと思いますけれども、映像がありまして見せていただきました。やっぱり、保田紙を1枚をつくるのに大変な御苦勞をされていると。15の工程、楮を刈り取って、皮をむいて、それからいろいろと紙をすくまでの工程、それから最後、紙を選定するまでの15の工程を詳しく、わかりやすくこの中におさめられておりました。本当に貴重なDVDに焼いていただいて、こういうことを教育に使っていただきながら、紙の大切さというのを、また、今後とも子どもたちに教えていただけたらなど、そういうふうに思います。また、卒業証書に保田紙を活用できないかということでもありますけれども、私も小学校、中学校と卒業するときに保田紙で卒業証書いただきました。大変貴重な証書、当然、普通の証書をもらっても貴重なんですけども、特段、この紙で書いてもろていただくというのは、本当に貴重な、ずっと大切にしていきたいなというような賞状でございます。

いろいろお聞きしたら、マンモス校であると人数の問題、枚数の問題、また、書き手の問題、いろいろ課題もあるかと思っておりますけれども、教育長も前向きにそういうふうな問題が解決できれば前向きに取り組んでいきたいということでございましたので、そういうふうになるべく、そういうふうなことで使っていただけるように、よろしくお願いをしたいと思います。また、有田川町でいろいろとほかにも賞状を渡す機会あると思うんですけども、消防団出初式であれば、消防団の皆様の勤続表彰であったり、スポーツの各種大会の表彰など、賞状を渡す機会もあろうか思います。

今年で平成も最後の年で、来年からは新たな年号が始まるわけでありましてけれども、

これを機にそういうふうな賞状に保田紙を使えるというような体制を構築できればええのかなと思います。

ただ、早い目にしとかなんだら、現場としてもそれだけの用量を確保するのも大変かなと思いますので、そいいうふうな方向性になるのであれば、できるだけ早い目にわらしのほうへも話を通してあげていただけたらなと思います。

これは、要望にとどめさせていただきますけれども、各部局の皆様には、そういうことも御一考をいただきますようお願いを申し上げまして、この保田紙の件については終結させていただきたいと思います。

それから、2点目の鉄道交流館と鉄道公園の今後についてでありますけれども、D51の乗車体験がもたらした効果って、かなりあったんかな、人数だけを聞かせていただいた、そう思います。

けど、今の線路敷では、今後、D51を走らせるにはちょっとだめだと。それをやりかえるには、かなりの予算もかかるということで、非常に難しい、来年以降のD51を動かすということは難しいかなと思いますけれども、次年度、枕木、今、町長がJR改修時に枕木をもらうんだということもお話しいただきましたし、現場を見に行きますと、ポイントのボルトが曲がってしまっていて、あれも直さなあかんのかな。ただ、それを直したらディーゼル車両の軽い車両は乗車体験できるかなということのこともお聞きしております、やっぱり、お客さんが乗車体験するのに一番あつてはならんのが事故やと思いますので、今度小規模な修繕になろうかと思っておりますけれども、事故のないように考えていただいて、取り組んでいただきたいと思います。また、鉄道公園、住民憩いの場所としていろいろとフリーマーケットであったり、そういうことも今後考えていきたいんだというようなお話であったと思っておりますけれども、今後とも多くの皆さんがあそこに集い、あそこの施設をよりよい、これからもっと発展できるようなことで頑張らせていただきたいと思いますので、心からお願いを申し上げます、私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（殿井 堯）

以上で、岡省吾君の一般質問を終わります。

……………通告順7番 8番（小林英世）……………

○議長（殿井 堯）

続いて、8番、小林英世君の一般質問を許可します。

小林英世君の質問は一問一答形式です。

8番、小林英世君。

○8番（小林英世）

議長の許可をいただきましたので、通告書に従って一般質問をさせていただきます。

私の一般質問は、2項目にわたってさせていただきます。少し午後でお疲れのどこ

だと思っんですけども、簡潔に質問し、簡潔に答えていただけたらと思っます。

それでは、最初に風水害の避難行動についてお尋ねします。

今年、20、21、24というふうな大きな台風がやってきまして、町内にも指定避難所を開設し、また、指定避難所以外にも避難された地域の集会所とか、親戚の家だとか、そういうふうなところに避難された人がたくさんおりました。

それで、被災の体験を今後に生かすということで、十分にこの避難行動について検証をすべきだと思っまして質問をさせていただきます。

地震発生時の避難行動というのは突発的であり、避難先というのは絞られたところに行くというのは当然のことだと思っんですけども、風水害の場合は、三段階にわたって避難の準備をせよとか、避難勧告したり、あるいは避難指示したり、こういうふうな形で時間がかかりあるわけであり。

その中で、今、避難準備勧告でありけども、最近では避難準備、高齢者等避難開始という傾向になるんだと思っんですが、その件について、それを中心に質問させていただきます。

まず1点目でありけども、台風24号の指定避難所、何カ所か開設されたと思っんですけども、その指定避難所を開設に至る行政の流れ、あるいは開設所の数、それから開設に要した職員数、そういうことをお尋ねしたいと思っます。

次2点目でありけども、避難準備勧告、最近では避難準備高齢者等避難開始という勧告でありけども、これが発令されたときに、町民はどのように受けとればいいのか、どのように行動をすればいいのか、ちょっと確認をさせていただきたいと思っますので、御答弁よろしくお願ひします。

3点目であり。24号台風の避難所への避難者数というのが、20、21、24の中では一番多かったと思っます。その避難者数が21号の記憶が鮮明に残ったのでふえたと思っんですけども、その中で金屋地区及び清水地区は大きくふえてるんでありけども、吉備地区は減っておりました。その減ったたというのはなぜなんでありしょうか。どのように分析されたというのが3点目であります。

次に4点目でありけども、被災時の要援護者の方、避難するのに助けたい、そういう方の避難行動でありけども、被災時というのは災害が起りそうであり発生のとこからの話でありけども、その避難行動について、行政はどのように把握しているのか、そういうことをお尋ねしたいと思っます。これが4点目であり。

それから5点目でありけども、今回の3つの台風をしっかりと検証して、今後、そういうふうないろいろな町から出てくるような避難指示とか、避難勧告とか、そういうふうなことに対して、今回の避難状況に、次に生かせるようなことがないのか、そういうふうなところをどんな形で検証してるのかということをお尋ねしたいと思っます。

まず、1点目はそういうことで、避難の状況及び災害弱者の避難について、町のお考えをお聞きしたいと思っます。

次に2点目ですが、我が町は和歌山環境大賞とか、エコのまちとかいうふうな形で町内外に大きな成果をあげまして、全国的にもエコのまちとしては先進地として評価されています。

しかし、ポイ捨て、あるいは不法投棄、あるいはごみの分別等、身近にもたくさんまだまだ問題が多いと思っておりますが、今回はプラスチックのごみについてお尋ねします。

最近、プラごみは海洋汚染の大きな問題として、新聞、マスコミに取り上げられています。例えば、鯨の胃から何十キロものプラごみが出てきた。あるいは亀にストローが刺さっているというふうな映像が出まして、例えばスタバあたりはもうストロー使うのをやめるとか、そういうふうな使い捨てるプラスチックを使わない運動というのが世界的にも広がって大きな問題になってます。

それで、これは大きなプラごみでして、私たちが陸の上で生活している生活ごみ等が川に流れ、さらに海に集まってということで、海の汚染の問題なんですけれども、もう少しミクロ的に見ますと、海のプラごみの汚染の中で、マイクロプラスチック、あるいはナノプラスチック、そういうふうな小さなプラごみの問題というのも大きな環境問題としてクローズアップされてきています。

そういうふうな状況の中で、私たちはエコのまち有田川町という観点から、町のこのプラごみに対して、どのように把握をされているのかというのを幾つか質問させていただきたいと思えます。

まず、本町のプラごみの実態ですけども、どのように捉えておられるのか。回収率とか、それから燃えるごみ、あるいは燃えないごみに混在するようなプラごみ、そういうふうなものはどの程度あるのかというふうな部分で、これは家庭ごみに関することですけどもお答えいただきたいと思えます。

2点目は、回収されたプラごみというのは、リサイクルに回るといふふうに私は思っているんですけども、実際、どの程度リサイクルされているのか。回収された量のうち、リサイクル、実際に使えるのはどの程度なのか。

いろいろ調べますと、回収するんだけども製品としてリサイクルするよりも、例えば油化して燃料として使うとか、そういうふうな地域もあるようですけども、私たちはプラごみは、例えばもう一回リサイクルしたらフリースになったりとか、ペットボトルになったりするんじゃないかなというふうに思うんですけども、我が町のプラごみのリサイクルの実態、これをお聞きしたいと思えます。

次に、汚れているプラごみは燃えないごみというふうにして出すんですが、この燃えないごみに混在しているプラごみ、それはどんなふう処理をされているのかというのが3点目であります。

4点目は、家庭ごみ以外にもたくさんプラごみは出ると思うんですけども、産業廃棄物というんですか、あるいは農業関係の廃棄物ですけども、それはどのように処理

をしているのか、これが4点目であります。

5点目は、マイクロプラスチック、あるいはナノプラスチックとかいう小さいプラスチックですけれども、これについてどんな認識されているのかというのが5点目であります。

エコのまちとして、問題点をどのように把握して、今後どんなに対応していくのかということをお聞きしたいと思います。

以上、1回目の質問を終わります。よろしく御答弁をお願いします。

○議長（殿井 堯）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

それでは、小林議員さんの質問にお答えさせていただきたいと思います。

今年度の指定避難所の開設状況と避難状況については、8月23日の台風20号では14カ所の避難所を開設し42人が避難されました。9月4日の台風21号でも14カ所を開設し153人、9月30日の台風24号では53カ所を開設し227人の方が避難されました。

多分、これ21号が余りにも予想以上に大きかったので、24号はそんなに被害でなかったんですけども、予備的に多くの方が避難されたんだと思います。

避難所の開設は、職員配備体制を発令し庁舎に参集した職員に説明をした後に、各避難所に2名1組で配置し開設をしております。

次に、避難準備情報発令時の避難行動についてでありますけれども、高齢者や避難に人手や時間のかかる方、また不安のある方は、避難を開始していただきたいと思います。また、自主防災組織の方にはそういった方々への声かけ等を行っていただければと思います。

できるだけ、避難準備情報というのは早い段階でこれからも出していききたいなと思っております。

次に避難者数の偏りについてでありますけれども、台風24号では台風21号のときに比べて避難者数が増加しました。台風24号での避難者数は、227名で職員40名が避難所の運営に当たりました。台風21号の暴風被害が大きかったことで、心配される方が多かったものと思われまます。中でも金屋文化保健センターは、台風21号に対し台風24号では避難者が増加し、周辺地域以外の方も含め多くの方が避難されました。事前に避難所開設についての問い合わせがあった場合、身体的に不安のある方等については、金屋文化保健センターへ避難をしてくださいということで促したこともあり77名の方が避難され、通常2名の職員がつくところを急遽2名を増員したところであります。金屋文化保健センターは、建物も大きく、畳の部屋があり空調も整備されており、身体的に不安な方等にとってはよかったと考えております。

避難場所には、対象地区を定めていますが、どの避難所に行っていただいても構い

ませんので、そういったことも考えられるところでもあります。

次に、避難行動要支援者の方の避難状況についてでありますけれども。台風24号のときには、避難者227名中135人の方が要支援者の方でありました。

最後に今後の課題についてでありますけれども、ことしはたび重なる台風の接近により、避難してくれる方がふえ、避難行動を選択してもらえるようになってきたと思います。

今後は、地域で避難所の開設ができないか、また身体的に不安のある方に対する避難の対応も考えながら、避難所開設の仕方を検討していきたいと考えております。

2点目の、プラスチックごみについてでありますけれども、プラごみの回収率については、町民への供給量が不明のため回収率はわかりませんが、町民の方のごみの分別の御協力により大部分は回収できていると考えております。なお平成29年度の町営プラスチック収集場の処理量は計画収集で約286トン、個人の直接持ち込みが25トンで計311トンでした。

燃えないごみに混在する比率についても、具体的な数字はお示しすることはできません。

回収されたプラごみのリサイクル率、平成29年度は再生して物から物へは約77.5%、燃料や熱回収に使われたのが約20.1%、合計で97.6%が利用されております。

燃えないごみに混在しているプラごみはどのように処理にしているかにつきましては、環境センターで破砕処理して、埋め立て処理をしております。

家庭ごみ以外のプラスチックの処理につきましては、産業廃棄物業者からリサイクルや最終処分場で埋め立て処分されていると聞いております。

マイクロプラスチックごみなどの問題につきましては、1つの地方自治体で解決できる問題ではないと考えております。最近、結構ストロー、プラスチックのストローを絶対使わんとという店もかなり世界各地でふえているようであります。この正しい分別をこれからも進めていくとともに、身近な不法投棄やポイ捨てなどをなくすことにより防ぐことができると考えております。また、科学的な検証等を注意深く見守っていききたいと考えております。

以上です。

○議長（殿井 堯）

8番、小林英世君。

○8番（小林英世）

それでは、2回目の質問をさせていただきます。

まず、風水害の避難行動についてですけれども、指定避難所の開設の流れということでお聞きしたわけですけれども、多分、その避難所が開設する、8時に避難所が開かるとしたら、職員の方はかなり以前に集合しないと8時に開けるということにはならな

いと思います。

その間には、そろそろ避難指示を出そうとか、避難準備情報を出そうかという形になると思うんですけども、その点は実際に開設する以前に、どのぐらいのときに集合するというのをお聞きしたいんですけども、部長。

○議長（殿井 堯）

総務政策部長、中碓準君。

○総務政策部長（中碓 準）

職員の配備体制につきましては、避難所を開設する約1時間前には役場に集まって、役場から避難所開設のほうに向かえるようにというふうにやっております。それまでも、職員に向けては、そういうふうなことが事前に考えられるときには、明日は配備体制をしくとかいうので、皆さんに注意してくださいというふうなこともかなり以前から喚起しながら、情報をメールで職員には出しながら、そういうふうなやりとりをやった上で、避難所を開設する1時間前には役場のほうを出れるような体制でやっております。

○議長（殿井 堯）

8番、小林英世君。

○8番（小林英世）

そしたら、1時間前に役場に集まって避難を開始するように、場所を開設するように、開錠、要するに錠がかかっていたら開けたり、準備せんとあかんと思うんですけども、24号台風のときに、私近くの避難所、小学校の体育館に行ったんですけども、もう8時過ぎになったら開いてたと思うんですけども、9時前には行ったんです。そのときに、職員の方が2人来られてました。

そういうふうな状態で53カ所、24号のときには先ほどの答弁で開けていただいたようであります。53カ所のうち、例えば金屋の文化保健センターでは、かなりの方が集まられたわけですけども、ほとんど人が来られていないというふうな箇所もあったとお聞きしてるんですけども、その辺のところをもう少し詳しくお願いします。

○議長（殿井 堯）

総務政策部長、中碓準君。

○総務政策部長（中碓 準）

私どものほうは、避難準備情報または避難勧告等を発令した地域の方が、やはり避難をできるというふうな体制をとる必要があるということでございまして、その避難準備情報を出した地域の方の避難する避難所は全て開けるというふうな形で対応しております。そういうふうなことから、結果的に避難者がなかったという避難所も何か所もございます。

○議長（殿井 堯）

8番、小林英世君。

○ 8 番（小林英世）

そしたら、一番長いこと開いてた避難所、何時間ぐらい開いてたかというのはわかりますかね。

○ 議長（殿井 堯）

総務政策部長、中裕準君。

○ 総務政策部長（中裕 準）

金屋の文化保健センターにつきましては、24時間程度開いてたと思います。

○ 議長（殿井 堯）

8番、小林英世君。

○ 8 番（小林英世）

それで、ここで何を言いたいのかというと、たくさんの方が集まる、そして24時間も職員が金屋の文化保健センターだったら4人、最終的には詰めているというような状態だったと思うんですけども、そういうところと、非常に少ないところ、今ゼロというところ、ゼロでも初め開いたら何時間かおらんとあかんわけですよ。そういうところがあるということで、これは次に向けて、もうちょっと精査していただきたいというふうに思うんですけども、その点いかがですか、部長。

○ 議長（殿井 堯）

総務政策部長、中裕準君。

○ 総務政策部長（中裕 準）

我々は、やっぱり避難準備情報を出した以上は、その地域の方の避難場所というのは確保する必要があるというふうな形で今後も進めていく必要はあるんだと考えてはおります。

ただ、今回避難所を開設するにあたって、20カ所については、町の職員を張りついて避難所を開設しておりますが、残りの33カ所につきましては、地域の方で開設していただいたというふうな経過もございます。

それで、先ほど町長のお話にもありましたけども、山間部でございますとか、地域によったらそういうふうな対応を今後もできないか考えていきたいと思っております。

○ 議長（殿井 堯）

8番、小林英世君。

○ 8 番（小林英世）

2点目にお聞きしたのは、昔でいう避難準備ですけども、避難準備の勧告が出て、どういうふうに災害弱者とされる人が行動したらいいかという質問をさせていただいたんですけども、そのときに相談を受けたりするわけですよ。どこへ行ったらいいか。

そんなときに、例えば近くの会館あるのにあそこへ行ったらあかんのか、指定避難所はここやけども、あそこへ行かなあかんのかというふうなことを問われるわけです。

けども、私の場合は、かなり、やっぱり指定避難所へ行ったら安心やでというふうな概念をもって、できるだけ指定避難所、しかも地区が指定されてんねんからというその地区で縛られて、吉備地区だったら御霊小学校とか、そういうふうな形というのまず頭にくるんですけども、先ほどからの答弁で言うと、例えばちょっと避難するのにやっぱり早目に行きたいな、心配やなという人は、いけるところ、しかも快適に過ごせるところを選択できるというふうに捉えていいんですか、そこどうですか。

○議長（殿井 堯）

総務政策部長、中裕準君。

○総務政策部長（中裕 準）

指定避難所は、一応地域ごとには、この地域はこの指定避難所という形ではやらせていただいておりますが、特にほかの避難所へ行ったからだめというふうなことはございません。

ただ、今回の台風のときにもそういうふうにさせていただいたんですけども、やはり、身体的に不安のある方、高齢者の方であったり、体にいろいろと不安のある方につきましては、民生委員の方、または区長さんからの問い合わせ等もあり、また、個人からの問い合わせ等もあり、そういう方につきましては、やはりより環境のいい文化保健センターを御案内させていただいたというふうなことで、これからもこういう形を進めていきたいと思っております。

○議長（殿井 堯）

8番、小林英世君。

○8番（小林英世）

それで、今、文化保健センター環境がいいというふうには伺ったんですけども、吉備地区が前回の21号のときは47人避難されたというふうにお聞きするんですけども、それが24号のときは31人というふうに減少してるんですよ。

清水地区は26人から89人というふうにふえている、あるいは金屋地区だったら50人から107人、2倍にふえている。だから、金屋でも清水でも、大きくふえたんですけども、吉備地区がかなり減っているというの、私なりに考えたんですけども、吉備地区というのは、体育館とかそういうところ、大きい避難所が多いと思うんですよ。大きい避難所へ実際避難した方が、行ったけどもあんまり人来てなかったし、それが板の間に長いことおったしというふうな形で、なかなか居心地が悪かったんじゃないかなというふうに私は推測したわけです。やっぱり、ここ早目に避難してほしいというのは、身体的にもちょっと弱っているとか、いろいろ板の間で長時間おることが苦痛になる方が多いと思うんですよ。

だから、風水害のこの避難行動の中で、まあ言うたらできるだけ早いこと避難してくれというわけですよ。早目に避難してください。早目に避難したら、おる時間が物すごく長なるわけですよ。

そこが、身体的にやっぱり心配な人というふうにするんだったら、もう少し居心地のいいところをはなから用意したらいいんじゃないかなと思ったんで、私のように、まず指定避難所、御霊小学校の板の間というところよりも、違うところを初めにここどうかなというふうにアドバイスしてあげたらよかったし、そこへ連れて行ってあげたらよかったと思いますので、今、文化保健センターとおっしゃったんですけども、ほかに、それは金屋のほうにありますね。吉備地区とかでは、居心地のいいような場所というのはありますか。

○議長（殿井 堯）

総務政策部長、中裕準君。

○総務政策部長（中裕 準）

吉備地区におきましては、そういうふうな事前に連絡があって、身体的な不安のある方につきましては、吉備ドームを24号のときには用意させていただきました。結果的には、やはり金屋文化保健センターが非常に多かったというふうなことでございます。

先ほどの議員おっしゃった吉備地区につきましては、21号から24号、24号のほうで吉備地区の避難者が少なかったんじゃないかという中で、私もちょっと調べさせていただいたところも、ごく数名は、やはり吉備地区の体育館の避難所から文化保健センターへ行った人もございます。その人を台帳のほうで見てみますと、やはり、身体的な不安な形で、事前にいろいろ連絡等あった方であったというふうに認識しております。

○議長（殿井 堯）

8番、小林英世君。

○8番（小林英世）

それで、今の件にもう少し続けさせてもらうんですけども、やはり、身体的な不安をもっている方が、できるだけ行った先でどんなことが不安なのか、どういうことが苦しいのかということにも踏まえて、避難所をもうちょっと整備していただけたらありがたいなと。

それで、先ほどもちょっと出てましたけども、指定避難所だけじゃなくて、特に吉備地区なんかは、金屋とか清水、小さな避難所が集会所みたいないところを避難所にしてるところ多いというのは、そこはいやすい場所にもなっていると思うんですけども、吉備なんかの場合は、日ごろ余り行かないような場所が避難所になって、やっぱり快適さが物すごく欠けているような場所というのあると思うので、そこらもできれば、これからの課題にしていきたいと思います。

4点目にいかせてもらいます。

要支援の方というのは、自治会とか、あるいは自主防のほうに名簿もあがってきていると思うんですけども、そんな方々の避難行動というのは、今後どんなに把握され

るつもりでしょうか。きちっと把握されていないと思うんですけども、そこらあたりはどうですか。

○議長（殿井 堯）

総務政策部長、中裕準君。

○総務政策部長（中裕 準）

うちのほうの避難所である避難者名簿というのがございますので、それをいろいろ参考にいろいろと福祉保健部のほうとも検討していきたいと、このように思います。

○議長（殿井 堯）

8番、小林英世君。

○8番（小林英世）

やっぱり、何かがあっているんな不備があるとか、ここを改善したらいいとかということはたくさんあると思うんですけども、今回、特に身体的な不安をもたれている方の避難をスムーズにするために、例えば地域とか、あるいは行政とか、そういうところがうまく今回の事柄を検証しあって、次に生かさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしときます。この件はこれで終わります。

続いて、プラスチックの問題なんですけども、ほとんど回収されているというふうには把握されているということなんですけども、やっぱり放置されているごみ、あるいはポイ捨てのごみというのは、非常に私は多いというふうには思っています。

そのごみをどんなにしたらいいのかなというのを、非常に心を痛めながら、この質問をさせてもうたんですけども、プラごみとして出したら非常に高い確率で97%以上が、再利用が77%、8割ぐらい再利用されて、後燃やしたり燃料にしてるということだと思うんですけども、地域によっては燃えるごみの中にプラごみをまぜてる、出してもいいですよという地域があると思うんですけども、その辺の違いというのは何かあるんでしょうか。

○議長（殿井 堯）

建設環境部長、鈴木幸敏君。

○建設環境部長（鈴木幸敏）

ごみの処理上の違いにありまして、現在の環境センターではプラスチックのごみは燃やせないということです。和歌山市なんかでは、このサーマルリサイクルができる、プラスチックを燃やしてもいい処分場となっておりますと聞いております。

以上です。

○議長（殿井 堯）

8番、小林英世君。

○8番（小林英世）

ちょっと前ですけども、大きな問題になって、中国ですけども、廃プラの輸入をとめてしまったというのがあったと思うんですけども、うちがプラスチックのごみを出す

にあたって、町から出るごみですけども、その中国が廃プラの輸入をとめたということの影響は出ていないのでしょうか。

○議長（殿井 堯）

建設環境部長、鈴木幸敏君。

○建設環境部長（鈴木幸敏）

現在、プラスチックごみにつきましては、マテリアルリサイクルとあって、プラの再生のマークがついているものは8割程度ですけども、マテリアルリサイクルに回収しているのは問題ありません。残りのサーマルリサイクルについても、現在のところは問題ありません。

ただ、ペットボトルとかあの辺の処理について、ちょっと今中国が受け入れをしていないので影響が出ているところでございます。

○議長（殿井 堯）

8番、小林英世君。

○8番（小林英世）

燃えないごみとか、産業廃棄物のところなんですけども、最終的には埋めてしまうわけですよね。ごみを埋めるということで、そのごみを埋める場所とかいろんな問題が出てくると思うんですけども、今日はプラスチックの問題なんですけども、雨水とか、最終的には劣化して行って、あるいは風化して行って、プラごみがどんどん、どんどん小さくして拡散していく恐れがあると思うんですけども、その辺についてはどうですか。

○議長（殿井 堯）

建設環境部長、鈴木幸敏君。

○建設環境部長（鈴木幸敏）

現在、環境センターで破砕して処分しているところを、管理型の最終処分地というんですけども、一応そこは遮水シートというもので、内部の水は物と一緒に出ないようにはなっております。

土の中に集水管というのも埋めておまして、それが最終的には調整装置の中へ流れてくるんですけども、また、そこでいろいろ滅菌でありますとか、いけないものが入っているものを除去したり、そういう装置がありますので、一概に川のほうへ流れているとは考えておりません。

○議長（殿井 堯）

8番、小林英世君。

○8番（小林英世）

そしたら、最後のマイクロプラスチックのところに行きます。マイクロプラスチックというのは、小さい要するにプラスチックの破片というふうに考えていいと思うんですけども、5ミリ以下のもの。マイクロというのは、ミリの1,000分の1の単

位でして、非常に小さいわけですが、これがすごく海に広がっていると。実際に、カウントしたらどんどん、どんどんたまっていつている。我々ごみ捨てるんですけども、今言われたように、配管に、あるいは溝にいろんなところから海へどんどん、どんどんプラスチックが流れている。それが、生物にとり込まれるわけですから、肝臓にたまったりとか、いろんなことが起こる可能性が高いというふうにして、今大きな問題になっていると思います。

マイクロだけじゃなく、ナノ、これはマイクロのまた1,000分の1でして、こちらのほうは、もう血管内へどんどん、どんどん入ってくる。我々の体の中を駆け巡っていくわけですね。そうすると、消化器だけじゃなく脳とかそんなところも入っていく。

このプラスチック自体が何が問題なのかというと、例えばダイオキシンで問題になったんですけども、そういうふうな内分泌のかく乱というのが問題になるかもわからんし、あるいは汚いもの全部吸着する、ひっつけてしまう。石油でできているものが、大概プラスチックひつつくということで、ひつついてしまうということで、結構いろんな障害が起きるん違うかと。でも、今は薄い。薄いから問題ならんけれども、だんだん問題になるというふうなものだと思うんです。

それは、これからどういうふうに立ち向かわなあかんのかというのはあると思うんですが、全く二酸化炭素の問題と一緒にやと思うんですよ。初め二酸化炭素、人間バンバン、バンバン出してたわけですけども、初め出してる時には誰も何も言わななわけです。だんだん、だんだん起こってきて、これはえらいこっちゃなといって今やっていることやと思うんですけども、マイクロプラスチックとか、ナノプラスチックとか、マイクロビーズとかいろいろ問題あると思うんですけども、そんなことに関して町としてどんなに考えられるのか、ちょっとお聞きしたいです。

○議長（殿井 堯）

建設環境部長、鈴木幸敏君。

○建設環境部長（鈴木幸敏）

非常に難しい問題と考えております。1つの自治体でできるような問題ではないかもわかりませんが、プラスチックの使用料を減らすであるとか、いろんな取り組みはやっていけると思います。また、今まで進めていただいた分別によって、できるだけリサイクルして、ポイ捨てごみや不法投棄をなくす、そういう身近なところから町としてもやっぱりやっていきたいと考えております。

○議長（殿井 堯）

8番、小林英世君。

○8番（小林英世）

僕は大きな問題として、別に国会議員でも何でもないので提案してるわけでも、言うてるわけでもないんです。

今言うように、うちは分別をしっかりしてる。これは、日本じゅうに誇れることやと思うんですよ。この分別をしっかりしてるということが、プラごみの解決の1つやと思うので、これをもっと宣伝してほしいというのが1つなんです。

もう一つが、プラはできるだけ使わんほうがええでというのあるけども、こんなもん商売やっている人に言えば商売の邪魔になるわけですから、そんなことを言うてほしいとは思いません。

ただ、放置しているプラってたくさんあると思います。それを、できれば新しいうちにひらってほしいなと思ってます。もう光当たったらどんどん、どんどん劣化していきます。ぐちゃぐちゃになってしもて、小さくなっていったら、もうそんな回収できません。小さくなればなるほど回収できないんですよ。このことが物すごく問題やと思うんです。

そういうことを広報でしっかり皆さんに訴えて、そういうふうなポイ捨てはしないというのもあるけども、そこら溝っこへ落ちちやうごみとか、池へ落ちちやうごみとか、そういうのはできるだけ新しいうちに回収したらええと思うんです。

これは、町長も大分心配してくれてる、かけるくん、コウノトリがありますけども、池なんかでもごみほうりやすいところなんです。そういうところにある。新しいうちに回収すれば小さくなりません。でも、小さくなるとああいうふうな鳥、特に野鳥はたくさんごみを体の中に吸収しているというふうな報告もあります。

そやから、やっぱりエコのまちとか、自然がきれいやかとかという私たちの強いところを強調しようと思えば、そういうふうな美化にもつながりますし、しかも我々の安全性もつながるということで、一生懸命PRしていただきたいと思うんですけど、最後、町長いかがですか。

○議長（殿井 堯）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

議員おっしゃるとおり、本当に我が町のごみの分別というのは非常にすばらしいことで、これはいろんな賞もいただきましたし、お金にも変わるということで、これは町民の皆さん方内感謝する以外ないんですけども、今のは言ったように、かけるくんの来てる池、たくさんほっています。以前、小林さんも、わしも拾たんやという話もされてましたけれども、何で各ステーションがあるのに、何でポイ捨てするのかなという、その気持ちもわからないんですけども、できるだけ今の分別方法がすばらしいことやということも、やっぱりこれから広報として必要あるの違うかな。やっぱり皆さんにも感謝の気持ちも伝えながら、分別の大切さというのを、改めて広報でみんなに知らせていけたらいいのになと思います。

○議長（殿井 堯）

8番、小林英世君。

○ 8 番（小林英世）

分別も当然大切やし、広報することというのは、物すごい大事やと思うんです。

最後に、できればボランティア袋というのをつくられていると思うんです、町で。そういうふうなもの、あるいはごみをボランティアで捨ててくれている人とか、いろいろあるわけです。私たちも日によっては出て行ってというものもありますけども、どんどん、どんどん広がるような仕組みをできたら町を中心に考えてもらえたらありがたいと思います。それは要望ですから、答弁は要りません。

以上で終わります。

○議長（殿井 堯）

以上で、小林英世君の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

再開は 1 5 時 1 5 分から再開します。

~~~~~

休憩 1 5 時 0 0 分

再開 1 5 時 1 5 分

~~~~~

○議長（殿井 堯）

再開いたします。一般質問を続けます。

……………通告順 8 番 2 番（増谷 憲）……………

○議長（殿井 堯）

続いて、2 番、増谷憲君の一般質問を許可します。

増谷憲君の質問は一問一答形式です。

2 番、増谷憲君。

○ 2 番（増谷 憲）

ただいま、議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

私は今回、3 つの問題について通告しております。これは、本来ならば 9 月議会で行う予定でありましたが、9 月は災害等の関係でこの 3 つを取り下げさせていただいた関係上、今回になりました。

それでは、ただいまから始めさせていただきますが、まず第 1 に、風力・太陽光発電施設の問題についてであります。

まず、海南・紀美野の風力発電計画についてであります。現在、準備書を作成する準備をしていると思いますが、環境影響評価報告書の次に、この準備書となるわけですが、この準備書については、環境影響について検討した経緯を記載するとともに、調査予測及び評価を行う影響が予測される場合は、軽微でない問題であっても必要な環境保全措置を講じるとともに、事業者の課題を記載させるということですが、大体準備書の作成には 1 年余りかかると聞いておりますが、そのため、現在、この海

南・紀美野風力発電事業者については、どういうことで動いているのか、動いていないのか、表向きには全く事情が掴めないわけですが、もしかしたら、この間、地域への説明会なども開いてるかなと思うんですが、現在のところ、どのような状況にあるのか、町当局は把握しているとすれば、その内容をまずお聞きしたいと思います。

2つ目の1として、中紀第1期ウインドファーム風力発電計画についてであります。これは既に白馬林道沿いの両側に沿って、建てる場所の木を伐採し、山肌が丸見えになっています。今後、羽根や胴体を運ぶときにトレーラーを使用するとすれば、林道が重みに耐えきれず割れることも想定されます。また、林道沿いに貯木場もつくっておりますが、現地を調査した方々が、そこへの放置は危険だと指摘すると、業者はどこかへ運んでいました。

そして、環境影響調査で低周波や風きり音など人体への被害が心配されますが、この調査にあたったのが日本気象協会です。日本気象協会は、測定が専門分野であって、低周波の身体への影響を判定するところではないということを県議会の答弁でも明らかになっています。

ですから、日本気象協会は風力発電事業者の意を汲んで、住民への説明までかつて出ているわけであり。現に海南・紀美野風力発電計画の説明のときにも、日本気象協会が低周波はまるで問題がないような説明を行っていました。

こういう状況の中で、時々現地を調査する体制が必要ではないでしょうか。そして、災害や健康被害など出てくれば、どう対応するかなど協定書に明記されているかを知る上でも中紀ウインドファームとの協定書を、ぜひとも議会に提出していただきたいと思いますが、その働きかけを行っていただきたい。また、土砂災害等への対応であります。地質の専門家にお聞きしますと、予定周辺地域は地盤が弱いという評価であります。

今後、予想される地震や台風に対して、災害が起こらないのか大変心配しているわけであり。起こった場合、想定をした対応はどのようになっているのか。また、その責任の所在はどこが負うのか心配であります。

2つ目の2として、低周波への問題の対応についてお聞きしたいと思います。

2つ目の3、中紀第2ウインドファーム、新規の計画であります。標高600メートルから750メートルの高さの白馬林道沿い、第1期の工事が始まったところから、続いて白馬トンネルの上を通り、日高川町まで2,000キロワットから3,400キロワット級の風力発電を15基建設するのであります。やはり、この計画についても、災害の危険性や、特に低周波被害などの恐れが出てくるんじゃないかと思っておりますので、この周域はまるで風力発電の銀座になっているような感じいたします。

私は、いまだ計画段階でありますので、見直しもしくは中止の行動をとるべきではないかと思っております。

3つ目に、上六川・黒松にかけての大規模太陽光発電ののり面が崩壊しています。

そのため、来年の3月末まで工事期間が延長されました。台風など来るたびに災害が起こる心配があります。

防災対策の検証と、議会と町による現地調査の申し入れをぜひともしていただきたいかがでしょうか。また、修理川の風力発電計画地についても、専門家を呼んでの現地調査が要るのではないのでしょうか。

4つ目に、風力や太陽光発電建設にかかわって、全国的にトラブルが起こっているのは皆さんも御承知のことだと思います。これらの施設を無条件に建設させないためにも、和歌山県が条例をつくったように、また、全国の市町村でも規制条例をつくるところがふえてきています。

県下では、橋本市がつくったようではありますが、当町も規制する、もしくは検証できる、住民が検証できる条例が必要ではないのでしょうか。また、山が簡単に壊れないためにも、林業振興対策も合わせてしてはと思います、いかがでしょうか。

次に、学校給食無償化の問題に移ります。

子どもの健全な発達を支える上で、栄養バランスのいい給食は重要な役割を果たしていますが、無料化によって給食費の心配がなく、平等に全ての子どもたちに給食が提供できることはいいことだと私は思います。

憲法26条において、義務教育はこれ無償とするとされているの御存じだと思いますが、しかし、現実には無料なのは授業料と教科書に限られていますから、保護者の経済的負担は大きいと思います。

文科省の子どもの学習費調査によれば、副教材費、実習材料費、部活動費、修学旅行費、学校への納付金などで公立小学校の場合、年間約10万円、公立中学校で約18万円の負担となっています。そして、学校給食は有田川町で、小学校で年間5万3,100円、中学校で5万8,500円が平均的な負担であります。公立の義務教育を受けるだけで、こんなにお金を徴収されるのはいかがなものかと考えます。

2005年に食育基本法が成立し、子どもたちが豊かな人間性を育み、生きる力を身につけるためには、何よりも食が重要だとされました。文科省の食に関する指導の手引きにも、学校給食の一層の普及や、献立内容の充実を促進するとともに、各教科書等においても、学校給食が生きた教材としてさらに活用されるよう取り組むとあります。

学校における給食の推進は、心身の健康にとっても社会性や感謝の心をつかむ上でも、食文化の観点からも重要だとされています。ですから、義務教育無償の原則に従って無料化を求めるのは当然だと考えますが、給食費無料化を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

この質問の第2項目は後ほど質問いたします。

第3問、介護保険制度等についてであります。

65歳になった障害者や、40歳から64歳の介護保険制度の第2号被保険者であ

って、16の特定疾患より障害が重くなった障害者は、障害者総合支援法第7条の他方優先原則を理由に、障害福祉制度から介護保険制度に移行が求められています。

しかし、障害者支援制度と介護保険制度とは理念、サービス体系、認定基準、サービスの支給決定基準など、さまざまな点で違っていると思います。そして、障害者福祉制度の利用者負担は、2010年の国と障害者自立支援法違憲訴訟団との基本合意によって、市町村民税の非課税世帯は原則無料となりました。

こうした制度上の違いから、障害者は介護保険制度への移行に伴って、利用料負担の発生、2、支給される支援料の低下、3、支援の質の低下、4、環境変化に起因する諸問題等の深刻な人権侵害に直面します。

そして、障害者が65歳になって介護保険制度へ移る場合、居宅系障害福祉サービスにかかる国庫負担基準が切り下げられるということもあり、事業所などの経営にも影響が出てきます。

障害者総合支援法施行後、3年目を目途とした見直しのときに、介護保険制度に移行した場合、平均で7,189円の自己負担になることも明らかになってまいりました。

さらに、今年の4月から共生サービス制度をつくりましたが、この負担軽減策に対象制限が設けられ、全ての障害者が対象となっていません。しかも、障害福祉事業所が共生サービスを行うと減収になり、一方、介護保険事業所が行う場合、増収となる可能性が明らかになってまいりました。

やはり、是正措置を見ても、結局、介護保険優先が問題であるということに起因しているのではないのでしょうか。それで、65歳以上の障害者は介護保険制度が優先されますが、介護保険に同等のサービスがなければ、障害福祉サービスが受けられることの認識はどうですか、これでよいのでしょうか、御答弁をいただきたいと思います。

2つ目に、訪問介護の生活援助についてであります。訪問ヘルパーが家事支援を行う場合、国が決めた回数以上利用する場合は、ケアマネジャーに保険者、つまり町への届け出を義務づけるものであります。この10月から実施されています。基準回数は要介護1で27回、要介護2で34回、要介護3で43回、要介護4で38回、要介護5で31回であります。

例えば、要介護1で27回の制限となっておりますから、毎日利用できません。30回利用するとすれば、ケアプランを作成したケアマネジャーが町に届けて地域ケア会議を開きます。そこで厳しくケアプランの見直しをされます。そして、仮に不適切と判断されれば、ケアプランの是正が求められてまいります。つまり、利用回数が限度内の27回となってしまいます。これでは、適切なサービスが受けられないということも出てまいります。

そこで、当町の場合、利用回数が制限されている事例はどのぐらいあって、どのような対応になっているのか。また、家事援助の利用回数制限についての認識はいかが

でしょうか。

3つ目に、国は施設から在宅への介護を重視しています。しかし、在宅で介護の大変さは想像以上だと思います。ある家族の方から、どんな介護をしているか、経験を聞ける場所がないかと相談されました。

そこで、例えば湯浅町では、認知症対応ですが、ぴあサロン、認知症の方と家族の交流会を月1回開催しています。これは、地域包括支援センターが担当しています。パンフには、介護や医療に関する悩みや思いを話すことにより心が軽くなり、ストレス解消につながります。参加者同士で知識や経験を伝え合うことで、さまざまな情報を収集したり、同じ立場の方を救うことにもつながります。こういう内容で、交流できる場をつくっていただきたいのですが、いかがでしょうか。

これで、第1回目の質問を終わります。

○議長（殿井 堯）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

それでは増谷議員さんの御質問にお答えをしたいと思います。

まず1点目に、海南・紀美野風力発電計画の状況につきましては、事業者によりますと、関係地区の役員さんに事業説明に回っている状況で、地区により温度差があり、反対なので来ないでくれという地区や、聞くだけなら聞いてもいいというような、かなり温度差があるとのことでした。

ゴルフ場で風況調査を実施しているほかは特段の進捗は今のところございません。現在は社内における事業の可能性調査の最終段階の状況とのことであり、担当課からは、この風力事業に対する地域住民への不安がかなり高まっているので、関係する地区への説明会はもちろんですけれども、全住民を対象にした事業説明会を開催し、説明を尽くしていただきたいと伝えております。

中紀ウインドファームとの協定書の提出と土砂災害への対応についてでありますけれども、中紀ウインドファームとの協定書については存在を認識しておりませんので、提出することができません。土砂災害につきましては、和歌山県が許可を出している林地開発計画に沿って適切に進められていると思います。

低周波問題や土砂災害について、環境影響調査の中で専門家の意見として提起されるものだと考えております。

3点目の、有田川町大字上六川で行われている太陽光発電事業につきましては、平成28年3月31日に和歌山県より林地開発行為が許可され現在に至っております。和歌山県では、許可後6カ月ごとに施行状況報告書の提出を義務づけるとともに、担当職員が抜き打ち的に現場状況の確認に出向いているとお聞きをしております。

今回のりの面崩壊は、台風等による不可抗力的な出来事ではありますが、今後同じような崩壊が繰り返すことのないように、事業者から提出されている復旧計画を県が

審査中とのことで、排水計画の見直しや調整池のしゅんせつ等、細部にわたって指示を行っているところであると聞いております。また、議会と町による現地調査の申し入れにつきましては、県の担当者に問い合わせたところ、可能であるという返事をいただいておりますので、今後日程等の調整を議会としながら進めてまいりたいと思います。

規制条例の制定につきましては、太陽光発電施設に対する規制は和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例が本年6月から施行されたところでありますので、まずこの規制の効果を見守りたいと考えております。

風力発電事業については、太陽光発電事業よりも高いレベルの国による広範囲の環境影響調査が義務づけられており、これを超える規制を設けようとするれば多方面にわたる高度な専門的な観点からの考察が必要となるため、現在のところ町では制定を考えておりません。

2番目の学校給食の無償化でありますけれども、当町の学校給食は、保護者の皆様からの給食費と町の負担で実施しています。学校給食法では、人件費、施設費などを学校設置者の負担とし、それ以外の食材料費、光熱水費、配送経費などが保護者の負担とされております。

有田川町では、保護者の皆様の負担軽減のため、食材料費相当額だけを学校給食費として御負担をいただいております。その1食あたりの平均額は、243円であります。また、諸般の事情でどうしても、御負担のいただけない家庭につきましては、有田川町就学援助費補助要綱にのっとり、食材費を負担しなくてよい措置をとってまいります。

当面は、保護者と町が力を合わせ、子育てを行う観点からも現状を継続していきたいと考えております。

次に、介護保険制度等についてであります。

1点目、65歳以上の障害者は、介護保険が優先されるが、介護保険に同等のサービスがなければ障害福祉サービスが受けられるかとの質問でありますけれども、基本65歳以上の要介護認定者については、介護保険サービスの利用が優先です。高齢者障害者の方で介護保険サービス以外の障害者サービスを希望する場合には、障害者サービスが利用できます。

2点目の訪問介護の生活援助についてでありますけれども、平成30年10月より、訪問介護における生活援助中心型サービスが通常の利用状況から、かけ離れた利用回数となっているケアプランについて、市町村への届け出が義務化され、そのケアプランについて検証を行うことになりました。

平成30年11月末までに、4件の届け出がされており、内容を確認したところいずれも適正であると判断しているところであります。

3つ目の在宅での介護者の負担軽減から介護者同士の経験交流の場についてであり

ますけれども、現在、在宅介護を行っている方の交流事業として、有田川町社会福祉協議会にて行っています、リフレッシュ事業や地域包括支援センター主催のぴありんくる（介護者同士の交流の場）事業を、今後も充実してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

再質問させていただきます。

まず、第1問の海南・紀美野風力発電計画であります。業者は簡単に諦める状況でないというのがはっきりしております。

それで、先ほどの御答弁で説明会というお話ありましたが、もう実際どこかの地域で説明会をやっているのですか、その点まず確認させてください。

○議長（殿井 堯）

建設環境部長、鈴木幸敏君。

○建設環境部長（鈴木幸敏）

問い合わせたところ、現在、まだやっていないというように聞いております。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

ということは、まだということです。計画は入ってますか。

○議長（殿井 堯）

建設環境部長、鈴木幸敏君。

○建設環境部長（鈴木幸敏）

そちらも現在は聞いておりません。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

この設置予定の関係区の温度差の答弁ありましたけども、反対を明確にしている区も新たに出てきました。畦田なんかは反対の看板も2カ所立っておりますし、西ヶ峯の住民の方が地域の方をお願いして、2カ所ぐらい新たに反対の看板も設置するという話になってきておまして、大体、その4,500キロワットの風力については、やっぱり反対の声が多いと思うんですよ。

事業者のああいう態度を見ていけば、町長もやっぱりおかしいと思うでしょう。その点どうですか。事業者は、町長もどうかと思うでしょう。

○議長（殿井 堯）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

おっしゃるとおり、反対の地域だんだんとふえてきまして、立て看板もふえてきております。やっぱり、これは事業をすゝるとこは、一切土地ももってないし、このぐらい反対あれば、かなり建設には難しいのかなという感じをもってます。というのは、4, 500キロ、大きな風車をあげようとするれば、海南から既に道をずっと広げてこなあかんというような規模のものでありますし、また、風車から風車の間へも土地をずっと道をつけていかなんという中で、このぐらいの地区が反対すれば、1基や2基立つかわかりませんが、そのために大きな道広げたり、採算的にはとても合わない状況だと僕は思ってます。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

ここでもう一つ心配する点があるんですが、海南カントリーゴルフ場、ここへ業者がもうオーケーしたというような話もうわさで聞くんですが、そうになってないですよ。

○議長（殿井 堯）

建設環境部長、鈴木幸敏君。

○建設環境部長（鈴木幸敏）

現在わかっている範囲では、そのことは聞いておりません。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

この業者の計画は、我が町だけでなく兵庫、鳥取、島根でも計画してありまして、それぞれ島根や鳥取の話見ますと、やはり住民が怒って反対運動が起こってるんですね。業者の視点というのは、うちよりもひどいような状況の話をしてるようです。

ですから、絶対このこちらの計画については、ともに町と住民の方と一緒に反対の運動を、ぜひ一緒にかかわっていただきたいと思いますが、町長その。

○議長（殿井 堯）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

やっぱり町民の総意であれば、その方向で進めていかなあかんのかなという考えもってます。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

次に、修理川のウインドファームの計画なのですが、もう第1期は始まってますよね、工事。ウインドファームの第1期工事もう始まっておりまして、私ども見に行っただけですけど、やっぱり心配する面というのは、やっぱり土砂崩れ、実際、林道走っても土砂崩れが1カ所大きなところがありましたし、ですから、あんだけ山の木を切っても丸裸になって、そこへ建てるわけですから、業者は真面目な対応しているような話もされるんですけども、実際に災害が起こった場合、どこが責任もつかという話が出てくるんですよ。

業者の姿勢は、業者の責任で起こったものは業者が責任をもってやるということですから、自然災害という不可抗力があれば、業者は対応しないという姿勢ですが、そうなったら町長はどう考えますか。

○議長（殿井 堯）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

もう災害が起こらんことは願ってるんですけど、これは県が林地開発の許可を出すときに、いろんな細部にわたって条件を出していると思います。簡単に崩れたり、そういうこと、簡単に乱開発するような条件では林地開発を出してないと思うので、やっぱり県を信用していきたいなと思います。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

不可抗力ってやっぱりあるわけでしょう、幾ら県を信用しても。だから、この地盤が専門家が危ないですよと言ってるわけですね。その地質の専門家が現地調査しているわけなんです。その判断が危ないという判断なんですよ。

ですから、県の言うことよりも、やはり専門家の話のほうが私は妥当だと思うので、その点で定期的な監視、今計画書等監視する必要があると思うんですが、その点どうですか。

○議長（殿井 堯）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

県がやっぱり開発許可、林地開発の許可は出した以上は、県も必ず定期的に監視を行っていくと思います。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

次に、第2期ウインドファーム、新規の計画ですが、今の計画の延長線上でいくわけですよ。この間、環境影響評価報告書について意見を求めておりました。締めき

りましたが、この中で住民の意見としてどのようなものが出されたのか、主なもの把握されていたら、説明をしていただきたいんですが。

○議長（殿井 堯）

建設環境部長、鈴木幸敏君。

○建設環境部長（鈴木幸敏）

報告書ではなくて配慮書の段階なんですけども、現時点ではまだその正式な結果が、意見等が出ておりませんので、まだ把握しておりません。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

これを審査する審査委員会が開かれておったと思うんですが、それは確かですか。

○議長（殿井 堯）

建設環境部長、鈴木幸敏君。

○建設環境部長（鈴木幸敏）

この審査委員会は、もう一回開かれました。配慮書については、多分1回であると思いますので、もう審査会はこれで終わっていると思います。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

その審査会で、主などんな意見が出されたか、把握されておりますか。

○議長（殿井 堯）

建設環境部長、鈴木幸敏君。

○建設環境部長（鈴木幸敏）

うちの職員も傍聴に行きまして、やはり、その環境問題であるとか、生態系への異常とか、そういう意見が多く出されていたと聞いております。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

次に、低周波問題についてであります。海南市下津の大窪の住民が低周波で被害を訴えていました。移住された方もおられましたけども、この低周波問題について、ちょっと外国の事例なんですけども、平成29年10月にオーストラリアで低周波被害を認める判決が出ました。これは、行政控訴裁判所というところですが、風車が生み出す低周波音と、超低周波音は病気に至る道になると宣言しております。

睡眠妨害や心理的ストレスで引き起こされている風車騒音が睡眠妨害の開地とされている。40デシベルを超える例が無数に記録されていることを発見し、たとえ耳に聞こえなくても低周波音、超低周波音は人体にその他の影響を与えているんだろう。

それは、聴覚を介して起きるものではないが、かといって全てがわかっているわけでもない。それらの影響には、船酔い状態や目まい、耳鳴りのような症状が含まれる。まだ、風力事業者が取り入れているデシベルスケールA測定方法は、被害の想定には適切でないことも確認されている。

なぜなら、風車が出す音のかなりの部分は低周波数域に則しているが、この測定方法では音が出ている最中の低周波音の存在やそのピークを正確に固定できない、それどころか、デシベルスケールAは、音のレベルを平均化することで、被害をもたらす音の存在を隠してしまう。しかも、このデシベルスケールAを重視するシステムがあらゆる風車騒音のガイドラインの基礎とされているということで、これは、日本気象協会がじきに出すデシベルの騒音の数値ですが、これ明らかに間違っているという判決が出ているわけです。

裁判所は、結論としてWHOも環境中の騒音にさらされた人々と、その健康被害の関係を示す大規模疫学調査に基づく十分な証拠とするスタンスであることを示していますということです。

このオーストラリアの住民の被害も出ている事例でも報告されていますが、とにかくヨーロッパでは、風車から10キロメートル離すのが基本で、半径2キロメートルは危害が甚大だと指摘しております。

ですから、こういう問題でも日本の場合を考えたらひっかかってくるんじゃないかと思いますが、今のこの説明を聞いて、町長どんなに思います。

○議長（殿井 堯）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

今のところ、我が町ではそういう報告も一個も受けてないです。実は、今度の延長するときも、前のときも、2つの字から、ぜひ呼んできてほしいと、もう地域が過疎化で物すごくする、何とか地域の活性化になると思うので、ぜひこっち来てもらうという、来てほしいという要望書もいただきました。

やっぱりそういう地域もあって、今のところ田角・長谷なんですけれど、うちのところへはそういう苦情もあんまり来ておりません。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

それは、町長まだ回してないから当然なんですよね。でも、実際、開始、供用開始したら、どうなるかというのは誰もわからないですからね。でも、起こってしまって、対応できなかつたら、これは大変なことだと思うので、だから、私今の段階でややこしい、危ない、予想されることは除去する対策を町が業者に求めるとか、そういうことぜひともしていただきたいということなんですけど、その点は御理解いただけますか。

○議長（殿井 堯）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

また一回、議会の人にも見学してもらえるとということでありますので、ぜひみんなのどんな状況も知れない議員さんもいっぱいいてと思うので、ここで判断するより、みんなで行って、これほんまに危ないん違うかというのであれば、また、こっちからも業者にここ改善してもらわな危ないでというふうなこと、また、県を通じて抗議できますので、その方向でいきたいと思います。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

それでは、次の規制条例の問題なんですが、一般住宅用の規模を除いての売電が目的の企業などを対象にしてということなんですけども、先進地の事例も参考にさせていただきたいんですけども、例えば5つの自治体の条例を調べてみました。共通しているのは規制区域の設定です。ここはつくってはだめですよ。例えば、土砂災害起こるようなところとか、住宅密集してとか、そういう規制区域を明らかにしているのと、出力の設定、原状回復義務、住民への説明、報告と立入調査、これが多く共通してます。ほかにも、低周波音の問題、騒音対策、日陰の対策や電波障害、景観、動植物への対応、光公害、光の害の対策、住民との良好な関係づくり、計画には60日前の提出の義務づけとか、こういうのが出ております。

ぜひとも、今のところ考えてないということではありますが、現実に太陽光発電でもいろいろ問題起こってきてるの町長御存じだと思うんですよ。やはり、こういう規制する内容のものが必要だと思うので、ぜひ検討していただきたいんですが、その点はいかがですか。

○議長（殿井 堯）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

今、県が太陽光については規制の条例つくってますので、それを参考にして少し見守りたいなと思います。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

それはそれで結構なんですが、県の場合は50キロワット以上でしょう。だから、50キロワット以下のところで問題が出てきておる。その点、対応を求めているわけです。

○議長（殿井 堯）

暫時休憩します。

~~~~~

休憩 15時48分

再開 15時48分

~~~~~

○議長（殿井 堯）

再開いたします。

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

だから、全国的な事例です。そこが悩みの種で、だから条例で市町村が50キロワット以下のやつでも対応するように条例をつくってるわけなんですよ。だから、そこらも一度条例を見ていただいて、検討していただきたいと思います。

○議長（殿井 堯）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

県の条例を参考にしてから、検討していきたいと思います。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

県の条例だけでなく、全国の市町村の条例もぜひとも見てください。

次に、給食無料化の問題ですけれども、無料化は保護者負担を軽減し、少子化対策など地域の活性化を目指す施策としてだけでなく、子育て支援や給食を教育の一環として捉える食育推進を理由にしています。

県内では、高野町、北山村、古座川町、御坊市、みなべ町、日高川町、広川町は実施に、向けて検討中だそうですが、こういうところの状況どんなに思われます。

○議長（殿井 堯）

教育部長、井上光生君。

○教育部長（井上光生）

全国的には、文部科学省が29年度の給食の調査してます。そのときには、4%程度が無償化を実施しているというふうなことを文科省からも資料では把握しているところですよ。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

私、小田原市の事例を出したいと思うんですけども、対象は6,000人やそうです、子どもさん。無料化しているんですけど、2012年実施した学校給食無料化アン

ケート結果ですが、学校給食に充てていたお金の使い道を聞いています。その回答を見ますと、5割以上の保護者が生活費として活用できるとなっており、そのほとんどが子どものために有効に使われていると出ています。また、子どもへの教育や将来の備えとしていると回答もあったとされています。

学校給食の無償化は、納税の大切さや地域住民への感謝の心を教育するきっかけになることがわかったという記述もあったそうです。効果は大きいと言いますが、再度、無料化考えませんか。

○議長（殿井 堯）

教育部長、井上光生君。

○教育部長（井上光生）

確かに、議員おっしゃるそういう面もあるかと思うんですが、町長の答弁とも重複しますけれど、給食費を納めづらい、諸般の事情で納めづらい御家庭につきましては、有田川町の就学援助費補助要綱にのっとり、食材費も無償になるというところまででございます。

そして、議員おっしゃるところの食育という観点からは、無償にしてもというところでもあります。例えば、食育の観点からいきますと、町内で農業を営む団体からミカンを寄附いただいたり、そしてまた、補正予算でミカンを出したりというところもありますし、県の施策ではカキや桃をいただいたり、和歌山県、有田川町の中で、その産物というのはどういう位置を占めていて、また、どういう体の仕組みの中では役立っていく。また、いろんな味のアレンジをして、子どもたちの授業の中で取り入れていると、こういったことで食育というものを実践してはいます。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

先ほど、就学援助の対応のお話されましたけども、これは、保護者が申請するということと、情報も十分なかなか周知されておらず、また、保護者が一旦納付し、後から還付されるということになりますので、当面のお金のやりとりについては苦勞すると思うんです。また、これは自治体によってばらつきがあって、低所得者層を必ずしもカバーしているとは言えない状況だと思うんです。

それで、再度お聞きしますが、学校給食並びに同法との施行について、通達御存じですか。

○議長（殿井 堯）

教育部長、井上光生君。

○教育部長（井上光生）

済みません、勉強不足で内容的にはちょっと。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

これによりますと、通達では経費の負担等で学校給食の実施に必要な経費は、原則として小学校等の設置者と給食を受ける児童の保護者とが、それぞれ負担することを定めた。これらの規定は、経費の負担区分を明らかにしたもので、例えば、保護者の経済的負担の現状から見て、地方公共団体、学校法人、その他のものが児童の給食の一部を補助するような場合を禁止する意図ではない。要するに、これらの規定は小学校等の設置者と保護者の利用者の密接な協力により、学校給食がいよいよ円滑に実施され、健全な発達を見ることが期待されるという立法の根本趣旨に基づいて解釈されるべきであるということは無償化始めるところもあります。

○議長（殿井 堯）

教育部長、井上光生君。

○教育部長（井上光生）

その内容をもう少し勉強させてください。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

それは、前向いていくという意味ですか。

○議長（殿井 堯）

教育部長、井上光生君。

○教育部長（井上光生）

いろいろな観点から勉強させてください。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

ぜひとも、これは文科省の通達参考にしてください。担当者に聞いてみてください。そう答えますから。

仮に、全面的に実施できなくても、暫定的な措置、考えられないか。例えば全員に半額補助とか、第2子、第3子から全額補助とか、中学校まで全額、あるいは半額補助とか、古座川町では小学校のみで、2016年度から御坊市、みなべ町は第3子以降から、日高川町は第1子、第2子の給食無料に見合う額の商品券寄附となっています。参考になると思うんですが、どうですか。

○議長（殿井 堯）

教育部長、井上光生君。

○教育部長（井上光生）

それも調査させていただいて、参考にさせていただきます。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

最後に、この無償化については、今の政府の中でも、安倍内閣の中でもこの無償化の話が出ましたよね。途中で途切れましたけども、やっぱり上でもそういう話が出てきてるわけですよね。ここは大事だと思いますよ、部長。

それで、ぜひ、財源の問題も出てまいります。私の試算では8,500万円あれば十分だと思いますが、8,500万円。一方、財源どうするんかという話になります。毎年、決算のあれみますと不用額が29年度3億円、28年度3億円、3億円から、24年度は6億円かな、不用額そんだけ出てるんですよ。だから、それを活用すれば十分対応できるじゃないですかね、町長。

ですから、私は当面、国で無償化の検討されたことありますので、町村会として、町長は国の制度として給食無償化の声を上げていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（殿井 堯）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

今、ちょっと増谷議員の話を聞いてまして、僕子どものころを思い出しました。多分、ここにあるほとんどといったら悪いかな、うちも貧しい農家育ちで育って来ました。その中で、母親の朝寝てる姿見たことありません。皆、弁当をつくってくれて、もたしてくれて、それがやっぱり親子のつながり、僕その銭金と違うと思います。

そういう観点から、僕が町長の間は無償化はいたしません。それだけもう断言しておきます。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

また、町長えらいこだわってますね。今はそういう時代違うんですよ。今の若い夫婦の状態を見たら、そういうことできないのわかりきってますよ。

○議長（殿井 堯）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

子育てについては、議員知ってる通り、県下でもほんまにうちは進んでいるとこであります。それで、やっぱりあんたの僕との考えが非常に違うところがあるので、おっしゃったとおり、僕が町長やっている間は、給食の無償化というのはやりません。それだけ断言しておきます。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

それは町長、子育て支援についてはどう思います。

○議長（殿井 堯）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

子育て支援は、うちは十分過ぎるほどやってると思います。もうあなたに言われて、高校まで無料にせえいうたら無料にしたり、小学校を無料にせえいうたら、次に無料にしたら中学校せえと堀江議員が言って、その次に、また増谷議員さんが高校まで、それはやっぱり大事やと思って僕やってるんやけど、今の給食については、さっき言うたように、ここにあるほとんどの人がそういう経験で、やっぱりそういうことがあってこそ、親のありがたみというのがわかるので、増谷議員と僕と全然考え方が違うんで、悪いんですけども、僕の町長の間、やめたら次の人にまたお願いしてください。僕の町長の間、絶対しません。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

何か町長、えらいこだわってますね。町長の姿勢としては、ちょっと変わって、いつもそんな違うと思いますよ。

ほんまに、それは昔の話が通じる、今は若い世代はそういう話通じませんよ。現実みたらわかりますよ。

町長、どういう努力されているの、そういうことのために、どういう努力されているの。

○議長（殿井 堯）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

若い人にもそういうことをやってほしいなど、増谷議員さん、僕ら多分同じ年代の子そうやと思うけど、そういう親が殺したり、友だち殺したり、そんな事件って一個もありませんでした。やっぱり親殺すというのは、親のありがたみ一個も子どもがわかってないんで育ってきたんで、こういう事件が起こってくる。そこが、あんたと僕の考え方の違いやという、それわかってください。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

その問題はね、全然とらえ方違いますよ。今の社会がこういう、せつない社会になってきたから、こういう事件が起こってくるんですよ。

だから、町長はそういこじにならずに、やっぱり若い世代の子育てを考えてあげたら、町長はやっぱり傾くべきだと思います。どうですか。

○議長（殿井 堯）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

子育て支援については、これからいろいろ、まだまだやっていきたいと思いますが、給食については、それは銭金と違います。ちょっと考え方の違いだということだけわかっていただきたいと思います。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

こうやっても平行線なので、私は次の議会でまた町長に、今度はぎゅっと言わせたいと思いますので、質問終わります。

介護保険の問題です。この問題は全国で取り上げられております。厚労省が通知を出しました。内容は、サービス利用の理由はさまざまであるため、介護保険サービスを一律に優先しない。2つ目に、介護保険に移行、システム支給料が減った場合は、その不足分を障害福祉サービスから支給できること。3、介護保険制度にない障害福祉固有のサービスは継続支給できること。4、介護保険制度意向に同意しない障害者には、継続して勧奨を行うことを周知すれば対応は可能であると答えています。ただし、この通知は市町村への拘束力はないとされておりますが、そこで、当面、負担軽減策の対象制限の廃止、障害者福祉事業所が高齢障害者に共生サービスを提供する場合、障害福祉サービスと同等の報酬を担保する。2つ目に、基本合意文書や骨格提言が提案する総合支援第7条の撤廃、選択制の導入があるので、町の判断ができるものからやっていただきたいし、できないものは国へ働きかけていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（殿井 堯）

福祉保健部長、前久保眞次君。

○福祉保健部長（前久保眞次）

ただいまの質問ですけれども、障害サービスについては、施設サービスをしてるんですけども、その負担については、今、国の基準を適用していきたいと思ってますので、また、基準の改定について、国のほうに申し入れはしたいと思っております。

以上です。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

基準通りということですが、その人の状況を見て対応していただきたいと思います。

それでいいですか。

○議長（殿井 堯）

福祉保健部長、前久保眞次君。

○福祉保健部長（前久保眞次）

その辺はまた検討してまいりたいと思います。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

2つ目の生活援助のことですが、4件の事例があるという答弁でありました。しかし、今後ふえてくる可能性があると思います。家事援助と言っても、専門性を身につけたヘルパーが行うものですから、例えば、ポイント券での利用や、月1回の配食サービスでは、私は対応できるものではないと思っております。また、議論する地域ケア会議ですが、月1回の開催で3件しか判断しないということでお聞きしましたが、メンバーにリハビリ職の協会や、歯科衛生士協会、管理栄養士協会、県ケアマネ協会、県長寿支援課のオブザーバーなどが中心占めていますから、それでケアマネが出したケアプランについて、いろいろ聞かれる可能性があります。生活援助の提携をちゅうちょさせる可能性が私はケアマネから出てくるのではないかと心配するんですが、利用制限は機械的に行わないよう、再度求めたいと思いますが、担当部長いかがですか。

○議長（殿井 堯）

福祉保健部長、前久保眞次君。

○福祉保健部長（前久保眞次）

その件につきましては、ケアプランについては、本人の生活待遇、環境等も考慮してやっておりますので、その分についての検討は、今後の中で考えていきたいと思っております。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

とにかく、機械的な対応は求めないにしておきたいと思います。

最後に3点目ですが、介護の交流になると日ごろから介護していますから、そのときの介護者をどうするかという問題が出てきます。そのときはデイサービスに行くとか、もしくはまた、介護している方にどういうふうに知らせるかという問題もあります。実施している町から、どう対応するか聞いていただいて、こういう内容の交流会をぜひもっていただきたいと思いますが、部長いかがですか。

○議長（殿井 堯）

福祉保健部長、前久保眞次君。

○福祉保健部長（前久保眞次）

当然、地域包括センターについて、今後また、交流の事業についての運営をもっと充実していきたいと考えております。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

終わります。

○議長（殿井 堯）

以上で、増谷憲君の一般質問を終わります。

……………通告順9番 1番（堀江眞智子）……………

○議長（殿井 堯）

続いて、1番、堀江眞智子君の一般質問を許可します。

堀江眞智子君の一般質問は一問一答方式です。

1番、堀江眞智子君。

○1番（堀江眞智子）

議長の許可をいただきましたので、1番、堀江、質問をさせていただきます。

質問に入る前に、町長に、今ちょっとヒートアップしてましたが、元に戻って御答弁いただきますよう、よろしくお願いいたします。

まず最初に、就学援助について質問をさせていただきます。これまでも、就学援助について、質問をされた議員さんがおりましたが、就学援助とは生活保護を必要とする世帯、また、生活保護に準じた保護が必要な世帯の児童・生徒に対して義務教育を円滑に実施することができるように、学用品費や修学旅行など、一定の援助を行う制度であります。

有田川町では、昨年、中学入学の入学準備金の支給を入学前までにすることを町長が決断をされました。小学校入学準備金についても、小学校入学の準備に間に合うように支給実施をすることにしませんか。

先日、毎年取り組まれている住民要求大運動の中で要求をされていましたが、やはり、小学校入学前の入学準備金の支給は難しいとのことでありました。けれど、県内でも印南や日高町などで実施をされていますし、全国的にも大きな市ではありますが、福岡市、枚方市、札幌市、いわき市、堺市、草加市、名古屋市、神戸市など、新入学学用品については、入学前に支給をすることが進んでいます。

私は、その町の子育てにかかわる心意気がわかる目安の1つであると思っています。現在、実施しているところは入学などの検査の実施時にお知らせをし、その申請に伴い実施しています。収入を調べれば、すぐにできることではないかと思いますが、そのためにも申請時にはどういう環境であれば申請できるのか、そのことをクリアな状況にしなければならないと思いますがいかがですか。

そして、2番目の質問ですが、風疹ワクチン等接種費用助成について、質問をさせ

ていただきます。

近年、都市圏を中心に風疹が流行しているとのことであります。風疹の予防接種は男性は39歳以上、女性は56歳以上が受けていないということでもあります。妊婦が風疹にかかると子どもに障害が残ることがわかっています。

現在、妊娠希望の女性とその夫への予防接種補助が行われていますが、妊婦であっても仕事をしていたり、買い物に行ったり、人ごみの中へも行くことがあります。予防接種補助の拡大をどう考えておられますか。そのためにも、抗体検査実施の費用の助成を考えてはどうですか。

この質問をつくった後、昨夜のニュースで国がこれらの補助をすることを決めたとのニュースがありました。来年度からとのことであろうと思われませんが、少しでも早く取り組むことが大切だと思います。どう対応されますか。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（殿井 堯）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

堀江議員さんにお答えしたいと思います。

御質問の就学援助費の入学準備金、前からも言われてました。ただ、これ小学校入学前になかなか現場で判断するのが難しいということで今まで見送ってきたんですけども、やっぱりいろんな県内の動き等々を見て、来年度末には実施できるようにしていきたいと思います。今年度は準備整ってないので、来年度からやっていきたいと思ってます。来年度の末から準備させていただきます。

それから、次に風疹のことでもありますけれども、現在、風疹予防接種の枠の拡大を考えてはどうかという質問でありますけれども、風疹ワクチンの予防接種は法定期接種として1歳児と小学校入学前、1年間の幼児への2回接種を行ってます。また、有田川町風疹予防接種費用助成事業にて、妊娠を予定している人、19歳以上50歳未満の女性及び妊娠している女性の配偶者の方に、予防接種費用の全額で上限1万円の補助金を受けて助成を行っております。

来年度の県補助事業が継続されるかは現時点で未定でありますけれども、仮に県がやめても、うちはその県の分ももって来年度もやっていきたいなと思っております。

なお、対象枠の拡大については、堀江議員も御承知のとおり、来年度から39歳から54歳までの人を対象に2年か3年かけて全部接種するという方針が打ち出されています。恐らく、これは国費で今まで受けてない対象の人も接種を行われるように聞いております。来年度からやるそうです。

2点目の抗体検査実施と費用の助成を考えてはどうかについては、現在、風疹抗体検査は県事業として、各保健所が窓口となって実施をされております。よって、町独自の抗体検査実施と費用助成は、現時点では考えておりません。

以上です。

○議長（殿井 堯）

1 番、堀江眞智子君。

○1 番（堀江眞智子）

就学援助については、この間、住民要求のときにまだまだしてもらえないような感じでしたが、そのように決めていただいて、来年度からしていただくということではなかったなと思います。

ただ、その知らせるときにやはり申請の仕方というか、どういう人が申請できるのかということクリアにお知らせをすることが目安になると思うんですけども、そのことを合わせてお願いしたいと思います。

私、この有田川町が先ほども言いましたけれども、県下一子育てのしやすい町、全国一子育てのしやすい町となることを望んでいます。これは、町長や教育長も同じ思いであると思うんです、部長も。

なぜかという、子どもはそれぞれ家族の一員であると同時に、この町の未来を担っていく一員であるからです。家庭の困難さの中で子どもを育てるのに、経済の違いで頑張らなければ育てられないというのであれば、子どもの数はまだ今後減っていくことが、減少になるでしょう。

就学援助のことだけでなく、子育てにかかわる全ての施策で、できることは全てやっていくということが、この若い方々の住みよい町としてこの有田川町が認識されていくことだと考えておりますので、今後ともよろしくお願いしたいと思います。

答弁は結構です。

それから、風疹のことについては、国も来年度からそういう接種の補助をするということで、どんどん知らせていくことが大事だと思うので、そこのところをやはり国だけじゃなくて、昨日もテレビで1回しか見てないんですよ。今朝、ちょっと新聞を見る間なかったのを見てないんですけども、やっぱり若い世代とかも新聞なんかを見てなくて、町の広報とかSNSとか、インスタグラムも始めた、この間見ましたけれども、そこへでも流していくと、いろいろなソーシャルネットサービスというのをを使って知らせていくことが大切だと思いますので、よろしく願いいたします。

もう答弁は結構です。これで質問を終わります。

○議長（殿井 堯）

以上で、堀江眞智子君の一般質問を終わります。

本日の一般質問はこれで終わります。

お諮りします。

日程第2から日程第10の議案9件を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

異議なしと認めます。

したがって、日程第2から日程第10までの議案9件を一括議題といたします。

提案理由の説明を町長、中山正隆君に求めます。

○町長（中山正隆）

それでは、今議会の追加議案の提案理由の説明を申し上げます。

議案第99号は、平成30年度有田川町一般会計補正予算第6号であります。

今回の補正は、職員の給与改正等に伴い、職員の給料・期末勤勉手当・共済組合負担金・退職手当負担金等の増額補正を行うものであります。また、それぞれの特別会計の人件費増額補正に伴い、繰出金を計上しております。

その結果、今回の補正額は、1,486万5,000円の追加となり、補正後の予算総額は、169億2,450万2,000円と相成りました。

この補正の財源といたしましては、繰越金を充てることにいたしております。

議案第100号は、平成30年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号であります。

今回の補正は、職員の給与改正に伴い、職員の給料・期末勤勉手当・共済組合負担金・退職手当負担金等の増額補正を行うものであります。補正額は、55万円を追加し、補正後の予算総額は、37億3,794万2,000円と相成りました。

なお、補正額の財源といたしまして、一般会計からの繰入金を充てることにしております。

議案第101号は、平成30年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号であります。

今回の補正は、職員の給与改正に伴い、職員の給料・期末勤勉手当・共済組合負担金・退職手当負担金の増額補正を行うものであります。補正額は、5万8,000円を追加し、補正後の予算総額は、7億4,954万4,000円と相成りました。

なお、補正額の財源といたしましては、一般会計からの繰入金を充てることにしております。

議案第102号は、平成30年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算第2号であります。

今回の補正は、職員の給与改正に伴い、職員の給料・期末勤勉手当・退職手当負担金の増額補正を行うものであります。補正額は、35万2,0

〇〇円を追加し、補正後の予算総額は、３２億７，９３６万２，〇〇〇円と相成りました。

なお、補正額の財源といたしましては、一般会計からの繰入金を充てることにいたしております。

議案第１０３号は、平成３０年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算第３号であります。

今回の補正は、職員の給与改正に伴い、職員の給料・期末勤勉手当・共済組合負担金・退職手当負担金の増額補正を行うものであります。補正額は、１７万９，〇〇〇円を追加し、補正後の予算総額は、６億３，〇５１万６，〇〇〇円と相成りました。

なお、補正額の財源といたしましては、一般会計繰入金を充てることにしております。

議案第１０４号は、平成３０年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算第３号であります。

今回の補正は、職員の給与改正に伴い、職員の給料・期末勤勉手当・共済組合負担金・退職手当負担金の増額補正を行うものであります。補正額は、１９万１，〇〇〇円を追加し、補正後の予算総額は、１９億９，１１４万円と相成りました。

なお、補正額の財源といたしましては、一般会計繰入金を充てることにしております。

議案第１０５号は、平成３０年度有田川町農業集落排水事業特別会計補正予算第２号であります。

今回の補正は、職員の給与改正に伴い、職員の給料・期末勤勉手当・共済組合負担金・退職手当負担金の増額補正を行うものであります。補正額は、９万８，〇〇〇円を追加し、補正後の予算総額は、２億９，８３５万６，〇〇〇円と相成りました。

なお、補正額の財源といたしましては、一般会計繰入金を充てることにしております。

議案第１０６号は、有田川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

平成３０年８月１０日付の人事院勧告による国家公務員の一般職給与法の改正等に伴い、本町もこれに準じ職員の給与について所要の改正を行うものであります。主な改正の内容といたしましては、平成３０年４月に遡り、給料表の引き上げを行い、勤勉手当については、支給額を現行の年間１．８カ月から１．８５カ月に、〇．〇５カ月分引き上げます。また、宿日直手当は４，２００円から４，４００円に上げるものであります。

議案第107号は、平成30年度平成30年災第159号町道板尾大橋沼谷線道路災害復旧工事の請負契約についてであります。

平成30年度平成30年災第159号町道板尾大橋沼谷線道路災害復旧工事を施工するため、平成30年12月6日、指名競争入札に付したところ、有田川町大字清水1340番地、織本組、織本靖之氏が、9,921万9,600円で、落札いたしましたので、工事請負契約を締結するにあたり、議会の議決をお願いするものであります。

以上で提出議案に対する私の説明を終わります。何とぞ、御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（殿井 堯）

以上で、町長の提案理由の説明が終わりました。

続きまして、補足説明はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

ないようですので、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

日程第2、議案第99号から日程第10、議案第107号までは、提案理由の説明だけにとどめ、議案調査のため審議を中止したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

異議なしと認めます。

本日はこれで延会します。

なお、次回の本会議は12月18日火曜日、午前9時30分から開議します。

~~~~~

延会 16時27分